七飯町地域防災計画

令和５年３月

七 飯 町 防 災 会 議

用　語　例

本計画で使用する用語等は、次による。

表　　記	説　　明
基　本　法	災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）
救　助　法	災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）
水　防　法	水防法（昭和２４年６月４日法律第１９３号）
町　防　災　会　議	七飯町防災会議
本　部　（　長　）	七飯町災害対策本部（長）
町　防　災　計　画	七飯町地域防災計画
防災会議構成機関	七飯町防災会議条例（昭和３７年１２月２４日条例第１７号）第３条に定める委員の属する機関
災　　害	基本法第２条第１号に定める災害
防　　災	基本法第２条第２号に定める防災
災害予防責任者	基本法第４７条に定める防火に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第５０条第２項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要　配　慮　者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難支援等関係者	地域防災計画に定められた、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係者をいう。
複　合　災　害	同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

目　　次

第１章 総　則
第１節　計画策定の目的　1
第２節　計画の構成　1
第３節　計画推進に当たっての基本となる事項　2
第４節　計画の修正要領　2
第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱　3
第６節　町民及び事業者の基本的責務等　１１

第２章　七飯町の概要
第１節　自然条件　１４
第２節　災害の概況　１４

第３章　防災組織
第１節　組織計画　１５
第２節　災害対策本部　１７
第３節　気象業務に関する計画　２８

第４章　災害予防計画
第　１　節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画　３１
第　２　節　防災訓練計画　３３
第　３　節　物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画　３４
第　４　節　相互応援（受援）体制整備計画　３５
第　５　節　自主防災組織の育成等に関する計画　３６
第　６　節　避難体制整備計画　３８
第　７　節　避難行動要支援者等の要援護者に関する計画　４４
第　８　節　情報収集・伝達体制整備計画　４７
第　９　節　建築物災害予防計画　４８
第１０節　消防計画　４９
第１１節　水害予防計画　５０
第１２節　風害予防計画　５２
第１３節　雪害予防計画　５２
第１４節　融雪災害予防計画　５４
第１５節　土砂災害予防計画　５５
第１６節　積雪・寒冷対策計画　５７
第１７節　複合災害に関する計画　５９
第１８節　業務継続計画の策定　５９

第５章　災害応急対策計画
第　１　節　災害情報収集・伝達計画　６１
第　２　節　災害通信計画　６３
第　３　節　災害広報・情報提供計画　６７
第　４　節　避難対策計画　６９
第　５　節　応急措置実施計画　７７
第　６　節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画　７８
第　７　節　広域応援・受援計画　８３
第　８　節　ヘリコプター等活用計画　８５
第　９　節　救助救出計画　８７
第１０節　医療救護計画　８８
第１１節　防疫計画　９８
第１２節　災害警備計画　１０１
第１３節　交通応急対策計画　１０２
第１４節　輸送計画　１０６
第１５節　食糧供給計画　１０８
第１６節　給水計画　１０９
第１７節　衣料・生活必需品物資供給計画　１１１
第１８節　石油類燃料供給計画　１１３
第１９節　電力施設災害応急計画　１１４
第２０節　上下水道施設対策計画　１１５
第２１節　応急土木対策計画　１１６
第２２節　被災宅地安全対策計画　１１８
第２３節　住宅対策計画　１２０
第２４節　障害物除去計画　１２３
第２５節　文教対策計画　１２４
第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画　１２６
第２７節　家庭動物等対策計画　１２７
第２８節　応急飼料計画　１２８
第２９節　廃棄物等処理計画　１２８
第３０節　防災ボランティアとの連携計画　１２９
第３１節　労務供給計画　１３１
第３２節　職員派遣計画　１３２
第３３節　災害救助法の適用と実施　１３３

第６章　地震災害対策計画
第　１　節　計画の目的　１３７
第　２　節　計画推進に当たっての基本となる事項　１３７
第　３　節　計画の基本指針　１３７
第　４　節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱　１３８

第 ５ 節　北海道における主な地震被害　１３８
第 ６ 節　七飯町における地震の想定　１３９
第 ７ 節　防災組織　１４２
第 ８ 節　災害予防計画　１４２
第 ９ 節　災害応急対策計画　１５２
第１０節　災害復旧・被災者援護計画　１５８

第７章　火山噴火災害対策計画
第１節　計画の目的　１５９
第２節　計画の基本方針　１５９
第３節　北海道駒ヶ岳の概況　１５９
第４節　災害予防対策計画　１６０
第５節　災害応急対策計画　１６３
第６節　災害復旧計画　１７１

第８章　事故災害対策計画
第１節　航空災害対策計画　１７２
第２節　鉄道災害対策計画　１７６
第３節　道路災害対策計画　１８０
第４節　危険物等災害対策計画　１８４
第５節　大規模な火事災害対策計画　１９０
第６節　林野火災対策計画　１９４

第９章　災害復旧・被災者支援計画
第１節　災害復旧計画　２００
第２節　被災者援護計画　２０１

第１章　　総　則

第１節　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「基本法」という。）第４２条の規定に基づき、七飯町防災会議が作成する計画であり、七飯町（以下「本町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

１　本町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
３　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
４　災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
５　地震災害対策計画、火山災害対策計画及び事故災害対策計画に関すること。
６　災害復旧に関すること。
７　防災訓練に関すること。
８　防災思想の普及・啓発に関すること。

第２節　計画の構成

町防災計画は本編及び資料編（別冊）から構成する。

１　本編
　第１章　総則
　第２章　七飯町の概要
　第３章　防災組織
　第４章　災害予防計画
　第５章　災害応急対策計画
　第６章　地震災害対策計画
　第７章　火山災害対策計画
　第８章　事故災害対策計画
　第９章　災害復旧・被災者援護計画
２　資料編（別冊）

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成２１年条例第８号）第３条の基本理念を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

１　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
２　自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
３　災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
５　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策や、災害対応に当たる職員等の感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第４節　計画の修正要領

町防災会議は、基本法第４２条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

１　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
２　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の重要な変更（削除）を必要とするとき。
３　新たな計画を必要とするとき。
４　防災基本計画の修正が行われたとき。
５　その他町防災会議会長が必要と認めたとき。
６　前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第５節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第１　指定地方行政機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道総合通信局	１　災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 ２　非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局 函館財務事務所	１　公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 ２　災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 ３　地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 ４　災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払、保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 ５　災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	１　災害状況の情報収集、通報に関すること。 ２　関係職員の派遣に関すること。 ３　関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局 函館労働基準監督署	事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所 函館地域拠点	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 函館事務所 渡島森林管理署	１　所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 ２　所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 ３　林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 ４　災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
北海道 経済産業局	1　救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3　被災中小企業の振興に関すること。
北海道 産業保安監督部	1　電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置に関すること。 2　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること。
北海道開発局 函館開発建設部	1　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2　被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 3　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。 4　災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 5　浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 6　直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 7　直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 8　国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 9　第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 10　港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 11　国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。 12　国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 13　補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局 函館運輸支局	1　航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 2　災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 3　災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 4　鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
東京航空局 函館空港事務所	1　航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 2　飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 3　災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 4　航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。 5　災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
国土地理院 北海道地方測量部	１　地理空間情報の活用に関すること。 ２　防災関連情報及び地理システムの活用に関すること。 ３　測量等の実施に関すること。
札幌管区気象台 函館地方気象台	１　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道 地方環境事務所	１　油等の大量流出による防除の協力に関すること。 ２　災害廃棄物の処理等に関すること。 ３　環境モニタリングに関すること。 ４　家庭動物の保護に関すること。
北海道防衛局	１　災害時における地方公共団体への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 ２　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ３　自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
函館公共職業安定所	１　罹災地域における労働力の供給に関すること。 ２　罹災失業者の職業紹介に関すること。 ３　労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 ４　雇用保険の罹災受給資格者に対し各種対策に関すること。

第２　自衛隊

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
陸上自衛隊 第２８普通科連隊	１　災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 ２　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ３　災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

第３　北海道

機　関　名		事　務　又　は　業　務
渡島総合振興局	地域創生部 地域政策課	１　渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ２　防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 ３　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ４　災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ５　市町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 ６　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	保健環境部 保健行政室	１　医療班の編成調整指導に関すること。 ２　応急対策に必要な人員及び機材の連絡調整に関すること。 ３　薬品の保有状況、応急措置、連絡調整に関すること。 ４　防疫活動、特に指導調査に関すること。 ５　疫学調査及び健康診断に関すること。 ６　避難所における衛生施設管理指導に関すること。 ７　患者等の収容に関すること。 ８　防疫薬剤の供給あっ旋に関すること。
	東部森林室	１　所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 ２　所轄道有林の復旧治山並びに予防治山の実施に関すること。 ３　林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 ４　災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用財の供給を行うこと。
	函館建設管理部	１　水防技術の指導に関すること。 ２　災害時の所管する河川の水位雨量の情報収集及び報告に関すること。 ３　災害時の所管する公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 ４　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
	渡島教育局	１　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと ２　文教施設及び文化財の保全指導等の実施に関すること。

第４　北海道警察

機　関　名	事　務　又　は　業　務
函館方面本部 函館中央警察署	１　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 ２　災害情報の収集に関すること。 ３　災害警備本部の設置運用に関すること。 ４　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ５　犯罪の予防、取締まり等に関すること。 ６　危険物に対する保安対策に関すること。 ７　広報活動に関すること。 ８　自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

第５　七飯町、消防機関及び公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
七飯町	１　町防災会議に関する事務を行うこと。 ２　防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整を講ずること。 ３　自主防災組織の充実を図ること。 ４　住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 ５　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ６　町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
七飯町教育委員会	１　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 ２　文教施設及び文化財の保全対策等を行うこと。
南渡島消防事務組合 消防本部 七飯消防署	１　火災等の予消防活動及び水防活動を行うこと。 ２　災害時における住民の避難誘導及び救助並びに応急対策を行うこと。 ３　災害時の特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集を行うこと。 ４　災害時における危険区域の警戒等を行うこと。
渡島廃棄物処理 広域連合	災害時におけるじん芥収集業務の応急処理を行うこと。
南渡島衛生施設組合 南渡島衛生センター	災害時におけるし尿の汲取業務を行うこと。

第６　指定公共機関

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
日本郵便株式会社 北海道支社 町内郵便局	１　災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 ２　郵便の非常取扱いを行うこと。 ３　郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社　（七飯駅、大沼駅、大沼公園駅） 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社函館営業支店	１　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ２　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道南支店	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報・電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社ＮＴＴドコモ 北海道支社函館支店	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ＫＤＤＩ株式会社 北海道総支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行函館支店	１　災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 ２　災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 ３　災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本赤十字社 北海道支部 渡島地区七飯分区	１　救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 ２　防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 ３　災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 函館放送局	１　防災に係る知識の普及に関すること。 ２　予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発株式会社 北海道支店	１　所管の電力施設等の防災管理を行うこと。 ２　ダムの放流等に関し関係機関と連絡調整を図ること。

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
日本通運株式会社 函館支店	災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社函館支店	１　電力供給施設の防災対策を行うこと。 ２　災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 ３　ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

第７　指定地方公共機関

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
北海道放送株式会社 函館放送局 札幌テレビ放送株式会社 函館放送局 北海道テレビ放送株式会社 函館支社 北海道文化放送株式会社 函館支社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエム ノースウェーブ 株式会社ＳＴＶラジオ	１　防災に係る知識の普及に関すること。 ２　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人渡島医師会	災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人函館歯科医師会	災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤師会 函館薬剤師会	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人 北海道獣医師会道南支部	災害時における飼養動物の対応を行うこと。
渡島平野土地改良区	１　土地改良施設の防災対策を行うこと。 ２　農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人函館バス協会 公益社団法人 函館地区トラック協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
一般社団法人 北海道警備業協会函館支部	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会道南支部	災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道エルピーガス協会道南支部	災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道建設業協会	災害時における応急対策業務を行うこと。
七飯町建設協会	１　町民の生命及び財産を守るための救助、救出班の協力に関すること。 ２　避難及び救急車両等の通行可能な道路の確保に関すること。 ３　道路、橋梁、河川等の応急及び復旧に関すること。 ４　応急仮設住宅の建設に関すること。 ５　その他、特に必要と認める応急及び復旧対策に関すること。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	１　被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 ２　北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 ３　町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
社会福祉法人 七飯町社会福祉協議会 社会福祉法人 ななえ福祉会	１　被災生活困窮者の援護を行うこと。 ２　ボランティアセンターの運営に関すること。
一般社団法人 北海道国際交流協会	災害における通訳等外国人に対する支援に関すること。

第８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
新函館農業協同組合 （七飯支店） 七飯町森林組合 大沼漁業協同組合	１　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ２　被災組合員に対する融資及びそのあっ旋を行うこと。 ３　共済金支払いの手続を行うこと。

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
七飯町商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院・診療所	災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
函館赤十字血液センター	災害時における血液の確保及びあっ旋を行うこと。
七飯町町内会連合会	１　自主防災組織の設置、促進を行うこと。 ２　町内会等への防災意識の啓発を行うこと。 ３　災害時おいて地域住民への情報伝達に協力すること。
ＦＭいるか 株式会社ニューメディア 函館センター	１　生活密着情報の収集、提供に関すること。 ２　地域情報の収集、提供に関すること。
日本アマチュア無線連盟 渡島檜山支部	災害時における情報の収集、伝達に関すること。

第６節　町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済的被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対応を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合せて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家族、民間の事業者や団体等、社会の様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自が防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第１　町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防

災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

１　平常時の備え

(1)　避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

(2)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯（推奨ヘッドライト）、ラジオ、乾電池等）の準備

(3)　隣近所との相互協力関係のかん養

(4)　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

(5)　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

(6)　要配慮者への配慮

(7)　自主防災組織の結成

(8)　保険・共済等の生活再建に向けて事前の備え

２　災害時の対策

(1)　地域における被災状況の把握

(2)　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

(3)　初期消火活動等の応急対策

(4)　避難場所での自主的活動

(5)　町、道、防災関係機関の活動への協力

(6)　自主防災組織の活動

３　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第１０５条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第２　事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供者に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自らの防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

１　平常時の備え

(1)　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

(2)　防災体制の整備

(3)　事業所の耐震化の促進

(4)　予想被害からの復旧計画策定
(5)　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
(6)　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
(7)　取引先とのサプライチェーンの確保

２　災害時の対策
(1)　事業所の被災状況の把握
(2)　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
(3)　施設利用者の避難誘導
(4)　従業員及び施設利用者の救助
(5)　初期消火活動等の応急対策
(6)　事業の継続又は早期再開・復旧
(7)　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第３　町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

１　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮利用施設を含む。（以下、「地区居住者等」という。））は、当該地区における防災力の向上をを図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動、要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

２　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と町との連携に努めるものとする。

３　町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

４　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第４　町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家族、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等あらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼び掛けるものとする。

第２章　七飯町の概要

第１節　自然条件

第１　位置及び面積

１　位置　北海道亀田郡七飯町本町６丁目１番１号（七飯町役場）
　　北緯４１度５３分４３秒　東経１４０度４１分３９秒
　　標高７８．３３ｍ
２　面積　２１６．７５Ｋ㎡

第２　地勢

渡島半島亀田郡に位置し、北海道の玄関口函館駅から約１６㎞、北海道新幹線新函館北斗駅から約８㎞、函館空港から約２０㎞の距離にある。

周囲の北方は、秀峰駒ヶ岳（１，１３１ｍ）と国定公園大沼、小沼、蓴菜沼を擁し森町・鹿部町と、東方は横津岳（１，１６７ｍ）山系を境に函館市と、南方は平地、台地で、西は平野部で水田地帯として北斗市と接した風光明媚な地であり、気候にも恵まれ、米・蔬菜・果実などの栽培も盛んである。

第３　気候

七飯町は、北海道の南西部に位置し、降水量は少なく、道内では最も温暖な気候に恵まれ、四季の区別がはっきりと感じられる良好な自然環境を有している。

第２節　災害の概況

過去に発生した災害の主なものは、資料編：資料３「災害の概要」のとおりである。

第３章　防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報・警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第１節　組織計画

本町における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

第１　町防災会議の組織と運営

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第１６条第６項の規定に基づく七飯町防災会議条例（昭和３７年条例第１７号）第３条第５項に定める者を委員として組織され、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その推進を図るとともに、本町の地域内に災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集し、関係機関相互の連絡調整を行うものである。

第２　防災会議の組織

町防災会議の組織は、下図のとおりとする。

防災会議組織図

会長（七飯町長）

	委員	備考
指定地方行政機関	函館開発建設部函館道路事務所長	0138-49-2631
	北海道森林管理局渡島森林管理署長	0137-63-2141
	函館地方気象台次長	0138-46-2211
北海道知事部局	渡島総合振興局地域創生部地域政策課主幹	0138-47-9430
	渡島総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課長	0138-47-9528
	渡島総合振興局東部森林室長	0138-83-7282
	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課施設保全室長	0138-45-6500
北海道警察	北海道函館方面函館中央警察署長	0138-54-0110
指定公共機関	北海道電力ネットワーク株式会社函館支店長	0138-22-4111
	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長	0138-21-2011
	北海道旅客鉄道株式会社函館支社長	0138-23-3359
	七飯郵便局長	0138-65-2800
指定地方公共機関	渡島医師会長	0138-27-1246
町長部局	七飯町副町長	0138-65-2511
七飯町教育委員会	七飯町教育長	0138-66-2066
南渡島消防事務組合	南渡島消防事務組合消防長	0138-73-5130
	七飯消防署長	0138-65-2244
	七飯消防団長	0138-65-2244
公共的機関	七飯町町内会連合会長	0138-65-2067

第３　防災会議の運営

七飯町防災会議条例第５条及び七飯町防災会議運営要綱（平成１３年３月１５日七飯町防災会議議決）の定めるところによる。

第２節　災　害　対　策　本　部

町長は、本町地域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、基本法第２３条の２、七飯町災害対策本部条例（昭和３７年条例第１８号）に基づき災害対策本部を設置することができる。

なお、町長は災害対策本部の設置が必要な場合は、速やかに登庁するものとする。

第１　本部の組織

災害対策本部の組織は、下図のとおりとする。

災害対策本部組織図

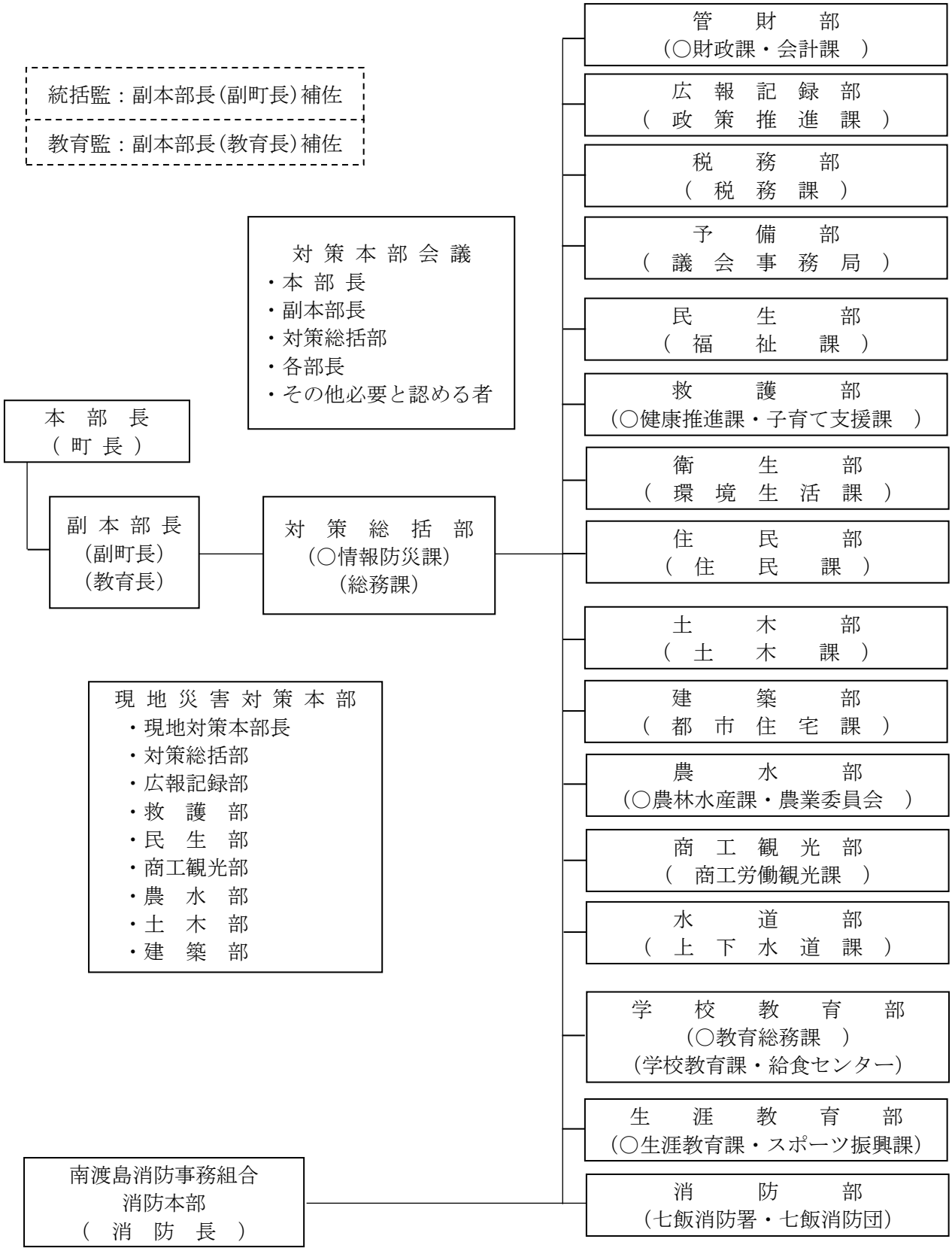

※複数課で構成する部の○印は部長、それ以外は副部長とする。
消防部は、七飯消防署の計画による。

第２　災害対策本部の所掌事務

部	部　員	事　務　分　掌
対策総括部	情報防災課 総務課	（情報防災課） (1)　災害対策本部の統括に関すること。 (2)　災害対策本部の設置、廃止及び対策本部会議に関すること。 (3)　防災会議その他関係機関団体の連絡調整に関すること。 (4)　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の受理、伝達に関すること。 (5)　災害情報の収集、集計及び報告に関すること。 (6)　災害対策の企画及び連絡調整に関すること。 (7)　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の情報通知に関すること。 (8)　防災行政無線及び防災気象観測施設等に関すること。 (9)　水防警報及び洪水予報の受理、伝達に関すること。 (10) 災害時における相互応援協定に関すること。 (11) 自主防災組織の育成、指導に関すること。 (12) その他各部に属さない事項に関すること。 （総務課） (1)　本部員、その他の職員の招集に関すること。 (2)　職員の災害派遣等に関すること。 (3)　関係機関団体に対する協力及び応援要請に関すること。 (4)　自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること。 (5)　災害対策車両の調達及び運行に関すること。 (6)　被災者、避難者等の輸送に関すること。 (7)　危険物等の対策に関すること。 (8)　災害対策本部の対応記録に関すること。
管　財　部	財政課 会計課	（財政課・会計課） (1)　災害の予算関係の統括に関すること。 (2)　災害対策及び復旧対策等に要する予算調整及び資金計画に関すること。 (3)　応急公用負担に関すること。 (4)　町有財産、所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (5)　町有財産の応急利用に関すること。 (6)　災害対策等に要する資材、物品等の購入、調達に関すること。 (7)　対策総括部への必要に応じた協力に関すること。
広報記録部	政策推進課	（政策推進課） (1)　災害に関する統計資料のとりまとめに関すること。 (2)　災害時の広報、広聴、避難場所等の周知広報に関すること (3)　交通しゃ断時の伝達員の編成、派遣に関すること。 (4)　報道機関との連絡調整に関すること。 (5)　災害記録に関すること。 (6)　災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。 (7)　被災地域の外国人等の援護に関すること。 (8)　町内会等への情報提供及び連絡調整に関すること。
税　務　部	税務課	（税務課） (1)　被災納税者の被災資産の状況調査に関すること。 (2)　被災納税者の税の減免及び徴収猶予等に関すること。 (3)　各対策部への必要に応じた協力に関すること。
予　備　部	議会事務局	（議会事務局） 各対策部への必要に応じた協力に関すること。
民　生　部	福祉課	（福祉課） (1)　被災地視察及び災害見舞者等の対応に関すること。

部	部　員	事　　務　　分　　掌
民　生　部	福祉課	（福祉課） (2)　被災者相談室の開設に関すること。 (3)　災害義援金品の受付及び配分に関すること。 (4)　災害弔慰金等に関すること。 (5)　各所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (6)　災害時要配慮者対策に関すること。 （避難行動要支援者名簿の作成及び更新） (7)　被災者の生活保護に関すること。 (8)　日本赤十字社の救助活動に係る連絡調整に関すること。 (9)　災害支援団体等の受入れ等に関すること。
救　護　部	健康推進課 子育て支援課	（健康推進課・子育て支援課） (1)　保育所施設、病院施設、保健センター施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (2)　被災地域のひとり親世帯の援護に関すること。 (3)　避難場所等における避難者の健康管理等に関すること。 (4)　災害時の医療班の編成及び医療救護、助産に関すること。 (5)　災害時の医療品、衛生材料等の確保に関すること。 (6)　被災者に対する生活援護相談、心身健康相談、栄養指導等に関すること。 (7)　所管施設への避難、誘導及び収容者の情報提供に関すること。 (8)　所管施設への被災者の一時収容等対策に関すること。 (9)　災害時における医療救護所の設置及び医療班の編成並びに診療運営等に関すること。 (10) 渡島医師会等に対する医療班派遣等の連絡調整に関すること。 (11) 緊急医療対策本部の設置等に関すること。 (12) 救助法に基づく応急救助計画の作成及び実施に関すること。
衛　生　部	環境生活課	（環境生活課） (1)　被災地の防疫等、環境衛生総括に関すること。 (2)　災害時の防疫班の編成及び応急防疫活動の実施に関すること。 (3)　災害時の清掃班の編成及び応急清掃活動の実施に関すること。 (4)　災害時の衛生材料等の供給及び確保に関すること。 (5)　災害時における廃棄物及び死亡獣畜の処理等に関すること。 (6)　家庭動物の収容調整に関すること。 (7)　災害時における遺体の収容処理及び埋葬に関すること。
住　民　部	住民課	（住民課） (1)　所管施設への避難、誘導に関すること。 (2)　避難場所等の設置及び被災者の受入れに関すること。 (3)　被災者台帳の作成・整理に関すること。 (4)　被災者に対する炊出し、食糧の供給計画及び実施に関すること。 (5)　衣料、生活必需品等救援物資の供給計画及び実施に関すること。 (6)　被災者の国民年金保険料の減免申請等に関すること。 (7)　社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関すること。 (8)　災害時の交通安全対策に関すること。 (9)　災害時の交通状況の調査及び交通関係機関との連絡等に関すること。
土　木　部	土木課	（土木課） (1)　応急対策に必要な土木建設用資材の確保及び輸送に関すること。 (2)　応急対策に係る町内土木建設業者の協力要請に関すること。 (3)　道路、橋梁、河川、護岸施設、その他の所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。

班	班　員	事　　務　　分　　掌
土　木　部	土木課	（土木課） (4)　交通不能箇所の調査及び危険表示並びに通行路線の決定に関すること。 (5)　障害物の除去及び応急措置に関すること。 (6)　災害時の緊急輸送に関すること。 (7)　災害時の河川等の現況調査及び関係情報の収集に関すること。 (8)　災害危険区域の巡回、調査に関すること。 (9)　浸水対策に関すること。
建　築　部	都市住宅課	（都市住宅課） (1)　建築物、公園施設、排水施設、その他の所管施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (2)　被災地域、被災者、家屋等の被害状況調査に関すること。 (3)　公営住宅の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (4)　応急仮設住宅の建設等に関すること。 (5)　被災住宅の応急修理等に関すること。 (6)　被災地域の住宅建設指導に関すること。 (7)　住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資のあっ旋に関すること。 (8)　被災建物、被災宅地の危険度判定に関すること。 (9)　新造成宅地等の被害状況調査及び応急復旧対策の指導調整に関すること。
農　水　部	農林水産課 農業委員会 事務局	（農林水産課・農業委員会事務局） (1)　農地、農作物、農業用施設、営農施設、その他農業振興関係施設等、所管施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 (2)　土地改良関係施設、農道等の被害状況調査及び応急対策並び復旧対策に関すること。 (3)　農業被害応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること。 (4)　応急対策に必要な農業用資材等の確保及び輸送に関すること。 (5)　被災農家の営農指導に関すること。 (6)　被災農地及び農作物の防疫に関すること。 (7)　災害時の農業用資材等の確保に関すること。 (8)　家畜、畜産施設等の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 (9)　畜産被害関係融資資金等のあっ旋に関すること。 (10) 被災家畜の防疫等に関すること。 (11) 災害時の畜産用資材等の確保に関すること。 (12) 災害時の家畜等の収容等に関すること。 (13) 林地、林産物、林業用施設、林道、治山施設、その他所管する施設の被害状況調査及び応急対策並び復旧対策に関すること。 (14) 町有林、保安林等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (15) 林道の交通不能箇所の調査及び危険表示に関すること。 (16) 林道被害融資資金等のあっ旋に関すること。 (17) 被災林野の防疫に関すること。 (18) 林業被害応急対策に係る町内関係業者の協力要請に関すること。 (19) 災害時の林業用資材等の確保に関すること。 (20) 林野火災予消防対策に関すること。
商工観光部	商工労働 観光課	（商工労働観光課） (1)　商工業施設、観光施設、その他所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (2)　商品、製品等の被害状況調査に関すること。 (3)　災害時の物価対策及び生活必需品等の調達に関すること。

班	班　員	事　　務　　分　　掌
商工観光部	商工労働 観光課	（商工労働観光課） (4)　応急主要食糧品等の調達及び輸送に関すること。 (5)　応急衣服、燃料、その他生活必需品等の流通対策に関すること。 (6)　被災商工観光業者の援護に関すること。 (7)　商工観光業被害関係融資資金等のあっ旋に関すること。 (8)　被災商工観光業者の復旧指導に関すること。 (9)　災害時の電力確保に関すること。 (10) 観光施設等における入込客の避難対策に関すること。 (11) 避難場所等の開設及び収容等に関すること。 (12) 災害に関連した失業者対策に関すること。
水　道　部	上下水道課	（上下水道課） (1)　上下水道施設、その他所管施設等の被害状況調査及び応急対策並び復旧対策に関すること。 (2)　被災者に対する応急給水等に関すること。 (3)　応急対策に係る町内指定業者の協力要請に関すること。 (4)　応急対策に必要な資材等の確保及び輸送に関すること。 (5)　被災者の上下水道使用量等の減免及び徴収猶予等に関すること。
学校教育部	教育総務課 学校教育課 学校給食 センター	（教育総務課・学校教育課） (1)　文教施設等、所管施設の被害状況調査及び応急対策並び復旧対策に関すること。 (2)　被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること。 (3)　災害時における児童生徒、保護者等への災害情報等の周知に関すること。 (4)　被災児童生徒の医療、防疫に関すること。 (5)　災害時における学用品等の調達及び支給に関すること。 (6)　所管施設等への避難、誘導に関すること。 (7)　所管施設の衛生管理対策に関すること。 （学校給食センター） (1)　所管施設の被害状況調査及び応急対策並び復旧対策に関すること。 (2)　災害時における学校給食物資の提供等に関すること。 (3)　被災児童生徒等への応急給食の提供等に関すること。 (4)　被災者に対する炊出し、食糧の供給計画及び実施に関すること。
生涯教育部	生涯教育課 スポーツ 振興課	（生涯教育課・スポーツ振興課） (1)　社会教育施設、社会体育施設、その他所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (2)　文化財の保全対策に関すること。 (3)　避難場所等の設置及び被災者の受入れ等に関すること。 (4)　所管施設への避難、誘導に関すること。 (5)　災害支援団体等との連絡調整に関すること。
消　防　部	七飯消防署 七飯消防団	（七飯消防署・七飯消防団） (1)　消防施設、その他所管施設等の被害状況及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 (2)　災害の予防、警戒、防除等に関すること。 (3)　人命の救助、救出及び救急活動に関すること。 (4)　災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容等に関すること。 (5)　災害現場の情報収集及び伝達に関すること。 (6)　被害状況調査に関すること。 (7)　避難指示等の伝達及び避難誘導に関すること。 (8)　危険物施設等の保安指示に関すること。 (9)　消防団との連絡調整及び現場活動の指揮等に関すること。 (10) 林野火災予消防対策に関すること。 (11) 自主防災組織の育成に関すること。

第３　災害対策本部設置基準

災害対策本部は、基本法第２３条の２の規定により、災害時、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるとき設置する。

１　設置基準

(1)　次の基準により自動設置

町内で震度６弱以上の地震が発生したとき。

(2)　下表に示す災害・事故が発生し、町長が必要と認めたとき。

災害種別		内　　容
風 水 害		・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落等の発生により、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。
雪　　害		・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。
地　　震		・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
火山災害		・噴火警報（噴火警戒レベル３以上）が発表され、居住地域又は山麓等に重大な被害が及ぶ噴火が発生、あるいは発生が予想されるとき。
大事故災害	航空災害	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
	鉄道災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

２　災害対策本部の名称

災害対策本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「○○災害・七飯町災害対策本部」とする。

３　廃止の時期

予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部長の判断に基づき本部を廃止する。

４　設置及び廃止の通知、公表

本部は、役場本庁舎内に設置するものとするが、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、自家発電、非常用電源及び通信機能を備えた七飯消防署本庁舎内に設置する。

本部を設置したときは、速やかに本部員、防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表するとともに、本部の表示を正面玄関及び本部設置場所に掲示する。廃止した場合もこれに準ずる。

第４　現地災害対策本部等

１　設　置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

２　組織等

(1)　組　織

ア　現地本部は、災害対策本部の職員の内から、本部長が指名する者をもって組織する。

イ　被災地の災害対策本部各部は、必要な災害対策に係る連絡調整員を現地本部関連部に派遣し、一体的な対策を実施するものとする。

ウ　住民避難や学校施設等に被害が想定される場合、学校教育部は、連絡調整員を現地本部民生部に派遣するものとする。

(2)　所掌事務

各所掌事務	所　掌　事　務　内　容
対策総括部	・被災情報、措置状況等の収集、記録及び各災害対策本部への伝達 ・現地本部会議、関係災害対策本部調整会議等の実施 ・防災行政無線、ネットワーク等通信の確保
広報記録部	・住民等への情報提供 ・各種報道対応
救　護　部	・傷病者搬送（トリアージ）の調整 ・医療救護班活動の支援及び地元病院等関係機関との調整 ・防疫対策の指導
民　生　部	・救援物資、救助法に関する調整 ・避難所の調整、支援 ・社会福祉協議会、ボランティア等の調整、支援
商工観光部	・商工業に関する被災状況等の把握、応急対策の調整、指導、実施
農　水　部	・農林水産業に関する被害状況等の把握、応急対策の調整、指導、実施
土　木　部	・所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握、応急対策の調整、実施 ・被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保
建　築　部	・所管の建築物等に関する被害状況等の把握 ・仮設住宅に関する調整

第５　災害対策本部の配備体制

１　非常配備に関する基準

災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は、本部長（町長）とする。

なお、本部が開設されない場合にあっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報又は災害情報に応じた非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

非常配備に関する基準

配備基準	配備時期	配備体制	担当
第１非常配備 （注意配備体制）	１　気象警報等が発表され、人的被害が予想されるとき。 ２　震度４の地震が発生したとき及び、噴火警報（噴火警戒レベル２）が発表されたとき。 ３　土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ４　災害が発生し、又は発生するおそれがありその対策を要するとき。 ５　その他、必要の都度、町長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集及び災害が発生した場合に速やかに対処するために必要な人員をもって対応にあたり、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	情　報 防災課 総務課
第２非常配備 （警戒配備体制）	１　局地的に災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき。 ２　震度５弱以上の地震が発生したとき。 ３　特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ４　その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき。	災害の発生とともに関係各課所要の人員を持って速やかに災害応急活動ができ体制とする。	全　員
第３非常配備 （特別警戒配備体制） （災害対策本部設置）	１　広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 ２　震度６弱以上の地震が発生したとき及び噴火警報（噴火警戒レベル３以上）が発表されたとき。 ３　予想されない重大な災害が発生したとき。	各対策部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が迅速にできる体制とする。	全　員

（注）１　配備時期について災害の規模、態様により、上記の基準によりがたい場合においては、本部長は適宜指示を発するものとする。

（注）２　災害の規模、態様により、担当部については各部長が適宜配備人員を増減することができる。

２　配備計画

各部長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

３　職員の配備体制

交通の途絶、職員、又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努めるものとする。

(1)　配備基準に該当する地震等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

(2)　第１非常配備に係る指揮監督は、情報防災課長が行う。

(3)　第２非常配備に係る指揮監督は、情報防災課長が行う。

(4)　災害対策本部の各部は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。

(5)　各部は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

４　自主参集等

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指示を待たずに直ちに本部又はあらかじめ指定された場所に参集する。

(1)　職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により本部等に参集できない場合は、電話その他の方法によりその状況を報告する。

(2)　災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じその状況を報告して指示を受ける。

(3)　動員に応じるときは、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備携帯品に留意する。

５　参集時の留意事項

(1)　参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

(2)　参集途上において知り得た被害や災害の情報は、参集場所に参集後、直ちに各部長に報告すること。なお、携帯電話等記録メディアを所持している場合は、極力写真等に記録し報告すること。

※非常時の動員配備伝達系は、別表のとおりである。

６　災害対策本部の活動体制の確立

災害対策本部が設置されると同時に、各部の活動体制が速やかに確立されるよう、各部はその所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から職員に周知徹底する。

第６　対策本部会議

対策本部会議は、本部長、副本部長、対策総括部、各部長及びその他必要と認める者で組織し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

１　報告事項

(1)　気象情報又は災害情報

(2)　配備体制

(3)　各部の措置事項

２　協議事項

(1)　応急対策の調整

(2)　各部間の調整
(3)　他市町村応援要請の要否
(4)　自衛隊災害派遣要請の要否
(5)　救助法適用申請の要否
(6)　被害状況視察隊の編成の決定
(7)　被災者に対する見舞金品給付の決定
(8)　次回対策本部会議開催予定日時の決定

３　対策本部会議の招集

対策本部会議は、本部長が招集する。

４　対策本部会議の運営

(1)　本部長は、対策本部会議の議長となる。
(2)　各部長の所掌事項について会議に必要な資料を準備する。
(3)　各部長は、必要に応じ所管の職員を会議に参集することができる。
(4)　各部長は、会議を招集する必要があると認めるときは、対策総括部長にその旨を申し出る。

５　決定事項の周知

対策本部会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項について、各部長は速やかに周知する。

第７　救助法に基づく各班の事務分掌等

救助法が適用された場合、対策総括部は直ちに各部に連絡することとし、各部においては「災害対策本部」に掲げる救助業務を実施するものとする。

第８　本部長の職務の代理

本部長は、対策本部会議の招集や災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

別表　動員配備伝達系統図

本部長の配備決定に基づき、対策総括部長は次の動員配備伝達系統図により行う。

１　勤務時間中の伝達系統（口頭、庁内放送、電話等）

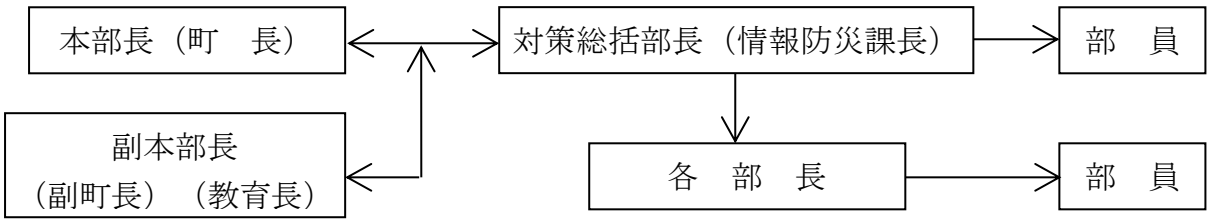

２　勤務時間外（夜間・休日）の伝達系統（電話、メール等）

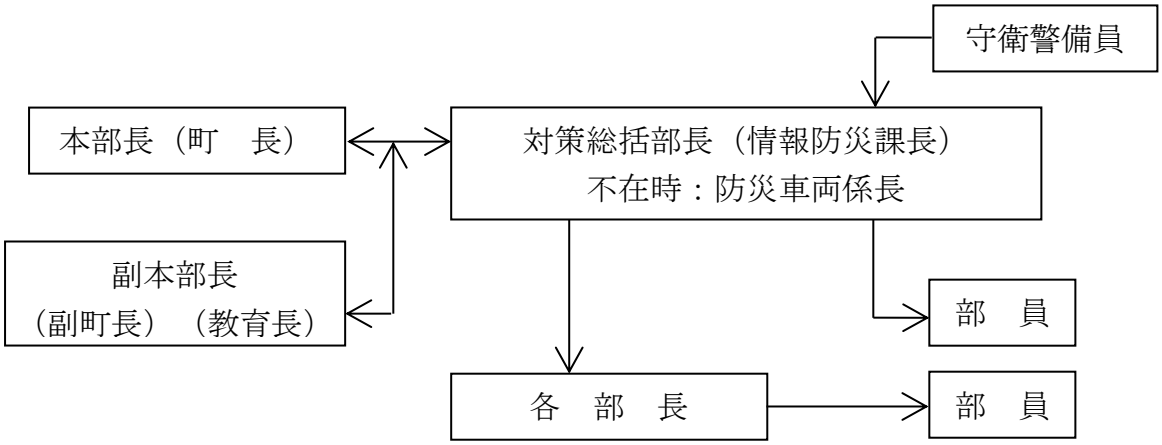

第３節　気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、または、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第１　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和２７年６月２日法律第１６５号）、水防法、及び消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は資料編（資料６～資料１３）によるものとする。

第２　異常現象を発見した者の措置等

１　発見者の通報義務（基本法第５４条第１項、第２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

２　警察官の通報（基本法第５４条第３項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。

３　関係機関、住民等に対する通報（基本法第５４条第４項）

異常現象等に関する通報を受けた町長は、直ちに函館地方気象台、渡島総合振興局及び関係機関に通報するものとする。

なお、住民に対する周知は、防災行政無線を含むあらゆる手段により徹底を図る。

【　災　害　情　報　連　絡　系　統　図　】

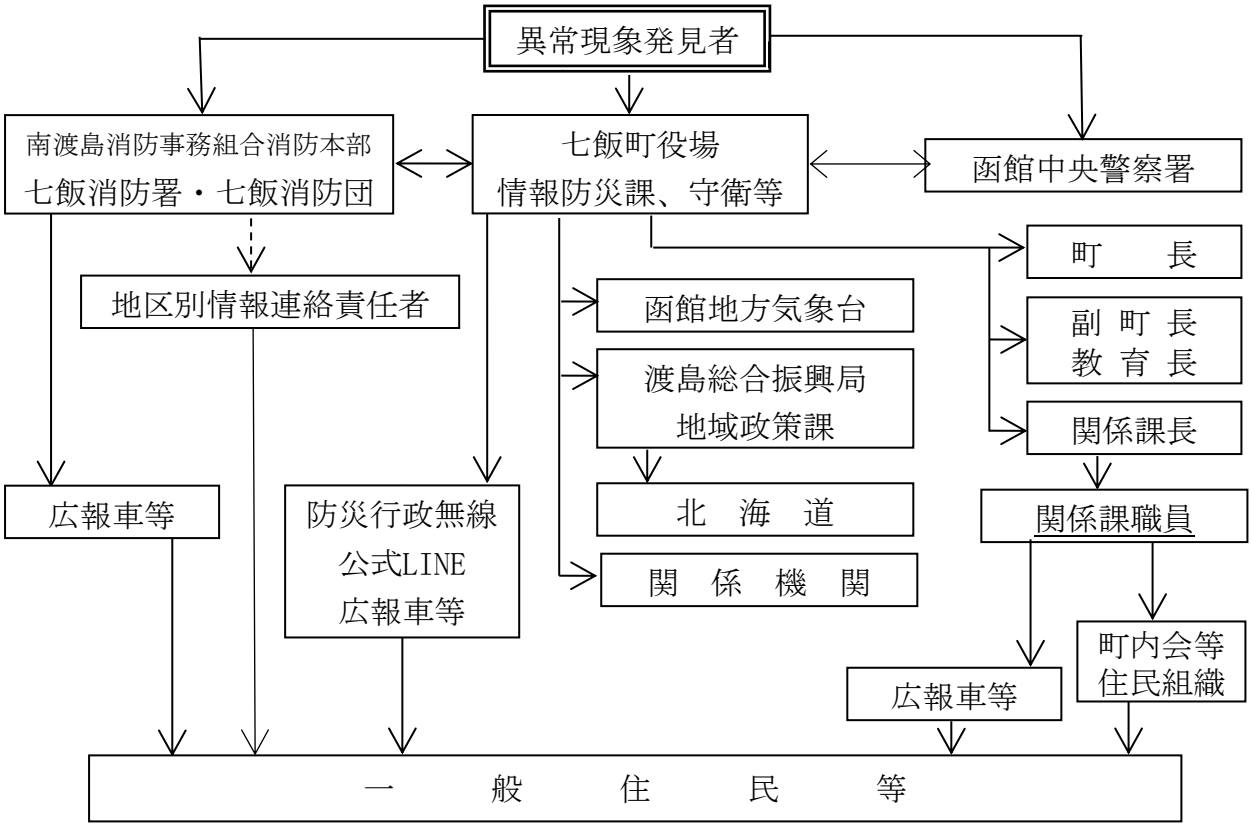

（伝達は、防災行政無線、インターネット、広報車、電話などあらゆる伝達手段により迅速確実に行う。）

第３　地区別情報連絡責任者

地区別情報連絡責任者は、本部等からの気象予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等を区域住民に伝達するとともに、区域内に災害が発生したときは、その情報を速やかに本部に伝達しなければならない。

伝達を必要とする災害情報は、概ね次の事項とし、地区別情報連絡責任者は、次表のとおりである。

１　災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
２　降雨、降雪、河川水位、崖等の急傾斜地
３　住民の生命と財産の安否、住民の避難状況
４　水防等の応急措置の状況及び電気、水道、通信等の被害状況
５　人畜、建物、農地、山林、河川、道路等の被害状況
６　食糧、その他緊急に補給すべき物資及び数量

地区別情報連絡責任者

連絡責任者 （七飯消防団分団長）	地　　域	連 絡 方 法
第１分団長	本町、桜町、鳴川、飯田町	固定電話 携帯電話 消防用無線
第２分団長	大川、大中山、中島、中野、豊田	
第３分団長	緑町、鶴野	
第４分団長	上藤城、藤城	
第５分団長	峠下、仁山	
第６分団長	軍川、上軍川	
第７分団長	大沼町、西大沼	
第８分団長	東大沼	

第４章　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達する暇がないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平素から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとなるよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

２　町及び北海道

(1)　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

(2)　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

(3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広

く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
(4)　地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第２　配慮すべき事項
１　東日本大震災をはじめとする、わが国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
２　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
３　公民館等の公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第３　普及・啓発及び教育の方法
防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。
１　各種防災訓練の参加普及
２　防災学習会、１日防災学校の開催支援
３　防災ハザードマップの配布
４　インターネット、ラジオ、テレビ等の作成及び活用
５　広報誌（紙）等の活用
６　その他

第４　普及・啓発及び教育を要する事項
１　町地域防災計画の概要
２　北海道駒ヶ岳火山噴火避難計画の概要
３　防災ハザードマップに記載する事項
４　その他必要な事項

第５　学校等教育関係機関における防災思想、知識の普及・啓発及び教育の推進
１　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
２　学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
３　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
４　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
５　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
６　社会教育においては、ＰＴＡ、老人大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第６　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第２節　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第１　訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じた体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第２　訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

１　水防訓練
２　土砂災害に係る避難訓練
３　消防訓練
４　救難救助訓練
５　情報通信訓練
６　非常招集訓練
７　総合訓練
８　防災図上訓練
９　火山噴火訓練
10　その他災害に関する訓練

第３　相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第４　民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第５　複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第１　食料その他の物資の確保

１　町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

２　道は、あらかじめ食料保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、町が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

第２　防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

また、迅速・確実に情報を伝達する手段として、防災行政無線の全町覆域の確保等、必要な設備の見直しを不断に実施し、情報伝達手段の態勢維持に努める。

第３　備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫等の確保・整備に努める。

資料編：資料２５「災害対策用資機材保有状況」

第４節　相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第１　基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第２　相互応援（受援）体制の整備

１　七飯町

(1)　道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

(2)　必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(3)　相互応援協定の締結に当たっては，近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

２　北海道

(1)　国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

(2)　市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料

の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

３　消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

４　防災関係機関等

あらかじめ、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第５節　自主防災組織の育成に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第１　地域住民による自主防災組織

町は、町内会を基本とした地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第２　事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第３　自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ次の点に留意する。

１　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう町内会等を単位として適正な規模で編成する。
２　他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第４　自主防災組織の活動

１　平常時の活動

(1)　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2)　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア　情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ　避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ　救出救護訓練

家屋の崩壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ　図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。

地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3)　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4)　防災用資材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備（町による支援分を含む。）に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかに応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

２　非常時及び災害時の活動

(1)　情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

・連絡をとる防災関係機関
・防災関係機関との連絡のための手段
・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2)　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置（対震自動消火装置や感震ブレーカーの設置）を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3)　救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の崩壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、自己の安全を最優先としつつ、二次災害防止に配慮し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4)　避難の実施

緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5)　避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営する。

(6)　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第６節　避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備

等については、本計画の定めるところによる。

第１　避難誘導体制の構築

１　町は、火山噴火、地震等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の同時氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の解錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

２　町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

３　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

４　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

５　町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、北海道との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うものとする。

６　町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

７　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

８　町は、都市農地を避難場所として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施に努めるものとする。

第２　避難場所の確保等

町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現

象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所・指定避難所の基準

<table>
<tr><th colspan="2">異常な現象
基　準</th><th>崖崩れ・土石流・地滑り</th><th>大規模な火災</th><th>洪　水</th><th>高潮</th><th>内水氾濫（※１）</th><th>噴火に伴い発生する火山現象（※２）</th><th>津波</th><th>地　震</th></tr>
<tr><td colspan="2">管理の基準</td><td colspan="8">居住者等に開放され、居住者等受入用部分等（※）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの
※　下記ａ２の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる
<tr><td rowspan="2">施設の構造の基　準
又は
立地の基　準
（(A)・(B)いずれかに該当）</td><td>構　造
(A)
（施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと
〈例〉津波はa1、a2、a3を満たす）</td><td colspan="2"></td><td colspan="5">想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（ａ２）
異常な現象による水圧、波力、震動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（ａ１）</td><td colspan="2">施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法（※３）に適合するもの（ａ</td></tr>
<tr><td>立　地
(B)</td><td colspan="2">安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</td></tr>
</table>

※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
※２　火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
※３　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

１　学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
２　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
３　町は、当該指定緊急避難場所が廃止され、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
４　町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第３　指定避難所の確保等

１　町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

２　町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
(1)　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
(2)　災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
(3)　災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
３　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
４　町は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
(1)　保健センター等の施設を活用し福祉避難所とする場合には、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制となるよう努めるものとする。
　また、社会福祉施設、病院に備わっている各種施設や福祉従事者が持つ高度な専門性が活かせる福祉避難所としての役割を認識し、有効活用が図れるよう平時から連携を図り、有事の際には協力を得るものとする。
(2)　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3)　町は指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。

5　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6　町は、当該指定避難所が廃止され、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7　町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

第４　避難計画の策定等

1　避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2　防災ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(1)　避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(2)　避難場所・避難所の名称、所在地

(3)　避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光客入り込み客対策を含む。）

(4)　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5)　避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア　給水、給食措置

イ　毛布、寝具等の支給

ウ　衣料、日用必需品の支給

エ　暖房及び発電機用燃料の確保
オ　負傷者に対する応急救護
(6)　避難場所・避難所の管理に関する事項
ア　避難中の秩序保持
イ　住民の避難状況の把握
ウ　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
エ　避難住民に対する各種相談業務
(7)　避難に関する広報
ア　防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
イ　公式ＬＩＮＥや緊急速報メール等による周知
ウ　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
エ　避難誘導者による現地広報
オ　住民組織を通じた広報

４　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第５　防災上重要な施設の管理等

１　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難に万全を期するものとする。
(1)　避難の場所（避難場所、避難所）
(2)　避難経路
(3)　移送の方法
(4)　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
(5)　保健、衛生及び給食等の実施方法
(6)　暖房及び発電機の燃料確保の方法

２　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む、非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第６　公共用地等の有効活用への配慮

町は、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第１　安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

１　七飯町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の定期的な更新を行うとともに、個別避難計画の作成に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織（町内会）等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1)　地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2)　要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3)　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

ア　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、次に掲げる範囲の者で、避難時に支援を希望する者とする。ただし、社会福祉施設及び医療施設に入所・入院している者は、避難行動要支援者から除く。

(ｱ)　介護保険の要介護認定を受けており、要介護３～５の者

(ｲ)　身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が１、２級の者

(ｳ)　療養手帳の交付を受けており、障がい程度がＡ判定の者

(ｴ)　精神保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が１、２級の者

(ｵ)　７５歳以上の一人暮らしの高齢者、または７５歳以上の高齢者のみの世帯の者

(ｵ)　妊産婦、乳幼児
(ｶ)　厚生労働省が定める難病疾患の患者
(ｷ)　外国人居住者
(ｸ)　その他避難支援が必要と認められる者

イ　名簿作成に必要な個人情報
(ｱ)　氏名
(ｲ)　生年月日
(ｳ)　性別
(ｴ)　住所又は居所
(ｵ)　電話番号その他連絡先
(ｶ)　避難支援等を必要とする事由
(ｷ)　その他避難支援等に必要な情報

ウ　名簿作成に必要な個人情報の入手方法
町長は、名簿作成に必要な限度で、関係部局が保有する情報及び必要に応じ北海道その他の者からの情報提供により入手する。

エ　名簿の更新及び情報共有
避難行動要支援者の名簿更新は年１回以上行う。また、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

(4)　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察機関、民生児童委員、町社会福祉協議会、町内会等の避難支援関係者に名簿情報を提供する。

ア　名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
イ　基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
ウ　紙の名簿は施錠可能な場所へ、電子媒体の名簿は暗号化して保管を行うよう指導すること。
エ　名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
オ　名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること。
カ　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者間と覚書を締結すること。

(5)　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア　避難のための情報伝達
災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、若しくは自ら災害情報を知ったときは、避難に関する情報を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体に伝達する。また、住民その他関係ある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又

は警告を行う。

イ　避難のための情報発信時期

前項の規定により、必要な通知又は警告をするに当たり、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

ウ　避難指示等の伝達は、第３章第３節「気象業務に関する計画」による情報伝達系統図に基づく防災行政無線やインターネット等の伝達手段のほか、避難支援者等による伝達など、多様な手段を用いて行うことができるよう特に配慮する。

(6)　避難支援等関係者の安全確保

災害時に避難支援を行う者は、自身の安全と家族等の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じて、危険が及ばない可能な範囲で支援を行うことを基本とする。また、町長は、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮し、安全な活動のための知識等の周知に努める。

(7)　個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

(8)　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(9)　避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(10)　福祉避難所の指定

町長は、保健センター等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第２　社会福祉施設等の対策

１　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

２　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織

を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

３　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

４　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間を想定した防災訓練も実施するよう努める。

５　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係法令に基づき作成した「非常災害対策計画」を町の福祉部局に提出し、その確認を受けるものとする。その際福祉部局と防災部局は相互に連携し「非常災害対策計画」に関する指導を行うものとする。

第３　外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難導入体制の構築に努めるものとする。

１　多言語による広報の充実

２　避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

３　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第８節　情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第１　町及び防災関係機関

１　要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
２　被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
３　非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
４　情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

第９節　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１　建築物防災の現状

本町においても、人口、産業の市街地への集中がみられ、市街地における災害の危険性は増大している。

市街地には、建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域が指定されている。

第２　予防対策

町及び道が実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

１　七飯町

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を強化する。

第３　がけ地に隣接する建築物の防火対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第１０節　消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにある。

消防計画は、南渡島消防事務組合消防本部において具体的な計画を定めるものとする。

第１　消防体制の整備

１　消防計画整備方針

南渡島消防事務組合消防本部は、消防の任務を遂行するため、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

２　消防計画の作成

南渡島消防事務組合消防本部は、１の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

３　消防の対応力の強化

町及び南渡島消防事務組合消防本部は、全道的な将来人口の減少予測のある中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第２　消防力の整備

町及び南渡島消防事務組合消防本部は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第３　消防職員及び消防団員の教育訓練

道及び南渡島消防事務組合消防本部は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第４　広域消防応援体制

町及び南渡島消防事務組合消防本部は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、消防機関の応援協定や第５章第７節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

参考：資料編　協定３６～４０

第１１節　水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第１　現況

本町の水防法に基づく水防警報指定河川として、久根別川の流域１箇所が指定されており、災害危険区域調査に基づく洪水浸水想定区域は、町内の河川ごとに想定されている。

（資料編：資料２１）

ただし、津波災害については、北海道の津波浸水予想図により、町内の久根別川への遡上は、予想されていないが、万一の場合は第５章「災害応急対策計画」により対応するものとする。

第２　予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第１４節「融雪災害予防計画」による。

１　洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かり易い水害リスクの開示に努めるものとする。

２　集中豪雨などによる土砂の流出・崩壊の防止や洪水の緩和などの働きがある森林の機能を高度に発揮するため、森林法に基づく保安林の指定を促進し、適正な管理を進めるとともに、治山事業を推進するものとする。

３　水系における土砂生産を抑制し河状の安定を期するため、砂防ダム建設等の砂防事業を推進するものとする。

４　町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する施設を含む。）から河川その他公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するものとする。

５　ダムゲートの操作に当たっては、常時、上・下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことに留意するとともに、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、当該ダムのダム操作規則に定めるゲート操作基準により適正な操作を行うものとする。

６　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）やインターネット等による伝達手段のほか、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、

テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

7　洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3)　防災訓練として町が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)　洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

イ　大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して、町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

（所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。）

8　町地域防災計画において定められた上記８(3)に掲げる事項を定めるときは、町地域防災計画において次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(1)　要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

(2)　大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

9　町長は浸水想定区域を指定された場合、町防災計画において定められた上記８(1)から(3)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

第３　安全配慮

洪水時、水防団員（兼務の「消防団員」をいう。以下同じ。）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保するため、次の事項に留意するものとする。

1　水防活動時には、ライフジャケットを着用する。

2　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

3　水防活動には、携帯ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

4　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防団員を随時交代させる。

５　水防活動は、原則として複数人で行う。
６　指揮者または監視員は、現状把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
７　指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間帯を水防団員等に周知し、共有しなければならない。
８　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図を事前に徹底する。
９　出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第１２節　風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第１　予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。
１　内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。
２　農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。
３　学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
４　家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第１３節　雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、次のとおりとする。
また、「北海道雪害対策実施要項」に定めるところにより、町、道及び防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに必要な対策を実施するものとする。

第１　路線別除雪実施責任者

地域における道路交通の確保を必要と認める路線については、次の区分により除雪を分担し実施する。
１　国道路線（函館開発建設部）
２　道道路線（函館建設管理部）
３　町道等（町、土木課）

第２　雪害対策の体制及び窓口

１　平日・・・・・・・・・・・七飯町役場（土木課職員）

２　土、日、祝祭日・・・・・七飯町役場（守衛、土木課職員）

第３　雪害情報の連絡体制

第５章第１節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

第４　町道の交通確保

大雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする路線の緊急順位は次のとおりとする。

１　消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

２　公共施設に通ずる町道

３　バス路線となっている町道

４　通学用道路となっている町道

５　交通量の多い町道及び産業用道路として重要な町道

第５　除雪体制

除雪に際しては、町有除雪機械のほか民間に委託をするものとする。

１　除雪機械の種別及び数量

本町の除雪機械の種別及び数量は、資料編：資料３０「七飯町除雪機械等現有数」のとおりである。

２　対象路線の除雪の状況

本町の対象路線の除雪の状況は、資料編：資料３０「七飯町除雪機械等現有数」のとおりである。

第６　積雪時における消防対策

異常降雪、吹雪等のため消防車両の通行が停止し、又は停止するおそれのある場合は、次の対策を講ずるものとする。

除　雪　車　の　出　動　要　請

除雪車の出動が必要な場合の要請の方法は、次のとおりである。

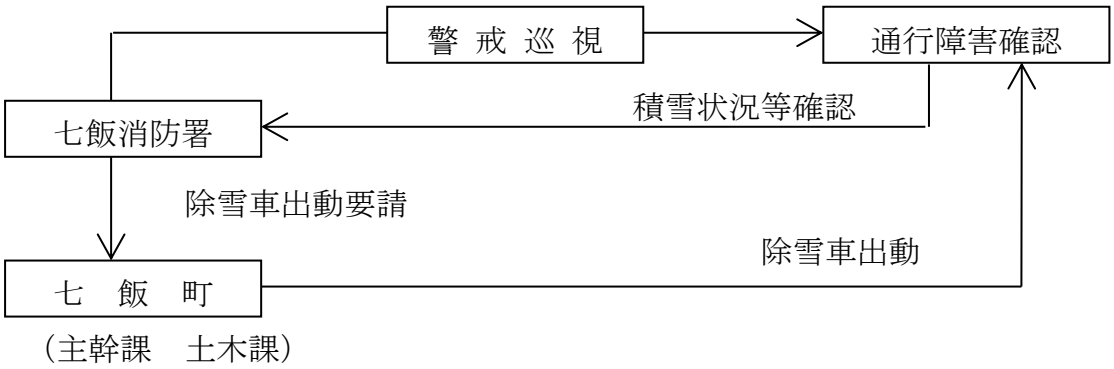

第７　孤立予想地域及び医療

大雪時における孤立地域の食料供給、急患医療救護対策については、町有除雪機械の一層の増強を図りあたるものとするほか、除雪民間委託業者の協力を得る。

第８　なだれ警戒対策

土木部及び関係機関は、なだれ発生危険箇所の点検を実施し、標示板による標示を行い住民に周知を図る。

第９　雪捨場所

雪捨場所は毎年設定するものとし、交通の障害や溢水災害について十分配意して設定するものとする。

第１４節　融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、次のとおりとする。

また、「北海道融雪災害対策実施要綱」に定めるところにより、町、道及び防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに必要な対策を実施するものとする。

第１　気象情報の把握

受領周知責任者（情報防災課長）は、気象官署等関係機関との緊密な連絡をもとに、降雪量、低気圧の発生及び経路、降雨、気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第２　重要水防区域等の警戒

災害が予想される本町の警戒区域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

１　土木部及び消防部は、常時巡視警戒を行い、その状況を随時受領周知責任者に報告する。

２　土木部及び関係機関は、なだれ、積雪等により河道が著しく狭められ被害発生が予測される場所、又は流水等により橋梁の決壊を防止するため、常に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め流下能力の確保を図る。

３　水防活動を迅速かつ効率的に行うため、現有水防資材の整備点検を随時行い、水防資材の確保に努める。

４　避難収容施設は、本章第６節「避難体制整備計画」の定めるところによる。

５　土木部及び関係機関は、なだれ、積雪、滞溜水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪及び結氷の破砕等障害物の除去に努め、交通の確保を図る。

６　融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう日頃から広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努める。

第３　融雪に伴う水防活動

融雪水に伴い水防作業を必要とする事態が発生したときは、土木部及び消防部は被害を未然に防止、又は被害の拡大を防ぐため、水量、流速、流域等の状況を考慮して可能な限り最も適切な水防工法等を選択し作業を実施する。

第１５節　土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第１　現況

１　本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

（Ｒ４．６．２４現在）

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	１２	１０
土　石　流	２８	２１
地　滑　り	１	０
指定箇所数計	４１	３１

（資料編：資料２０）

第２　予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

１　七飯町

(1)　町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

(2)　警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項

ウ　基本法第４８条第１項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合

における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあては、これらの施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3)　町地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めたときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4)　警戒区域等の指定を受けたときは、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難経路、その他の避難経路等に関する事項、その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で、必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5)　土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において、危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第３　形態別予防計画

１　地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、国、道及び町は次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1)　七飯町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について、定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

２　崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1)　急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について、定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃）などの周知・啓発を図る。

(2)　土石流予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第１６節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合には、他の季節に発生する災害に比べ、積雪により被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における被害の軽減に努める。

第１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第２　避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。

２　災害時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第３　交通の確保

１　道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局等の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1)　除雪体制の強化

ア　道路管理者は、一般国道、道道、町道及び地域高規格道路の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2)　積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ　道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3)　雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

２　航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

・緊急時ヘリポートの確保

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第４　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における避難所・避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第５　寒冷対策の推進

１　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

２　避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

３　避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、避難所運営に女性の視点を取り入れるため女性リー

ダーを積極的に活用する。

４　住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第６　スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。スキー場利用客の対策を定めておくものとする。

第１７節　複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第１　予防対策

１　後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの職員を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

２　地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

３　町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第１８節　業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第１　業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保

などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

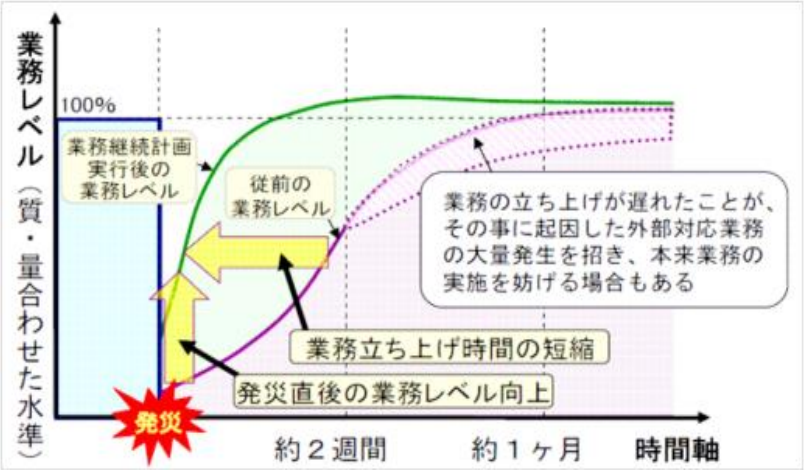

第２　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

１　七飯町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局等の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的に実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、継続的改善を行うものとする。

２　事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い事業の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第３　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制等の整備を図るものとする。

第５章　災害応急対策計画

基本法第５０条第１項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節　災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第１　情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び災害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

１　災害情報等収集及び連絡

(1)　町長は、災害時は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を渡島総合振興局長に報告するものとする。

(2)　町長は、気象特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の伝達・連絡体制について、第３章第３節別表「災害情報連絡系統図」に準ずるものとし、災害情報等連絡責任者は、情報防災課長又は防災車両係長とする。

２　被害状況等の調査

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査は関係各部があたる。その分掌は第３章第２節「災害対策本部」のとおりであり、各部が調査した被害状況等は対策総括部が集計する。また、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力

するものとする。

３　災害等の内容及び通報の時期

(1)　北海道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ア　災害の状況及び応急対策の概要・・・・・発災後速やかに

イ　災害対策本部の設置・・・・・・・・・・設置後速やかに

ウ　被害の概要及び応急復旧の見通し・・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ　被害の確定報告・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2)　北海道及び国への報告

ア　町は、１１９番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

４　北海道への被害状況報告

町長は、災害が発生したときは、別記「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事（渡島総合振興局長）に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、消防機関が直接消防庁に報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することが出来ない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。また、確定報告については、応急措置完了後２０日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。

５　情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

※　火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時　　間　　帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報　　告　　先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理ｾﾝﾀｰ内）
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注１）	電　話	6-90-49013	6-90-49102
	ＦＡＸ	6-90-49033	6-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注２）	電　話	6-048-500-90-43423	6-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5017	5010

（注１）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注２）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

（注３）省庁の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令都市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報　告　先	消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）	
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7510
	ＦＡＸ	03-5253-7553
消防防災無線	電　話	6-90-49175
	ＦＡＸ	6-90-49036
地域衛星通信	電　話	6-048-500-90-49175
	ＦＡＸ	6-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5010

資料編：資料２０　災害情報及び被害状況報告

第２節　災害通信計画

第１　通信手段の確保等

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第２　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第１における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

１　災害通信の連絡方法

(1)　災害対策本部に対する連絡方法

ア　ＮＴＴ一般加入電話利用（携帯電話を含む。）

イ　無線通信施設利用（防災行政無線移動局、消防無線移動局）

ウ　電子メール等

エ　車両

オ　徒歩

(2)　災害対策本部から渡島総合振興局に対する連絡

北海道総合行政情報ネットワーク又はＮＴＴ一般加入電話利用（携帯電話を含む。）

２　電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることについて留意すること。

(1)　非常時の通話については、災害時優先電話を利用する。

(2)　災害時優先電話の利用

６５－２３０２（給食センター）	６５－２０９３（七重小学校）
６６－２０６８（文化センター）	６５－２０４２（七飯中学校）
６５－９７１１（大中山コモン）	６５－２３４３（大中山保育所）
６７－２１４２（大沼出張所）	６５－２２２５（大中山小学校）
	６５－２２２１（大中山中学校）
	６５－２６１５（藤城小学校）
	６５－２４１５（峠下小学校）
	６７－２３５１（大沼岳陽学校）

３　電報による通信

(1)　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容とする電報

(2)　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

(3)　非常・緊急電報の利用方法

ア　１１５番（局番なし）をダイヤルし、ＮＴＴコミュニケータを呼び出す。

イ　ＮＴＴコミュニケータがでたら

(ｱ)　「非常又は緊急扱いの電報の申し込み」と告げる。

(ｲ)　あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ｳ)　届け先、通信文等を申し出る。

(4)　電気通信事業法及び契約約款の定める通信内容、機関等

ア　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電　報　の　内　容	機　関　等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電　報　の　内　容	機　関　等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ

４　専用通信施設、無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、別表の専用通信施設及び無線通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（北海道総合通信局無線通信部陸上課内）が定める機関別通信系統により、各無線局及び地元のアマチュア無線クラブの協力を求め通信を行う。

５　その他の通信手段

地震等非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある時において、有線通信を利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救護等の通信を行う場合に限り、別表の専用通信施設を利用するものとする。

第３　公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信設備は、概ね次のとおりである。

１　北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

２　陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、第１１旅団、函館駐屯地部隊等の有線及び無線通信を経て行う。

３　警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

４　警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

５　北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局又は市町村等を経て行う。

６　鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄り駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

７　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信
　北海道電力株式会社の本店、支社等及び北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支店、ネットワークセンター等を経て行う。
８　東日本電信電話会社が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。
９　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
　上記１号～８号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

第４　通信途絶時等における措置
１　北海道総合通信局の対応
　北海道総合通信局は、防災関係機関から１～３までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。
(1)　貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのＦＭラジオ放送局）用機器の貸出
(2)　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
２　防災関係機関の対応
　防災関係機関は、(1)の処置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。
(1)　移動通信機器の借受を希望する場合
　ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所
　イ　借受希望機種及び台数
　ウ　使用場所
　エ　引渡場所及び返納場所
　オ　借受希望日及び期間
(2)　移動電源車の借受を希望する場合
　ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所
　イ　台数
　ウ　使用目的及び必要とする理由
　エ　使用場所
　オ　借受期間
　カ　引渡場所
(3)　臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
　ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所
　イ　希望エリア

ウ　使用目的
エ　希望する使用開始日時
オ　引渡場所及び返納場所
カ　借受希望日及び期間
(4)　臨機の措置による手続を希望する場合
ア　早急に免許又は許可等を必要とする理由
イ　アに係る申請の内容
(5)　連絡先
総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）０１１－７４７－６４５１

第３節　災害広報・情報提供計画

被害者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第１　災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

１　住民に対する広報等の方法

(1)　地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティＦＭを含むラジオ、テレビ、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、公式ＬＩＮＥ、くらしの情報アプリ、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物などあらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うとともに、町内会等への連絡網を通じた情報提供も行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

(2)　報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

(3)　(1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(4)　(1)のほか、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌ－ＡＬＥＲＴ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

２　町の広報

町は、防災関係機関との連携を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安

全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第２　安否情報の提供

１　安否情報の照会手続

(1)　安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

(2)　安否情報の照会を受けた際、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続による特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードその他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

(3)　安否情報の照会を受けた際、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚約の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷もしくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人、その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4)　(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において、情報を提供することができるものとする。

２　安否情報を回答するに当たっての対応

安否情報を回答する時は、次のとおり対応するものとする。

(1)　被災者又は第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

(2)　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

(3)　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察

等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(4)　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第４節　避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第１　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

１　七飯町長（担当　対策総括部）（基本法第６０条）

(1)　町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認められる地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア　避難のための立退きの指示

イ　必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ　緊急安全確保措置の指示

(2)　町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3)　町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに渡島総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

２　水防管理者（担当　対策総括部）（水防法第２９条）

(1)　水防管理者（町長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる時は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

(2)　水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する函館中央警察署長にその旨を通知する。

３　知事又はその命を受けた道の職員（基本法第６０条、第７２条）（水防法第２９条）（地すべり等防止法第２５条）

(1)　知事（渡島総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水もしくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きを指示することができる。

また、知事（渡島総合振興局長）は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については、町長に委任する。

(2)　知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第５章第１４節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

４　警察官（基本法第６１条、警察官職務執行法第４条）

(1)　警察官は、１の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときは、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

(2)　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

５　自衛隊（自衛隊法第９４条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において、町長等及び警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(1)　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

(2)　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

(3)　警戒区域の設定等（基本法第６３条第３項）

(4)　他人の土地等の一時使用及び被災工作物等の除去等（基本法第６４条第８項）

(5)　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第６５条第３項）

第２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

１　連絡

町、道（渡島総合振興局）、北海道警察本部（函館中央警察署）及び自衛隊は、法律

又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

２　助言

(1)　七飯町

避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している函館地方気象台、河川事務所、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

(2)　国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

３　協力、援助

北海道警察（函館中央警察署）

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第３　避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、公式ＬＩＮＥ、くらしの情報アプリ、北海道防災情報システム、Ｌ－ＡＲＥＲＴ（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

１　避難指示等の理由及び内容

２　避難場所等及び経路

３　火災、盗難の予防措置等

４　携行品等その他の注意事項

第４　避難方法

１　避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かり易く適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

２　移送の方法

(1)　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送業者等と連携し、車両等によって移送する。

(2)　避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。

(3)　道は、前記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

(4)　道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、移送すべき人・場所・期日を示して、被災者の移送を要請する。運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の移送を行うべきことを指示する。

第５　避難行動要支援者の避難行動支援

１　七飯町の対策

(1)　避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2)　避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後直ちに在宅避難者を含む避難行

動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3)　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア　避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ　病院への移送

ウ　施設等への緊急入所

(4)　応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5)　在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6)　応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。

２　道の対策

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

第６　避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第７　被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保険医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第８　指定緊急避難場所の開設

災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第９　指定避難所の開設

１　災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じ指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

３　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

４　著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第１７条の規定の適用除外措置があることに留意する。

５　新型コロナウイルス等の感染症対策として必要に応じ、指定避難所以外の施設も開設するなど、避難者の過密抑制に努める。

第 10　避難所の運営管理

１　町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度に負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が自主的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

２　マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

３　避難所毎に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せずに食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

４　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするようニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専

門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ゴミの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては避難所における家庭動物のスペース確保について指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

5　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、性暴力・ＤＶの発生防止と被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

6　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、情報提供等により生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

7　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に、要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（道が締結）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

8　災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

9　避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

10　避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第 11　広域避難

1　広域避難の協議等

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うものとする。

2　道内における広域避難

道内の他の市町への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町に対

して直接協議を行うものとする。

３　道外への広域避難

(1)　他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該地域の都府県との協議を求めるものとする。

(2)　事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

４　避難者の受け入れ

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第 12　広域一時滞在

１　道内における広域一時滞在

(1)　災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(2)　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ渡島総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

(3)　協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(4)　協議元市町村長は、協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5)　協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を、協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6)　協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(7)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を

町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行を終了した事務の措置について、町長に通知する。

２　広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

３　内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務が行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第５節　応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第１　実施責任者

１　町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員

２　消防機関、水防団の長及びその他法令の規定に基づきその責任を有する者

３　警察官

４　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

５　知事

６　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長

７　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第２　町の実施する応急措置

１　町長及びその所轄の下に行動する消防長又は消防署長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

２　町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第３　警戒区域の設定

１　町長（基本法第６３条、地方自治法第１５３条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の

者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

２　消防吏員又は消防団員（消防法第２８条・第３６条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

３　消防機関に属する者（水防法第２１条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

４　警察官（基本法第６３条、地方自治法第１５３条、消防法第２８条・第３６条、水防法第２１条）

(1)　警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を、町長に通知することとする。

(2)　警察官は、火災（火災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及び親族でこれらに対して救援をしようとする者、その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官はこれを援助することとする。

(3)　警察官は、水防上緊急の必要がある場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

５　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第６３条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第６節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第８３条の規定により、部隊等の災害派遣を要請することができる。

第１　災害派遣要請

１　派遣要請権者

知事（渡島総合振興局長）

２　派遣要請先（指定部隊等の長）

担当部隊等の長	担当部課	所在地	電 話
陸上自衛隊 第２８普通科連隊長 （函館駐屯地司令）	連隊本部 第３科	函館市 広野町６番１８号	0138- 51-9171 内線 239

３　要請手続等（担当：対策本部班）

(1)　町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である陸上自衛隊第２８普通科連隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　派遣部隊が展開できる場所

オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2)　要請権者は、前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

(3)　町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記アの手続きを行うものとする。

(4)　派遣要請系統

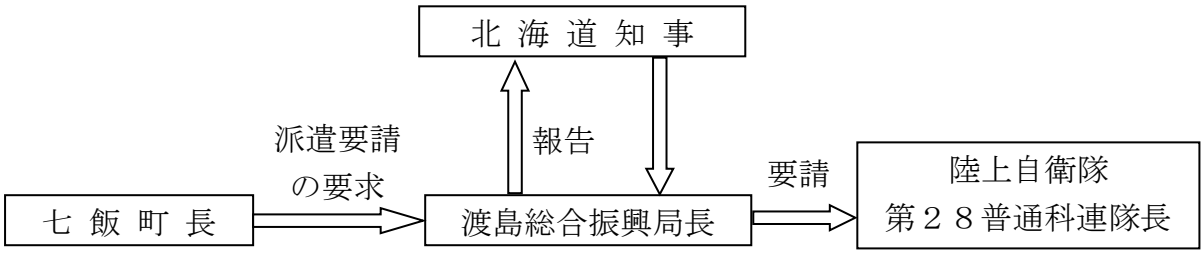

４　受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

５　調整

知事（渡島総合振興局長）は、町の行う派遣部隊受入れについて、必要に応じて使用

する施設、場所等について調整を行うものとする。

６　経費

(1)　次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。

ア　資材費及び機器借上料

イ　電話料及び施設費

ウ　電気料

エ　水道料

オ　くみ取料

(2)　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3)　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第２　派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

１　被害状況の把握

２　避難の援助

３　行方不明者等の捜索救助活動

４　水防活動

５　消防活動

６　道路又は水路の啓開

７　応急医療、救護及び防疫

８　人員及び物資の緊急輸送

９　給食及び給水

10　物資の無償貸付又は譲与

11　危険物の保安及び除去

12　その他

第３　自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第４　知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣できる。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

１　関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

２　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
３　航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等で災害が発生し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
４　その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第５　自衛隊との連携強化

１　総合調整

(1)　知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

(2)　知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

２　連絡体制の確立

知事（渡島総合振興局長）、町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

３　連絡調整

知事（渡島総合振興局長）、町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第６　災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

１　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）
２　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）
３　警戒区域の設定等（基本法第６３条第３項）
４　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第６４条第８項）
５　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第６５条第３項）
６　自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等
（基本法第７６条の３第３項）

様式１（自衛隊災害派遣要請文の様式）

七　総　　第　　号
　　年　　月　　日

北海道知事（渡島総合振興局長）様

七　飯　町　長

災害派遣の要請について

　　このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
　※ヘリコプターの場合、添乗員の職、氏名、年齢、職業、続柄等を記入すること。

様式２（自衛隊災害派遣撤収要請文の様式）

七　総　　第　　号
　　年　　月　　日

北海道知事（渡島総合振興局長）様

七　飯　町　長

災害派遣撤収要請について

　　年　　月　　日付け七総第〇〇号をもって要請を依頼した災害派遣については、次の日時をもって撤収を依頼します。

記

撤収要請日時
　　年　　月　　日　　時　　分

第７節　広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第４節　避難対策計画　第１２　広域一時滞在」による。

第１　国、道、市町村間の応援・受援活動

１　市町村に対する応援（受援）

(1)　被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対して職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策への助言・提案を行うものとする。

(2)　応援協定による応援

北海道における大規模災害時に、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策が実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料　七飯町の協定一覧）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

(3)　基本法による応援

ア　被災市町村長は、災害応急対策を実施するに当たり、必要があると認めるときは他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ　被災市町村長は、災害応急対策を実施するに当たり、必要があると認めるときは知事（渡島総合振興局長）に対し応援を求める、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ災害応急対策の実施を要請された知事（渡島総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ　知事（渡島総合振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を求め、又は他の市町村長を応援することができる。

２　道から他の都府県に対する応援の要求等

(1)　応援協定による応援

北海道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

(2)　基本法による応援

ア　知事は、北海道における大規模災害時に、災害応急対策を実施するため必要があ

ると認めたときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ　知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみよっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して北海道知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

３　道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

４　他の都府県等からの応援要求への対応

(1)　知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

(2)　市町村長は、知事が災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について、応援協力に努める。

第２　南渡島消防事務組合消防本部

１　大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、資料編：協定３９「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

２　他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料及び情報の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

３　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第３　北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第８節　ヘリコプター等活用計画

第１　基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第２　ヘリコプター等の活動内容

１　災害応急対策活動

(1)　被災状況調査などの情報収集活動

(2)　救援物資、人員、資機材等の搬送

２　救急・救助活動

(1)　傷病者、医師等の搬送

(2)　被災者の救助・救出

３　火災防御活動

(1)　空中消火

(2)　消火資機材、人員等の搬送

４　その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第３　七飯町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

１　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

２　安全対策

ヘリコプター等の離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第４　ヘリコプター等の保有機関の活動等

１　北海道

北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

２　札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

３　北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

４　自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第５　ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、警察、北海道開発局などから、多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行なうとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

第６　北海道消防防災ヘリコプター・緊急消防救助隊臨時離着陸場所選定条件

１　離着陸帯の広さ

(1)　密集地においては、２１ｍ×１７ｍが確保できること。

(2)　非密集地については、１８ｍ×１４ｍが確保できること。

（非密集地とは、周囲に民家や他の構築物がなく、広く開放されている場所で、これ以外の場所は、密集地として扱う。）

２　周囲の障害物の変更

離着陸帯を中心として、その周囲５００ｍ先まで１／８の勾配（約７．１°）の傾斜面上に出る障害物がないこと。（図参照）

この条件を満足できない場合は、少なくとも相対する２方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足すること。

３　離着陸帯の条件

(1)　離着陸帯については、平坦な場所であり、かつヘリコプターの重量に耐える地盤の強度が確保できること。

(2)　地盤の緩い草地帯については、転圧をするかロードマット又は鉄板等が敷けること。

(3)　離着陸帯及びその周辺は、ヘリコプターのローター吹き出し風（ダウンウォッシュ）によって飛散するようなものがないように、整理されていること。

４　その他の参考事項

(1)　グラウンドなどの場合、地表面が乾燥しているときは、砂塵の巻き上げ防止のため、十分な散水を行う必要があること。

(2)　離着陸帯中央に直径約１０ｍの正円と中にＨのマークを石灰、ペンキ等でマーキングすることが可能なこと。（図参照）

(3)　救急車等の車両の出入りのよい場所であること。

(4)　通信連絡手段が可能であること。

障害物制限高等概略図

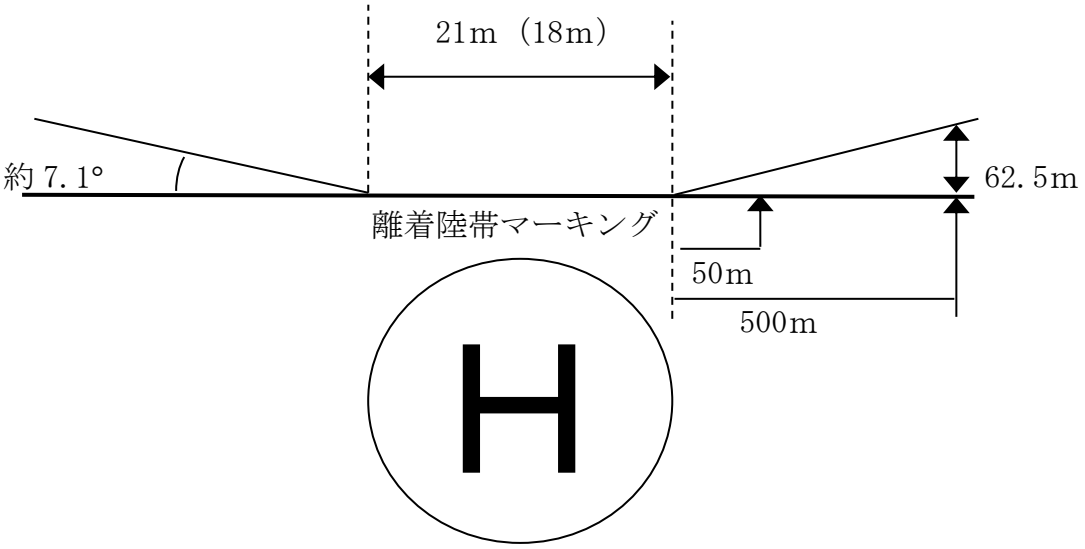

ヘリコプター離着陸可能場所（指定離着陸場（道防災航空室））

施設名	敷地面積㎡	所在地	摘要
大中山小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ 及び緊急ヘリポート	85×60＝5100 50×80＝4000	七飯町大中山２丁目 1-5	
七飯消防署 大沼分遣所ヘリポート	40×40＝1600	七飯町字大沼町 780-3	

第９節　救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、住民や自主防災組織等は可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第１　実施責任

１　七飯町、七飯消防署

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

２　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

３　北海道（渡島総合振興局）

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て、適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第２　救助救出活動

１　被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

２　現地災害対策本部

大規模災害時に、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第３章第２節「災害対策本部」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置する。

第１０節　医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第１　基本方針

１　医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。

２　救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

３　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

４　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

(1)　トリアージ

(2)　傷病者に対する応急処置及び医療

(3)　傷病者の医療機関への搬送支援

(4)　災害時に都道府県が設置するＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
(5)　助産救護
(6)　被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）
(7)　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

５　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）は、災害時における「こころ」の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

６　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。
(1)　傷病者に対する精神科医療
(2)　被災者及び支援者に対する精神保健活動

第２　医療救護活動の実施

１　七飯町
(1)　災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道、七飯医師会、渡島医師会、その他の関係機関に協力を要請する。
(2)　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

２　北海道
(1)　道は、災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
(2)　道は、救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で、医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
　また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
(3)　道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
(4)　道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
(5)　道は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了後、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが、適切に実施されるよう努めるものとする。

(6)　道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

(7)　道は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

　また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

３　災害拠点病院

(1)　道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣し、医療救護活動を行う。

(2)　被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により、地域の医療機関を支援する。

４　協力機関等

(1)　独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

　独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

(2)　独立行政法人労働者健康福祉機構

　道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(3)　日本赤十字社北海道支部

　道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

　また、日本赤十字社が有する日赤災害医療コーディネートチームは、赤十字病院の救護班及びこころのケア班の必要性、活動エリア及び期間について、道が設置する「保健医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携する。

(4)　その他の公的医療機関の開設者

　医療法第３１条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(5)　北海道医師会

　道の要請に基づき、救護班（ＪＭＡＴ）を派遣し、医療救護活動を行う。

(6)　北海道歯科医師会

　道の要請に基づき、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(7)　北海道薬剤師会

　道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(8)　北海道看護協会

　道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護医療救護活動を行う。

(9)　北海道柔道整復師会

　道の要請に基づき、柔道整復師救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(10)　北海道エアポート株式会社

　北海道エアポート株式会社は、道の要請に基づき、ＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）設置に伴う協力を行う。

第３　輸送体制の確保

１　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行なうものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて緊急消防援助隊及び自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

２　重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として七飯消防署が実施する。

ただし、七飯消防署の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて緊急消防援助隊及び自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第４　医薬品等の確保

１　七飯町

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

２　北海道

町から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又はあっせんを行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

第５　広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他都府県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他都府県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第６　臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

様式１（災害医療救護活動出動要請の様式）

七　総務　第　　号
年　　月　　日

災害医療救護活動実施機関の長　様

七飯町医療救護対策本部長
七飯町長　　印

災害医療救護活動隊（班）の出動要請について

このことについて、災害発生のため、七飯町医療救護対策本部を設置しましたので、次により災害医療救護隊（班）の出動を要請いたします。

記

１　災害発生の日時	
２　災害発生の場所	
３　災害発生の原因	
４　災害発生の状況	
５　出動の時期	
６　出動の場所	
７　出動を要する人員	
８　必要な資機材	
９　その他必要な事項	

様式２（災害医療救護活動報告の様式）

第　　号
年　　月　　日

七飯町医療救護対策本部長
七飯町長　　様

災害医療救護活動実施機関の長　　印

災害医療救護活動隊（班）の活動報告について

このことについて、　　年　　月　　日発生の災害のため、七飯町医療救護対策本部長の要請により出動しました災害医療救護活動隊（班）の活動を次のとおり報告します。

記

１　出動の場所	
２　出動の期間及び場所	年　　月　　日　　時　　分　から 年　　月　　日　　時　　分　まで
３　出動者の種別及び人員	医師　　名、看護師　　名
４　受診者数	死亡　　名、重傷　　名、中等傷　　名、軽傷　　名
５　使用した医薬材料、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の状況	医療材料金額　　金額　　円 治療材料消耗、破損料　　金額　　円
６　医療救護活動の概要	
７　その他必要な事項	

参考資料　災害時備蓄医薬品等の供給フロー

道保健福祉部作成「災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル」より

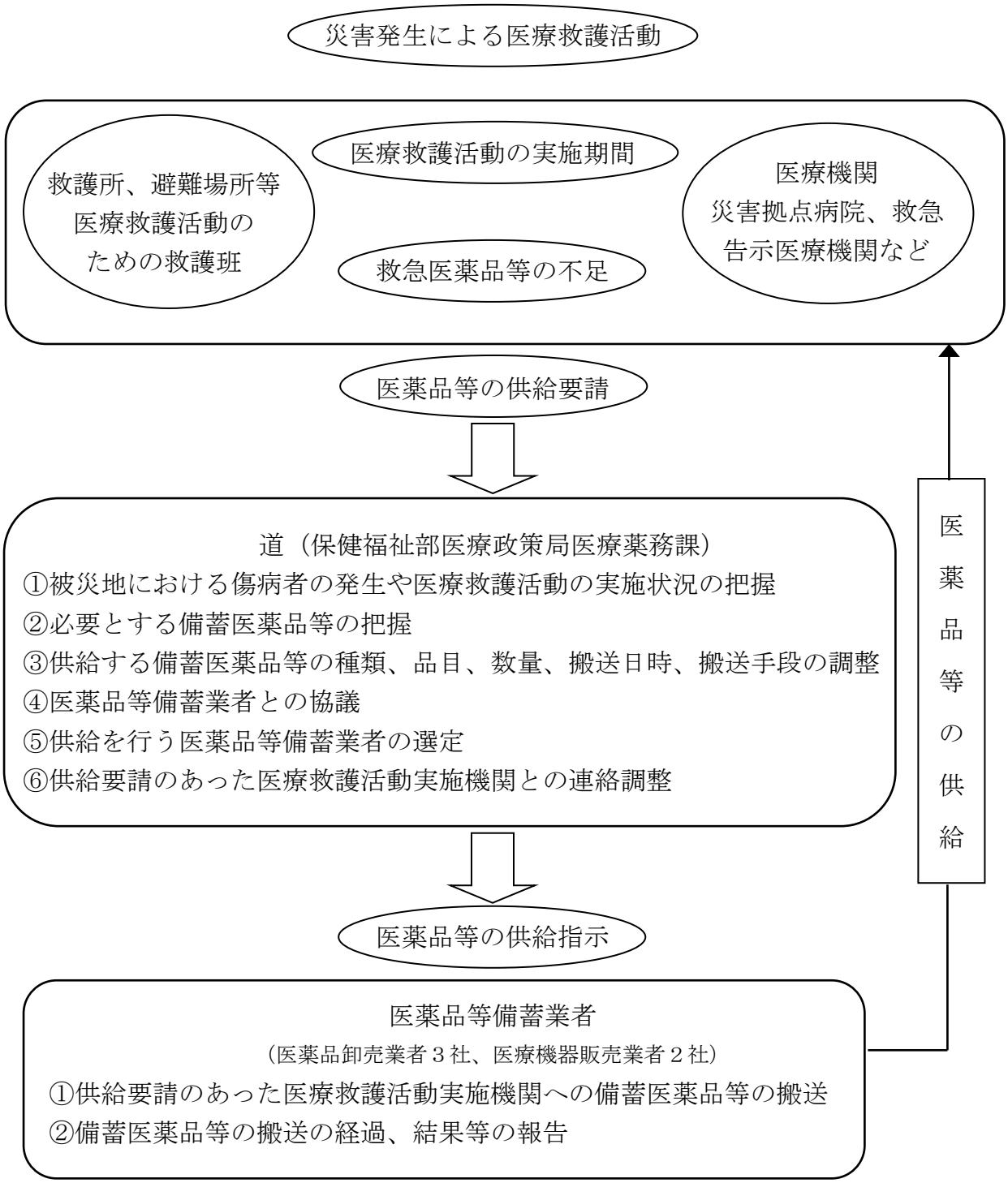

別　紙

災害時の医療救護に係るトリアージ

【トリアージ（Triage）とは】

災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、傷病者の治療優先順位を決定すること。フランス語で「選別」を意味する「triei」に語源を発し、ナポレオン戦争の時に傷病兵をその重症度に応じて選別したことから始まったといわれている。トリアージは救急の原則といわれている３つのＴ、選別（Triage:トリアージ）、治療（Treatment:トリートメント）、搬送（Transport:トランスポート）の３Ｔの一つです。

［トリアージの必要性］

災害時の混乱している中で、トリアージを行わず通常と同じように受付順で治療を行った場合、重症者が長時間放置されたり、重症者から治療を始めた場合には、その治療だけで貴重な医療スタッフ、医薬品等が使われてしまい、確実に救命可能な他の重症者の治療ができなくなるといったことも考えられる。

こうした問題を解決するためには、救命の可能性が非常に低い者よりも、治療によって救命できる可能性の高い者から順に救護・搬送・治療にあたることが必要となり、その優先順位決定作業であるトリアージが必要となる。

［トリアージの原則］

大量の傷病者が発生する大規模災害等の現場においては、簡単な処置で対応できる軽傷者とすでに死亡指定いる傷病者を除外し、緊急搬送治療が直ちに非羽陽名傷病者と、容態は落ち着いているが注意の必要な中等症患者を選別し、その搬送順位や搬送医療機関を決定する。

また、災害現場でのトリアージは１回だけでは不十分で、傷病者の容態はもとより、現場での医療スタッフ、医療器具、医薬品の状態、搬送先の医療機関の状態も、刻々と変化するため、そういった変化に対応するためにも、何度もトリアージを行うことが必要である。

トリアージの実施に際しては、原則として一人の人物（トリアージ・オフィサーと呼びます。）が一人で行うことが必要である。そうすることで、現場の混乱を避け、より効果的に治療・搬送することが可能となる。この時、トリアージ・オフィサーは必ずしも医師である必要はなく、トリアージの意味を正確に理解していれば、救急隊長・救急救命士・看護師長・主任看護師等でも可能である。

ただし、トリアージ・オフィサーはトリアージに専念し、原則として治療にあたらないことが必要である。

［災害現場でのトリアージ］

災害現場では、救急隊員（救急救命士）が最初に到着する場合が多く、初動段階でのトリアージは、彼らが行うケースが多くなる。その後、医師が現場に到着すれば、その医師にリーダーシップを委ね、看護師が医師の指示によってトリアージに協力し、救急隊員は

搬送に専念することが求められる。

災害現場で重症患者に対して行われる医療行為は、呼吸管理・血圧・止血など非常に限られていることが多く、応急救命措置の必要な患者の選別と、どの患者の搬送を最優先するかを判断することがトリアージの目標である。

また、現場でトリアージを実施するトリアージ・オフィサーは、その地域の病院数、所在地、病床数、外科的能力、各病院の特殊性、災害現場の地理、地形、各病院までの距離等を熟知しておくことが重要である。

通常、消防機関では傷病別の受入れ可能な地域医療施設の情報を持っており、これを基準にして、どの施設に搬送するかを決定することになる。

［トリアージ後の対応］

トリアージが終わり、トリアージタッグが付けられた傷病者は、損害の及ばない、搬送に便利な地点に同じ色のタッグのグループに分けて集める。

その際、タッグと同色のトリアージ用シートを併用するなどして、混乱した災害現場での傷病者の待機場所も分別しておくなどの処置をとり、傷病者の重症度治療優先度が一見して識別できるようにしておく。

応急処置、症状等をタッグに記入し、トリアージ・オフィサーは「赤はヘリコプター、救急車等」、「黄は救急車等の搬送車」、「緑はバス、徒歩」で医療救護所、病院等への搬送を指示する。

注意すべき点として、小児はできるだけ両親と一緒にすることや、傷病者はパニックに陥りやすいので、できる限りの情報を与えて落ち着かせることが重要である。

［トリアージを成功させるためのポイント］

・トリアージ・オフィサーは、医療に参加しない。
・トリアージ部門では、気道確保、外出血の止血以外の治療を行わない。
・患者の動線は、一方向で、逆行させない。
・トリアージを行わない限り、患者を移動させない。
・医療救護所、病院等の入口は、能力以上の患者を入院させない。
・トリアージタッグ、カルテ、検査結果等は、全て患者に付けて移動させる。
・トリアージ・オフィサーの命令は絶対である。私見を挟んではならない。
・地域で発生が予想される災害に対し、あらかじめ計画されたトリアージプランによって繰り返し訓練を実施しておくことが必要である。

［トリアージの実施基準］

傷病の緊急度や重症度に応じ、次の４段階に区分します。

優先順位	分　類	識別色	傷病状態及び病態	診　　断
第１順位	最優先治療群 （重症群）	赤（Ⅰ）	生命に係わる重篤な状態で、直ちに治療を行なえば救命可能なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
第２順位	待機的治療群 （中等症群）	黄（Ⅱ）	処置の時間が多少遅れても、生命には危険のないもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
第３順位	保留群 （軽傷群）	緑（Ⅲ）	救急搬送の必要のないもの	小骨折、外傷、小範囲熱傷（体表面積の 10％以内）で気道熱傷を含まないもの、精神症を呈するもの
第４順位	死亡群	黒（０）	生命兆候がないか、あっても現状では救命不可能なもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

［トリアージの流れ］

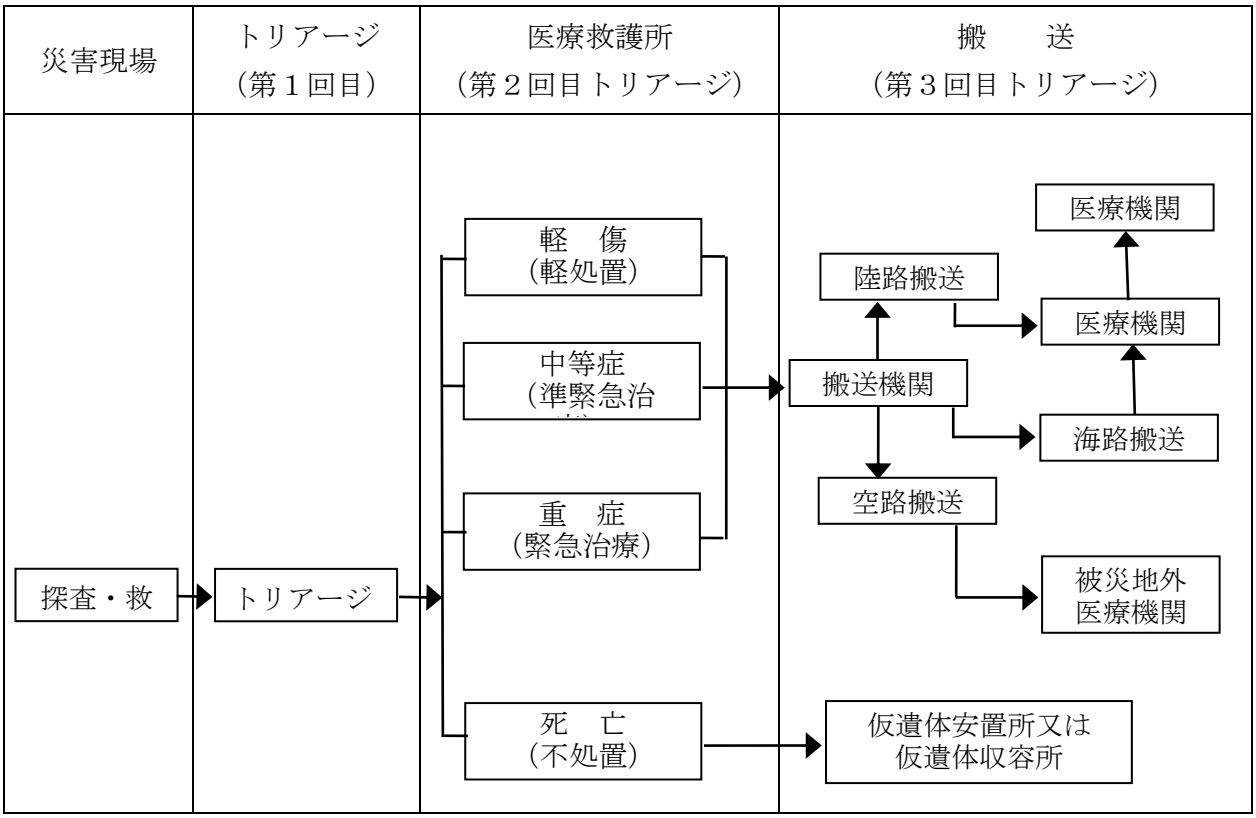

第１１節　防疫計画

災害時における防疫については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

１　七飯町

(1)　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

(2)　北海道渡島保健所長の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

２　北海道

(1)　感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律１１４号以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

(2)　町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

(3)　地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

第２　防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

１　防疫班の編成

(1)　町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための衛生班を編成するものとする。

(2)　衛生班は、おおむね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名をもって編成するものとする。

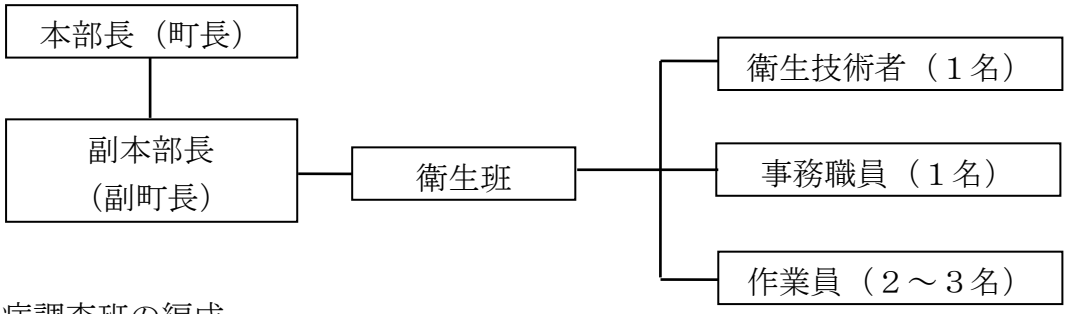

２　検病調査班の編成

(1)　知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。

(2)　検病調査班は、医師１名、保健師１名（又は看護師）その他の職員１名をもって編成するものとする。

ただし、知事は、調査班の稼働能力等を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（又は看護師）１名、その他の職員１名をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

第３　感染症の予防

１　町長は、知事が感染症予防上必要があると認め、災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示等に協力するものとする。

(1)　感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第２７条第２項）

(2)　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第２８条第２項）

(3)　生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第３１条第２項）

(4)　物件に係る措置に関する指示（感染症法第２９条第２項）

(5)　公共の場所の清潔方法に関する指示

(6)　臨時予防接種に関する指示（予防接種法第６条及び第９条）

２　検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

(1)　検病調査は、滞水地域においては通常２日に１回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも１日１回以上行うこと。

(2)　町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。

(3)　検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受信指導等の保健指導を実施すること。

３　予防接種

町長は、知事の指示があったときは、感染症予防上必要な予防接種を実施する。

また、知事は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

４　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は知事の指示があったときは、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

(1)　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に規定するところによる。

(2)　し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により、不衛生にならないよう処分する。

５　消毒方法

町長は、感染症法第２７条第２項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第１４条及び平成１６年１月３０日付け健感発第０１３０００１号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

６　ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第２８条第２項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第１５条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

７　生活用水の供給

町長は、感染症法第３１条第２項の規定による知事の指示があったときは、その期間中、継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等、実情に応じ特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は１日１人当たり約２０リットルとすることが望ましい。

８　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査、及び汚水が判明した場合の措置について、十分指導徹底するものとする。

第４　患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類から三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等、必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第５　避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

１　健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

２　清潔方法、消毒方法等の実施

北海道渡島保健所長の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

３　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させるものとする。

４　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第６　家畜防疫

１　実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

２　実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第１２節　災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備については本計画の定めるところによる。

第１　北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

１　災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、災害警備本部等を設置するものとする。

２　応急対策の実施

(1)　災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

(2)　住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

(3)　風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

(4)　防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第２　教育訓練

北海道警察は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

（参考：災害時警備連絡先）

機　関　名	担当課（係名）	電　話	備考
北海道警察函館方面本部	警備課　災害係	３１－０１１０	
函館方面本部函館中央警察署	警備課　警備係	５４－０１１０	
七飯交番	地域課　七飯交番	６５－２０１７	
七飯南駐在所	地域課　七飯南駐在所	６５－２３６２	
峠下駐在所	地域課　峠下駐在所	６５－２０２８	
大沼駐在所	地域課　大沼駐在所	６７－２３３２	

第１３節　交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第１　交通応急対策の実施

１　七飯町、七飯消防署

(1)　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2)　消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを、命ずることができる。

(3)　消防職員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

２　北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部、函館中央警察署）

(1)　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2)　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3)　(2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために、当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

３　北海道開発局（函館開発建設部）

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

４　北海道（渡島総合振興局）

(1)　道が管理している道路が、災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
(2)　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
(3)　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について市町村長等の要請に基づき、あっ旋及び調達を行うものとする。

５　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にいないときに次の措置をとることができる。

(1)　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
(2)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
(3)　現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

６　一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、道と締結した協定（「災害時における交通誘導業務等に関する協定」）に基づき関係機関の支援を行う。

第２　道路の交通規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、町長、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1)　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
(2)　迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
(3)　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

(1)　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
(2)　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

３　関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第３　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送

、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

１　通知

北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

２　緊急通行車両の確認手続き

(1)　車両の確認

知事（渡島総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2)　確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（渡島総合振興局）又は北海道警察函館方面本部、函館中央警察署及び交通検問所で行う。

(3)　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4)　緊急通行車両

ア　緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

(ｱ)　特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ｳ)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ｴ)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(ｵ)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ｶ)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項

(ｸ)　緊急輸送の確保に関する事項

(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5)　事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

３　通行禁止または制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、業務の性質上、町民の日常生活

に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上、通行させることがやむを得ないと認められる車両については、北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）を通じて規制対象除外車両として、通行を認められるよう申請する。

(1)　確認手続

ア　北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ　確認場所

規制対象除外車両の確認は、北海道警察函館方面本部、函館中央警察署及び交通検問所で行う。

ウ　証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2)　規制対象除外車両等

ア　傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ　報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ　他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

(3)　次に掲げる車両のうち、規制対象除外車両として標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中の車両

ア　道路維持作業用自動車

イ　通学通園バス

ウ　郵便物の収集又は配達のため使用する車両

エ　電報の配達のため使用する車両

オ　廃棄物の収集に使用する車両

カ　伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

キ　その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第４　放置車両対策

１　北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

２　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行なうものとする。運転者がいない場合においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

３　道は、道路管理者である町に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第５　緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要

な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路（株）北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき、緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

１　計画内容

(1)　対象地

道内全域

(2)　対象道路

既設道路及び概ね平成２７年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

２　緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は１０，７１０Kmに上っている。

(1)　第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長６，９０８km〉

(2)　第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長３，５６０km〉

(3)　第３次緊急輸送道路ネットワーク

第１次、第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長２４３km〉

３　七飯町内の緊急輸送道路の区分等

(1)　緊急輸送道路により連絡する防災拠点施設

役場、七飯消防署

(2)　第１次緊急輸送道路ネットワーク

国道５号、函館新道、道道七飯診療所線（２８４号線）、道道七飯大野線（６７６号線）

(3)　第２次緊急輸送道路ネットワーク

道道大沼公園鹿部線（４３号線）、道道大沼公園線（３３８号線）

第１４節　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送、及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」

という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。

また、町長は、必要と認める場合は、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊等の派遣、出動を依頼する。

第２　輸送の対象

１　避難のための住民の輸送
２　医療及び助産で緊急を要する者のための輸送
３　応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
４　運搬給水による飲料水確保のための輸送
５　生活必需物資の確保のための輸送
６　その他災害対策本部が行う輸送

第３　緊急輸送車両の申請

災害時において北海道公安委員会（北海道警察函館方面本部）等が車両の通行禁止、又は制限した場合は、町長は、函館中央警察署長に対し当該車両が緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請するものとする。

第４　道路輸送

原則として町有車両を使用するが、災害の規模に応じ、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。

第５　鉄道輸送

北海道旅客鉄道株式会社の協力を得て、鉄道輸送を行う。

第６　輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

１　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用は、当該国の機関が負担する。

２　要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第１５節　食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　七飯町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。主要食料の確保は商工観光部があたり、炊き出しの実施は住民部・救護部及び学校教育部が各部の協力を得て実施する。

２　北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

３　北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第２　食料の供給

１　七飯町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について渡島総合振興局長を通じて知事に要請する。

２　北海道

知事は、町長から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

３　北海道農政事務所

北海道及び町と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

第３　食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第１４節「輸送計画」及び第３１節「労務供給計画」により措置するものとする。

（参考）災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例（「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」妙）

１　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1)　農林水産生産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法が発動され、救助を行う場合

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が発動され、救援を行う場合

(2)　(1) アの具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　局長が、知事または市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ　知事は、災害救助用米穀を全量買い受ける。

ウ　イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ｱ)　(1) アの場合は、３０日以内（次に掲げる要件を満たす場合は、３ヶ月以内）

a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b　自衛隊の派遣が行われていること。

c　知事から３０日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむ得ないと認めること。

(ｲ)　(2) イの場合は、３ヶ月以内であって局長と知事が協議し、決定した期間とする。

２　災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1)　局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書により契約を締結する。

(2)　局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

第１６節　給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第１　実施責任

１　七飯町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1)　個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後最低３日間・推奨１週間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2)　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3)　給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

２　北海道

町の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第２　給水の実施

１　給水の方法

(1)　輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行うが、消防タンク車等からの給水については、飲料水に使用しないものとする。

保　有　機　関	台数	タンク容量	備考
南渡島消防事務組合七飯消防署	３台	2.0t×２台	
		6.5t×１台	
南渡島消防事務組合七飯消防署大中山分遣所	１台	2.0t	
南渡島消防事務組合七飯消防署大沼分遣所	１台	2.0t	

(2)　浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を調達してこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3)　家庭用井戸等による給水

家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

２　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村または道への飲料水の供給又はこれに要する要因及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災地からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災地に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第３　補給水利の種別、所在、水量

１　導配給水管の全部又は大部分が破損し、利用できない場合は、近隣市町村の給水タンク車等を要請する。ただし、破損の程度により、次の排水池から取水可能な場合は、取水を行うものとする。

配 水 池 施 設 の 状 況

種　　別	所　在　地	容　量	取水可能水量
第１配水池	亀田郡七飯町字大川 575-2	1,500t	1,500t
第２配水池	〃　　字鳴川町 359-3	1,500t	1,500t
第３配水池	〃　　本町６丁目 521-2	1,000t	1,000t
大沼配水池	〃　　字大沼町 988-4	1,099t	1,099t
東大沼配水池	〃　　字東大沼 666-1	450t	450t
軍川第１配水池	〃　　字軍川 601-3	162t	162t
軍川第２配水池	〃　　字上軍川 1117-1	120t	120t
藤城第１配水池	〃　　字上藤城 547-2	486t	486t
藤城第２配水池	〃　　字上藤城 552-4	358t	358t
藤城第３配水池	〃　　字上藤城 414-4	266t	266t
藤城第４配水池	〃　　字仁山 494-5	50t	50t

２　特定地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、町内の消火栓から取水して行う。

第４　給水施設の応急復旧

給水栓、消火栓及び医療施設等、緊急を要するものから優先的に行う。

第１７節　衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　七飯町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

(1)　物資の調達、輸送

ア　地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ　生活必需品を取扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

(2)　要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア　生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ　被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

２　北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づきあっ旋及び調達を行うものとする。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行うこととし、町長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

３　指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

(1)　北海道経済産業局

経済産業省が、救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況について確認する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第２　実施方法

１　町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

２　知事は、町長等の要請に基づき必要物資のあっ旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により様々であるが、主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は、道外調達の方途を講ずるものとする。

第３　生活必需物資の確保

１　災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっ旋を求めるものとする。

２　知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（以下「関係団体」という。）に対し、物資確保のための協力要請又はあっ旋依頼を行う。

　また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図る。

３　知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第７１条第１項の規定に基づく保管命令、又は収用処分により必要数量を確保するものとする。

４　知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第４　日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

１　被災者の救助用物資として備蓄しているものは、次のとおりである。

(1)　毛布

(2)　救急セット

(3)　拠点用日用品セット

(4)　安眠セット

２　救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」により、あらかじめ地区に備蓄するものとする。

第１８節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　七飯町

　町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

　また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

(1)　地域内で調達できる石油類燃料の調達先、及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(2)　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料

を迅速に調達できる方法を定めることとする。

(3)　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(4)　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

２　北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっ旋及び調達を行うものとする。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第２　石油類燃料の確保

１　災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっ旋を求めるものとする。

２　知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し物資確保のための協力要請、又はあっ旋依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第１９節　電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第１　応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

１　北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

(1)　活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2)　情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

(3)　通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4)　広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5)　要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は要員を融通するものとする。なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て、知事（渡島総合振興局長）に要請するものとする。

(6)　資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社からの融通により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について、応援を求めるものとする。

(7)　応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努めるものとする。

２　電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して、遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第２０節　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第１　上水道

１　応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

(2)　要員及び資材等の確保等、復旧体制を確立する。

(3)　被害状況により、他市町村等へ支援を要請する。

(4)　住民への広報活動を行う。

２　広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２　下水道

１　応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を、あらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

(4)　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

(5)　処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

(6)　住民への広報活動を行う。

２　広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第２１節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画の定めるところによる。

第１　災害の原因及び被害種別

１　災害の原因

(1)　暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象

(2)　豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

(3)　山崩れ

(4)　地滑り

(5)　土石流

(6)　崖崩れ

(7)　火山噴火

(8)　落雷

２　被害種別

(1)　道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

(2)　盛土及び切土法面の崩壊
(3)　道路上の崩土堆積
(4)　トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
(5)　河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその施設の被害
(6)　河川、砂防えん堤の埋塞
(7)　砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
(8)　下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第２　応急土木復旧対策

１　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1)　応急措置の準備

ア　所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ　災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2)　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3)　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに本計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第２２節　被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第２　危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第３　判定士の業務

判定士は次により、被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

１　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

２　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

３　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　　分	表　示　方　法
危険宅地	赤色のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄色のステッカーを表示する。
調査済宅地	青色のステッカーを表示する。

第４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

１　宅地に係る被害情報の収集

２　判定実施計画の作成

３　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

４　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

５　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第５　事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

1　町と道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
2　道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
3　道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
4　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図

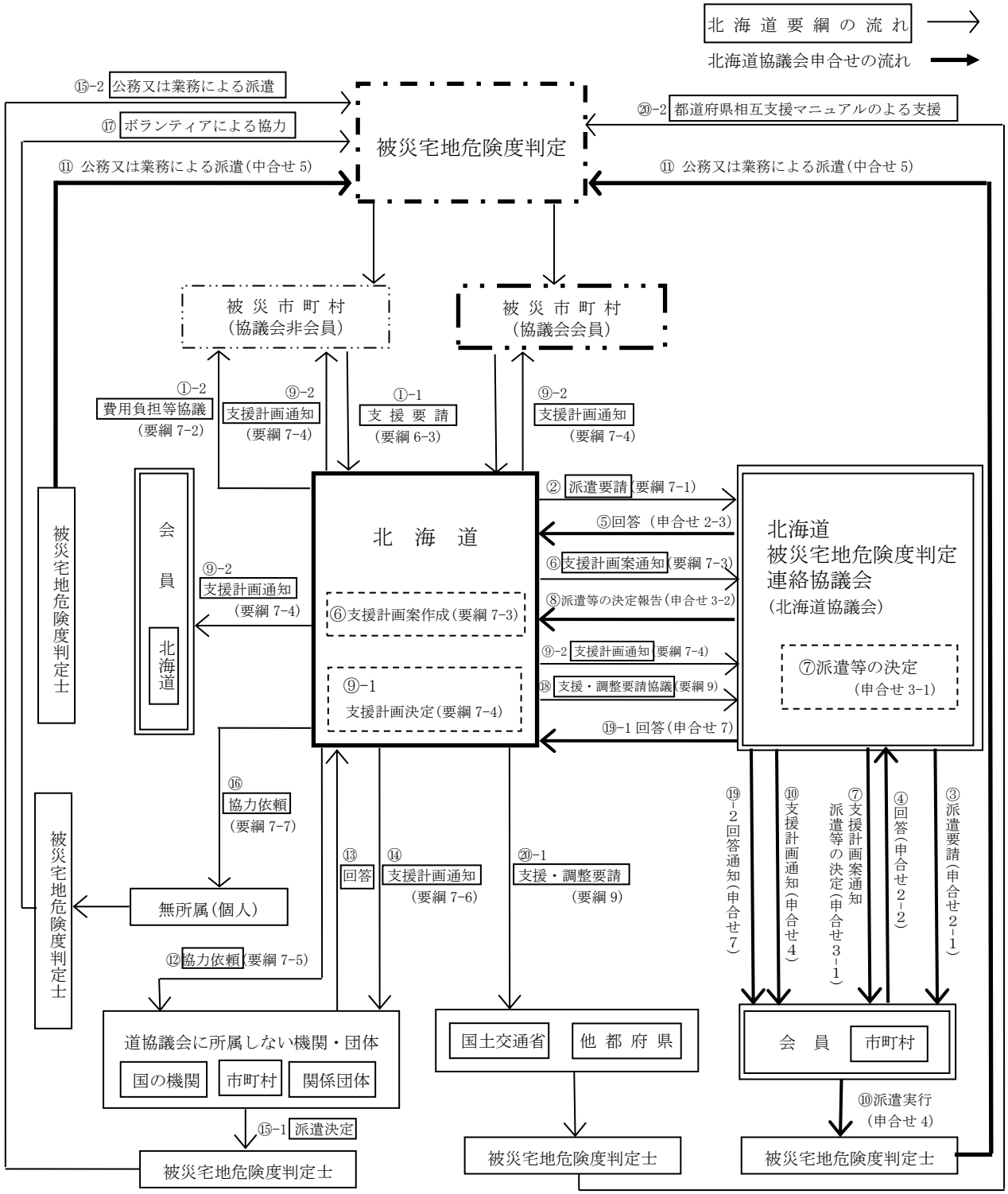

第２３節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　七飯町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第２　実施の方法

１　避難所

町長は、災害により住家が被害を受けて居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

２　公共住宅等のあっ旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　応急仮設住宅

(1)　入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア　住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ　居住する住家がない者であること。

ウ　自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ｱ)　生活保護法の被保護者及び要保護者

(ｲ)　特定の資産がない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2)　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3)　応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4)　応急仮設住宅の建設用地

道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5)　建設戸数（借上げを含む。）

町長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

(6)　規模、構造、存続期間及び費用

ア　応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき２９．７平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による２～６戸の連続建てもしくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7)　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8)　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

４　平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第１７条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

５　住宅の応急修理

(1)　応急修理を受ける者

ア　住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ　自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2)　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3)　修理の範囲と費用

ア　応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

６　災害公営住宅の整備

(1)　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した

場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

ア　地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ｱ)　被災地全域の滅失戸数が５００戸以上のとき。

(ｲ)　町の区域内の滅失戸数が２００戸以上のとき。

(ｳ)　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

イ　火災による場合

(ｱ)　被災地全域全域の滅失戸数が２００戸以上のとき。

(ｲ)　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

(2)　整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは、道が整備し、整備後は公営住宅法第４６条の規定による事業主体の変更を行って建設町に譲渡し、管理は建設町が行うものとする。

(3)　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア　入居者資格

(ｱ)　当該災害発生の日から３年間は、当該災害により住宅を失った者であること。

(ｲ)　収入分位５０％（月収２５９，０００円）を限度に、町条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ｳ)　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ　構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ　国庫補助

(ｱ)　建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の２／３。ただし、激甚災害の場合は３／４

(ｲ)　借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の２／５

第３　資材等のあっ旋、調達

１　町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっ旋を依頼するものとする。

２　道は、町長から資材等のあっ旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっ旋、調達を行うものとする。

第４　住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第２４節　障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

２　鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の保有者が行うものとする。

第２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい障害及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

１　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

２　障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合

３　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

４　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３　障害物の除去の方法

１　実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

２　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第４　除去した障害物の集積場所

１　除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

２　町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第５　放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第２５節　文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　学校管理者等

(1)　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速、かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備えて職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2)　児童生徒等の安全確保

ア　在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速、かつ適切な行動をとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。

イ　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について、計画を立てるとともに、あらかじめ職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3)　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

２　北海道・七飯町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。

第２　応急対象実施計画

１　施設の確保と復旧対策

(1)　応急復旧

被害制度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2)　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3)　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等の公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4)　仮校舎等の建築

上記において、施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

２　教育の要領

(1)　災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2)　特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ　教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について、遺漏のないよう指導する。集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。

エ　学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ　教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって、児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3)　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

３　教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

４　授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

(1)　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2)　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

５　学校給食等の措置

(1)　給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2)　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3)　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

６　衛生管理対策

学校が、避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

(1)　校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2)　校舎の一部に、被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3)　受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。

(4)　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第３　文化財の保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び七飯町文化財保護に関する条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害時により行方不明者になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　七飯町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

２　警察官

第２　実施の方法

１　行方不明者の捜索

(1)　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2)　捜索の実施

町長が、消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

２　遺体の処理

(1)　対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2)　処理の範囲

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ　遺体の一時保存（町）

ウ　検案

エ　死体見分（警察官）

(3)　安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

３　遺体の埋葬

(1)　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体

(2)　埋葬の方法

ア　町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬にする。

４　広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは、当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び被災状況に基づき、広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺自治体に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

第２７節　家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　七飯町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

２　北海道

(1)　渡島総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

(2)　道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっ旋等所要の措置を講ずるものとする。

第２　家庭動物等の取扱い

１　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。

２　災害発生における動物の避難は、道条例第６条第１項第４号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。

３　災害発生時において、町と道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第２８節　応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第１　実施責任

家畜飼料の応急対策は、町長が実施するものとする。

第２　実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっ旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、渡島総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっ旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっ旋を要請するものとする。

１　飼料（再播用飼料作物種子を含む）

(1)　家畜の種類及び頭羽数

(2)　飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）

(3)　購入予算額

(4)　農家戸数等の参考となる事項

２　転飼

(1)　家畜の種類及び頭数

(2)　転飼希望期間

(3)　管理方法（預託、附添等）

(4)　転飼予算額

(5)　農家戸数等の参考となる事項

第２９節　廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜等の処理（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第２４節「障害物除去計画」によるものとする。

第１　実施責任

１　七飯町

(1)　町は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2)　被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとする。

２　北海道

(1)　渡島総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況

に応じ指導・助言を行うものとする。

(2)　道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっ旋等所要の措置を講ずるものとする。

第２　廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

１　廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条の２第２項及び第３項、第１２条第１項並びに第１２条の２第１項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第８６条の５の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

２　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1)　環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2)　移動できないものについては、北海道渡島保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

(3)　前(1)及び(2)において、埋却する場合にあっては１m以上覆土するものとする。

第３０節　防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部、女性団体及び各種ボランティア団体・ＮＰＯとの連携については、本計画の定めるところによる。

第１　ボランティア団体・ＮＰＯの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部、女性団体又は各種ボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

第２　ボランティアの受入れ

町、道及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランテ

ィアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当って、高齢者介護や外国語の会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第３　ボランティア団体・ＮＰＯの活動

ボランティア・ＮＰＯに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

１　災害・安否・生活情報の収集・伝達
２　炊出し、その他の災害救助活動
３　高齢者・障がい者等の介護、看護補助
４　清掃及び防疫
５　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
６　被災建築物の応急危険度判定
７　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
８　災害応急対策事務の補助
９　救急・救助活動
10　医療・救護活動
11　外国語通訳
12　非常通信
13　被災者の心のケア活動
14　被災母子のケア活動
15　被災動物の保護・救助活動
16　ボランティア・コーディネート

第４　ボランティア活動の環境整備

町及び道は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・ＮＰＯとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

※ボランティアの受入れ・派遣

七飯町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、日赤七飯町分区の協力、町の支援を得て、ボランティア対策本部を設置し、ボランティア受入れ体制をとり、円滑なボランティアの派遣を実施する。

町は、地震などによる災害が発生したときは、七飯町社会福祉協議会にボランティアの派遣要請を行い、避難所の運営、救助・救出活動や高齢者・障がい者などの介護、看護補助及び罹災建築物の応急危険度判定など、罹災者の生活に密着した応急対策活動の実施を図る。

１　災害ボランティアセンターの設置・運営

町（民生対策部）は、地震などによる災害が発生し、ボランティア活動の必要性があるときは、七飯町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置及び人員の確保を要請する。

七飯町社会福祉協議会は、北海道社会福祉協議会及び日赤七飯分区と協力・連携し、被災地の現場のニーズを把握した上で、登録されているボランティアを適材・適所に派遣する。

２　ボランティアの活動内容

ボランティアは、活動内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区分される。それぞれの活動内容は、次のとおりである。

「ボランティアの活動について」

一般ボランティア	専門ボランティア
・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・避難所における炊き出し、その他災害救助活動 ・避難所運営補助 ・避難者の生活支援 ・応急救援物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業 ・その他	・救助・救出 ・医療活動 ・罹災建築物の応急危険度判定 ・外国語通訳 ・無線を利用した非常通信 ・特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送 ・高齢者、障がい者等の介護・手話通訳 ・その他（弁護士による法律相談等）

第３１節　労務供給計画

災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第１　供給方法

１　町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、函館公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。

２　前号により、労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

(1)　職業別、所要労働者数

(2)　作業場所及び作業内容

(3)　期間及び賃金等の労働条件

(4)　宿泊施設等の状況

(5)　その他必要な事項

３　函館公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受け

た場合は、緊急度等を勘案して、その必要度の高いものより紹介するものとする。

第２　賃金及びその他の費用負担

１　労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。

２　労務者に対する賃金は、地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第３２節　職員派遣計画

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第２９条の規定により、町長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第３０条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を求めるものとする。

第１　要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長とあらかじめ協議しなければならない。

第２　要請手続等

１　職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

(1)　派遣を要請する理由

(2)　派遣を要請する職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与、その他の勤務条件

(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　職員の派遣のあっ旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっ旋のみでなく、地方自治法第２５２条の１７に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

(1)　派遣のあっ旋を求める理由

(2)　派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数

(3)　派遣を必要とする期間

(4)　派遣される職員の給与、その他の勤務条件

(5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

第３　派遣職員の身分取扱

１　派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の

法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

２　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第３２条第２項及び同法施行令第１８条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第２５２条の１７の規定によるものとする。

３　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第２５２条の１７に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

４　派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。

５　受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）昭和３７年自治省告示第１１８号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第１９条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（１日につき）	その他の施設（１日につき）
３０日以内の期間	３，９７０円	６，６２０円
３０日を越えて６０日以内の期間	３，９７０円	５，８７０円
６０日を越える期間	３，９７０円	５，１４０円

第３３節　災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第１　実施体制

救助法による救助は、知事（渡島総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第２　救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合に、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

災害救助法の適用基準			
被害区分 町の人口	町単独の場合 住家滅失世帯数	被害が相当広範囲な場合（全道 2,500 世帯以上） 住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
七飯町(28,120 人) (15,000 人以上 30,000 人未満) (平成 27 年国勢調査)	５０	２５	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき

概　　要

１　住家被害の判定

(1)　滅失・・・全壊、全焼、流出

住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の７０％以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、５０％以上に達した程度のものとする。

(2)　半壊、半焼・・・２世帯で滅失１世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％～７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

床上浸水・・・３世帯で滅失１世帯に換算

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

２　世帯の判定

(1)　生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2)　会社、又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第３　救助法の適用手続き

１　七飯町

(1)　町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を渡島総合振興長に報告しなければならない。

(2)　災害の事態が急迫し、知事による救助を待ついとまがない場合には、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに渡島総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

２　北海道

渡島総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、渡島総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その告示を行うとともに、渡島総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第４　救助の実施と種類

１　救助の実施と種類

知事は、町に救助法が適用された場合は、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要

と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日以内	町
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	２０日以内に着工 完成の日から最長２年	対象者・対象箇所の選定：町 設置：北海道(委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	７日以内	町
飲料水の給与	７日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	１０日以内	町
医療	１４日以内	医療班：北海道・日赤道本部 (委任したときは町)
助産	分べんの日から７日以内	医療班：北海道・日赤道本部 (委任したときは町)
災害に遭った者の救出	３日以内	町
住宅の応急修理	３か月以内	町
学用品の給与	教科書等１ヶ月以内 文房具等１５日以内	町
埋葬	１０日以内	町
遺体の捜索	１０日以内	町
遺体の処理	１０日以内	町・日赤道本部
障害物の除去	１０日以内	町

(注) 期間についてはすべて災害発生の日から起算することと、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

２　救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が、公用令書等によって行う職務について、相互に協力をしなければならない。

第５　基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第６　手続系統図

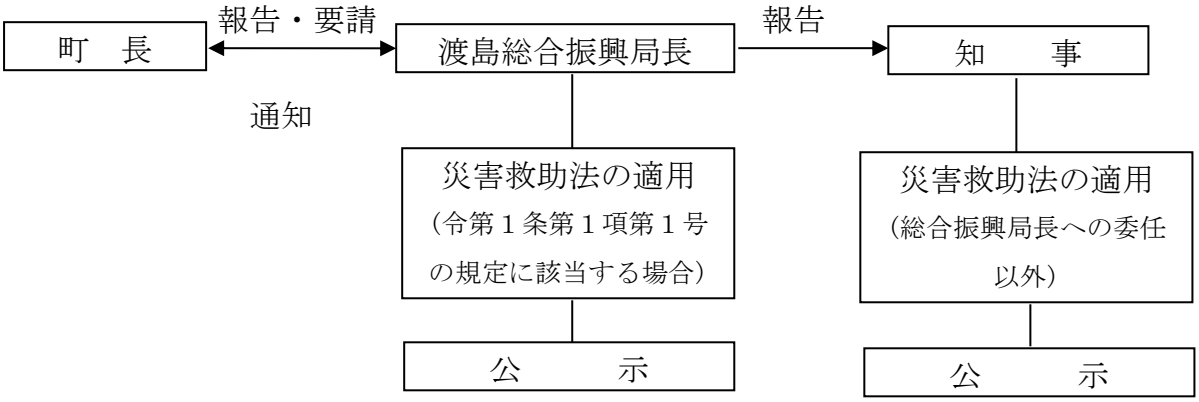
町　長
報告・要請
通知
渡島総合振興局長
報告
知　　事
災害救助法の適用
（令第１条第１項第１号の規定に該当する場合）
災害救助法の適用
（総合振興局長への委任以外）
公　　示
公　　示

第６章　地震災害対策計画

第１節　計画の目的

この計画は、基本法第４２条の規定に基づき、町内における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

第２節　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成２１年条例第８号）第３条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

１　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
２　自助（住民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。
３　災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する対策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
５　新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策や、災害対応に当たる職員等の感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第３節　計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防

災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第１　実施責任

１　七飯町

防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。

２　北海道

北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公的団体及び防災上重要な施設の管理者

地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、道、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務は「第１章第５節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第５節　北海道における主な地震被害

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると北海道で記録が残っている被害地震は、１６１１年（慶長１６年）慶長三陸地震以来、約３９０年間に１００回以上発生しており、１９４５年（昭和２０年）以降においても、１９５２年（昭和２７年）及び１９６８年(昭和４３年）十勝沖地震、１９６０年（昭和３５年）チリ地震津波、１９７３年

（昭和４８年）６月１７日根室半島南東沖地震、１９８２年（昭和５７年）３月２１日浦河沖地震、１９８３年（昭和５８年）５月２６日の日本海中部地震、１９９３年（平成５年）１月１５日釧路沖地震、同年７月１２日北海道南西沖地震、１９９４年（平成６年）１０月４日北海道東方沖地震、２００３年（平成１５年）９月２６日十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。特に１９９３年（平成５年）北海道南西沖地震では、大津波と火災により死者２０１名、行方不明者２８名という大惨事となった。また、２０１８年（平成３０年）北海道胆振東部地震で最大震度７を記録し、死者４３名の被害と、道内全域約２９５万戸停電（ブラックアウト）が発生した。

第６節　七飯町における地震の想定

平成７年１月１７日に発生した阪神・淡路大震災は、約６，４００名の死者を出し、１０万棟を超える建物が全壊するという大災害となった。同年７月に、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）が制定され、同法に基づき文部科学省に政府の特別機関として地震調査研究推進本部が設置された。

この推進本部の地震調査委員会が調査研究した成果に基づき、七飯町に甚大な被害をもたらすと考えられる「函館平野西縁断層帯」の諸特性を以下のとおり評価した。

第１　断層帯の位置及び形態

函館平野西縁断層帯は、七飯町峠下地区（函館平野西縁付近）から北斗市を縦貫して南北に延びる全長２４㎞の活断層帯であり、将来的にマグニチュード７．０～７．５程度の地震が発生すると推定されている。

本断層帯は、主断層帯として、北部～中部の渡島大野断層と中部～南部の富川断層及びこれらに付随する断層からなる。渡島大野断層は、七飯町峠下地区から北斗市向野・文月地区を経て北斗市富川沿岸部に至る。富川断層は、陸上部だけでなく函館湾西岸沿いの海底に延び、少なくとも葛登支岬の南３㎞付近までは達していると考えられる。

断層帯中部では渡島大野断層と富川断層が一部並走しているが、両断層は全体として見れば雁行状に配列している。

両断層の西側には、それぞれ長さ４㎞以下の活断層がいくつか認められる。

これらは、後述のように両断層の活動によって副次的に生じた断層と考えられる。

また、平成２３年度には、北海道立総合研究機構地質研究所、産業技術総合研究所の共同研究（文部科学省からの受託事業）として、函館平野西縁断層帯の海域部分の調査が実施されており、活断層の活動履歴や位置・形状に関するデータの収集が行われている。

第２　断層帯の過去の活動

函館平野西縁断層帯は過去４～５万年間に３回活動した可能性がある。

活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に３ｍ程度隆起したと推定される。

この値から、本断層帯を構成する渡島大野断層、富川断層はそれぞれ個別に活動するの

ではなく、断層帯全体が一括して活動すると推定される。最新の活動は１万４千年前以後にあったと考えられる。

函館平野西縁断層帯周辺では、歴史時代の被害地震の記録や地震考古学上の知見は知られていない。

１６１１年の津波に関する松前藩の記録が残っているが、この断層帯から発生した可能性のある地震の記述はないので、最近３９０年間はこの断層帯は活動しなかったと考えられる。

第３　断層帯の将来の活動

函館平野西縁断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動し、マグニチュード７．０～７．５程度の地震が発生すると推定される。

また、断層の近傍の地表面には、西側が東側に対して相対的に３m程度高まる、ゆるやかな段差（撓(たわ)み）が生ずると推定される。

本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は次の表に示すとおりであり、我が国の主な活断層の中では地震発生可能性がやや高いグループに属することになる。

断層帯名称	予想されるマグニチュード	３０年以内の発生確率等	発表年月日
函館平野西縁断層帯	7.0－7.5程度	ほぼ0～1%	平成13年6月13日

（公表：地震調査研究推進本部地震調査委員会）

（資料編　資料１４「函館平野西縁断層帯の位置及び構成断層」）

第４　函館平野西縁断層帯における地震被害想定（モデル 45_3）

函館平野西縁断層帯で地震（Ｍ６．６）が発生した場合の地震被害想定概要は以下のとおりである。

１　地震動

地表における震度（最大）６強と予想される。

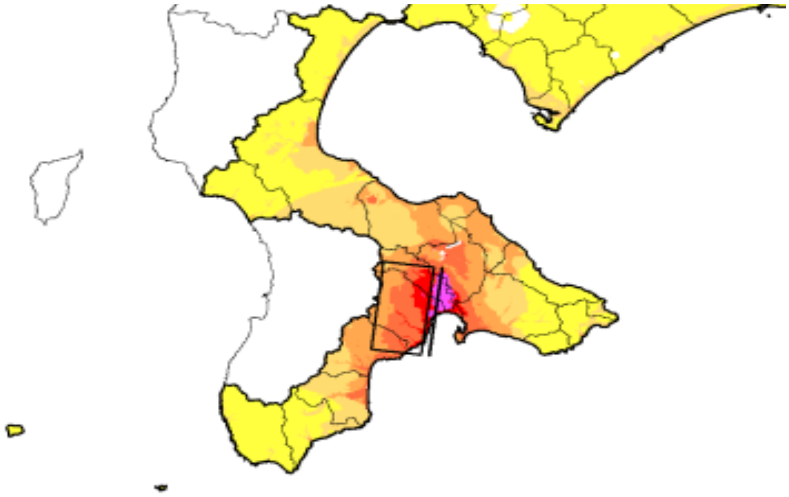

（資料：平成２７年震度分布（北海道））

２　液状化危険度

液状化による建物被害は、全壊棟数１棟未満、半壊棟数１棟が想定される。

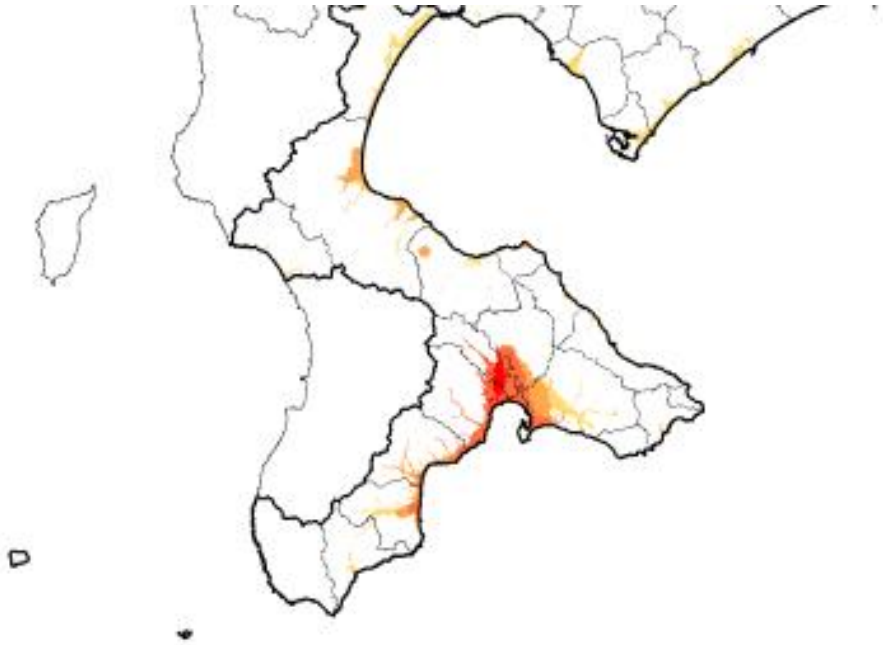

（資料：平成２７年液状化発生確率分布（北海道））

３　急傾斜地崩壊危険度

急傾斜地崩壊による建物被害は、全壊棟数１棟未満、半壊棟数２棟が想定される。

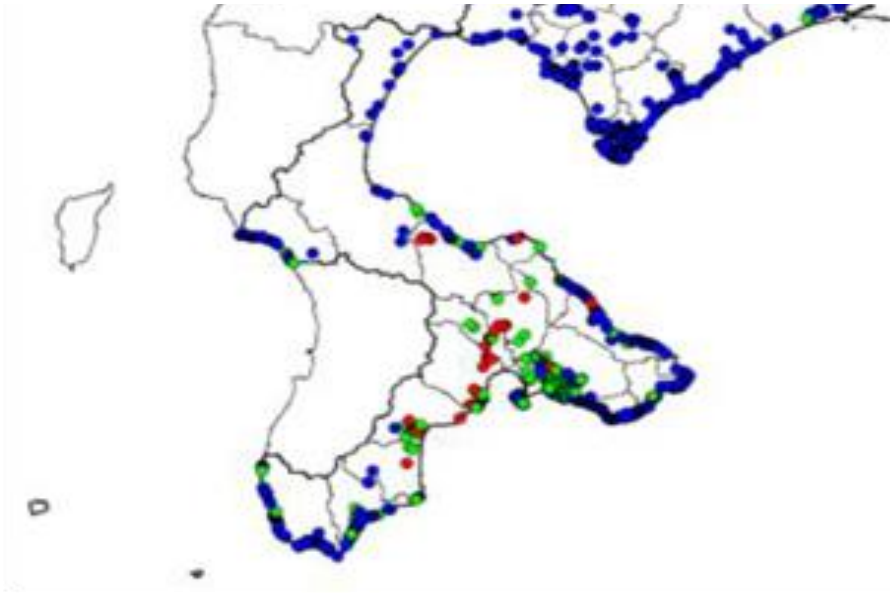

（資料：平成２７年急傾斜地崩壊危険度分布（北海道））

４　建物被害

揺れによる建物被害は、全壊６９棟、半壊２３２棟、液状化による建物被害は、全壊棟数１棟未満、半壊棟数１棟、急傾斜地崩壊による建物被害は、全壊棟数１棟未満、半壊棟数２棟と想定される。

５　火災被害

火災被害については、最も出火危険度が高い冬の夕方で、全出火件数４件、炎上出火件数２件、焼失棟数５棟と想定される。

６　人的被害

揺れによる人的被害は、冬の早朝で死者数１人未満、重傷者数３人、軽傷者数３０人、急傾斜地崩壊による人的被害は、死者数１人未満、重傷者数１人未満、軽傷者数１人、火災被害による人的被害は、死者数１人未満、重傷者数１人未満、軽傷者数１人未満と想定される。

また、避難者数は、冬の夕方で避難所生活者数２，４５２人、避難所外の生活者数１，３２０人、合計避難者数で３，７７２人と想定される。

７　ライフライン被害（上下水道）

上水道の被害は、被害箇所数は、１１２箇所、断水世帯数（直後）６，１１１世帯、断水人口（直後）１５，３５９人、復旧日数は、１．６日～３．１日と想定される。

下水道の被害は、冬の早朝で被害延長は、８．６㎞、機能支障世帯数５２２世帯、機能支障人口１，３１３人、復旧日数は、１日未満と想定される。

８　交通施設被害

主要な道路の被害は、７箇所、その他の道路の被害は、３２箇所、橋梁（１５ｍ以上）の被害は、不通箇所数１箇所未満、通行支障箇所数１箇所未満、橋梁（１５ｍ未満）の被害は、不通箇所数２箇所、通行支障箇所数３箇所と想定される。

第５　影響が予想されるその他の地震

１　黒松内低地断層帯地震予想震度　震度５強と推定される。

２　石狩低地東縁断層帯南部地震予想震度　震度４～５強と推定される。

３　北海道南西沖地震予想震度　震度６弱と推定される。

４　北海道北西沖地震予想震度　震度４～５弱と推定される。

５　北海道留萌沖地震予想震度　震度５強と推定される

６　青森県西方沖地震（日本海）、青森県三陸沖北部地震（太平洋）、千島海溝南部・日本海溝北部地震予想震度　震度５強～６弱と推定される。

第７節　防災組織

地震による災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する組織及び任務分担等については、「第３章　防災組織」の定めるところによるものとする。

第８節　災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第１　町民の心構え

１９９５年（平成７年）１月１７日に発生した阪神・淡路大震災や２０１１年（平成２３年）３月１１日の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

１　家庭における措置

(1)　平常時の心得

ア　地域の避難場所・避難経路及び家庭の集合場所や連絡方法を確認する。

イ　崖崩れに注意をする。

ウ　建物の補強、家具の固定をする。

エ　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。また、感震ブレーカーの設置に留意する。

オ　飲料水や消火器の用意をする。

カ　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯・ヘッドライト、ラジオ、乾電池等）を準備する。

キ　地域の防災訓練に進んで参加する。

ク　隣近所と地震時の協力について話し合う。

ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2)　地震発生時の心得

ア　まず我が身の安全を図る。

イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずにまず身の安全を確保する。

ウ　素早く火の始末をする。

エ　火が出たらまず消火する。

オ　慌てて戸外に飛び出さず出口を確保する。

カ　狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近づかない。

キ　山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。

ク　避難は徒歩で、持物は最小限にする。

ケ　みんなが協力しあって、応急救護を行う。

コ　正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

サ　秩序を守り、衛生に注意する。

２　職場における措置

(1)　平常時の心得

ア　消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。

イ　消防計画により避難訓練を実施する。

ウ　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。

エ　重要書類等の非常持出品を確認する。

オ　不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(2)　地震発生時の心得

ア　まず我が身の安全を図る。

イ　素早く火の始末をする。

ウ　職場の消防計画に基づき行動する。

エ　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。

オ　正確な情報を入手する。

カ　近くの職場同士で協力し合う。

キ　エレベーターの使用は避ける。

ク　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

３　駅やデパートの集客施設でとる措置

(1)　館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。

(2)　慌てて出口・階段などに殺到しない。

(3)　吊り下がっている照明などの下からは退避する

４　街など屋外でとるべき措置

(1)　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

(2)　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。

(3)　丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

５　運転者のとるべき措置

(1)　走行中のとき

ア　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。

イ　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。

ウ　停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

エ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2)　避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車は使用しない。

第２　地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に

配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

１　地震に強いまちづくり

(1)　町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難所としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用への誘導により、地震に強いまちづくりを図る。

(2)　町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

(3)　町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

２　建築物の安全化

(1)　町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

(2)　町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震性の向上を図る。

(3)　町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

(4)　町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

(5)　町、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

(6)　町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

３　主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

４　通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当っては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

５　ライフライン施設等の機能の確保

(1)　町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替

施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

(2)　町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

(3)　町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(4)　町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、非常用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

６　復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

７　液状化対策等

(1)　町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(2)　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

８　危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

９　災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動地点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第３　地震に対する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

１　防災知識の普及・啓発

(1)　町は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成・配付等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2)　町は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア　啓発内容

(ｱ)　地震に対する心得

(ｲ)　地震に関する一般知識

(ｳ)　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備

(ｴ)　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

(ｵ)　災害情報の正確な入手方法

(ｶ)　出火の防止及び初期消火の心得

(ｷ)　外出時における地震発生時の対処方法

(ｸ)　自動車運転時の心得

(ｹ)　救助・救護に関する事項

(ｺ)　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

(ｻ)　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

(ｼ)　要配慮者への配慮

(ｽ)　各防災関係機関が行う地震災害対策

イ　普及方法

(ｱ)　テレビ、ラジオ、新聞の利用

(ｲ)　インターネット、ＳＮＳの利用

(ｳ)　広報誌（紙）、広報車両の利用

(ｴ)　映画、スライド、ビデオ等による普及

(ｵ)　パンフレットの配布

(ｶ)　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

ウ　町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

２　学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1)　学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置）の習得を積極的に推進する。

(2)　児童生徒に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

(3)　地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

(4)　社会教育においては、ＰＴＡ、老人大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研修会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

３　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のあ

る時期を選んで行うものとする。

第４　防災訓練計画

地震災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、第４章第２節「防災訓練計画」の定めるところにより、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

第５　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、地震災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量供給事業者の保有量の把握に努めるものとし、細部については、第４章第３節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによるものとする。

第６　相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとし、細部については、第４章第４節「相互応援（受援）体制整備計画」に定めるところによるものとする。

第７　避難体制整備計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、第４章第６節「避難体制整備計画」の定めるところによるものとする。

第８　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、第４章第７節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところによるものとする。

第９　火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、第４章第１０節「消防計画」の定めるところによるもののほか、次のとおりとする

１　地震による火災の防止

地震時の火災の発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火気取扱いについて指導啓発するとともに、南渡島消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取扱い、耐震自動消火装置付石油ストーブ及び感震ブレーカーを使用するよう指導を強化する。

２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限度に食い止めるには、初期消火活動が重要であるので、町、道及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1)　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱いを指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2)　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性消防クラブ等の設置、育成指導を強化する。

(3)　ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

３　予防査察の強化指導

七飯消防署は、消防法に規定する立ち入り検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

(1)　消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。

(2)　消防用設備等の自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

４　消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、中高層建築物、危険物施設が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び消防機関は消防設備及び消防水利の整備充実を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第１０　危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、第８章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところによるものとする。

第１１　建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

１　建築物の防災対策

(1)　木造建築物の防火対策の推進

住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2)　既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフ

レットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

(3)　ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(4)　窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(5)　被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

２　崖地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第１２　土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、第４章第１５節「土砂災害予防計画」の定めるところによるものとする。

第１３　液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

１　現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（１９６４年）を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（１９９５年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震（１６６８年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されているが、北海道南西沖地震（１９９３年）では、当町においても大沼を中心に液状化現象が発生し、交通に支障をきたした事例がある。これらの事例を教訓に液状化への対策を強化する必要がある。

２　液状化対策の推進

(1)　液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

（政策の体系）

液状化対策の推進
- 液状化対策についての調査研究
- 建設物などに対する液状化対策
- 液状化対策に関する知識の普及・啓発

(2)　液状化対策の調査・研究

町は、道及び防災関係機関とともに大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

(3)　液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次の３つの手法が考えられる。

ア　地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

イ　発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

ウ　施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

（手法の体系）

液状化の対策
- 液状化発生の防止（地盤改良）
- 液状化による被害の防止（構造的対応）
- 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

(4)　液状化対策の普及・啓発

町は、道及び防災関係機関と連携し、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第１４　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるが、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に関する細部計画は、第４章第１６節「積雪・寒冷対策計画」に定めるところによる。

第１５　複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、細部については第４章第１７節「複合災害に関する計画」に定めるところによる。

第１６　業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとし、細部については第４章第１８節「業務継続計画の策定」に定めるところによる。

第９節　災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関はそれぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第１　応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、第３章第２節「災害対策本部」の定める設置基準に基づき、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害現地対策本部が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

第２　地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、第５章第１節「災害情報収集・伝達計画」の定めるところにより実施する。

１　緊急地震速報

(1)　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度が５弱以上と予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通して住民に情報を提供する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

(2)　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く伝達されている。

なお、気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

２　地震に関する情報の種類と内容

(1)　地震に関する情報

資料編　資料１２－２を参照

(2)　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ（気象庁・協議

会ｗｅｂ）などでも発表している資料

ア　地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や、震度４以上の揺れを観測した時などに、地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報、津波警報、津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

イ　管内地震活動図

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために、管区・地方気象台等で地震活動状況等に関する資料を作成

ウ　地震に関する情報を用いる地域名称

第３　災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第５章第１節「災害情報収集・伝達計画」の定めるところにより実施する。

第４　災害広報・情報提供計画

町、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」に定めるところにより実施する。

第５　避難対策計画

地震災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、第５章第４節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

第６　救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、第５章第９節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

第７　地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、第４章第１０節「消防計画」及び第８章第６節「林野火災対策計画」の定めるところにより実施する。

第８　災害警備計画

地震災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備についての計画は、第５章第１２節「災害警備計画」の定めるところにより実施する。

第９　交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第１０　輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は、第５章第１４節「輸送計画」の定めるところにより実施する。

第１１　ヘリコプター等活用計画

地震災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、第５章第８節「ヘリコプター等活用計画」の定めるところにより実施する。

第１２　食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、第５章第１５節「食料供給計画」の定めるところにより実施する。

第１３　給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、第５章第１６節「給水計画」の定めるところにより実施する。

第１４　衣料・生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、第５章第１７節「衣料、生活必需物資供給計画」の定めるところにより実施する。

第１５　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、第５章第１８節「石油類燃料供給計画」の定めにより実施する。

第１６　生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、第５章第２０節「上下水道施設対策計画」、第５章第１９節「電力施設災害応急計画」の定めにより実施する。また、電気通信事業者及び放送機関は、速やかに対策を講ずる。

第１７　医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

第１８　防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第５章第１１節「防疫計画」の定めるところにより実施する。

第１９　廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理・処分及び死亡獣畜等の処理等の業務に関する計画は、第５章第２９節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより実施する。

ただし、住民又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の除去については、第５章第２４節「障害物除去計画」によるものとする。

第２０　家庭動物等対策計画

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、第５章第２７節「家庭動物等対策計画」の定めるところにより実施する。

第２１　文教対策計画

地震によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、第５章第２５節「文教対策計画」の定めるところにより実施する。

第２２　住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、第５章第２３節「住宅対策計画」の定めるところにより実施する。

第２３　被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

１　応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1)　活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

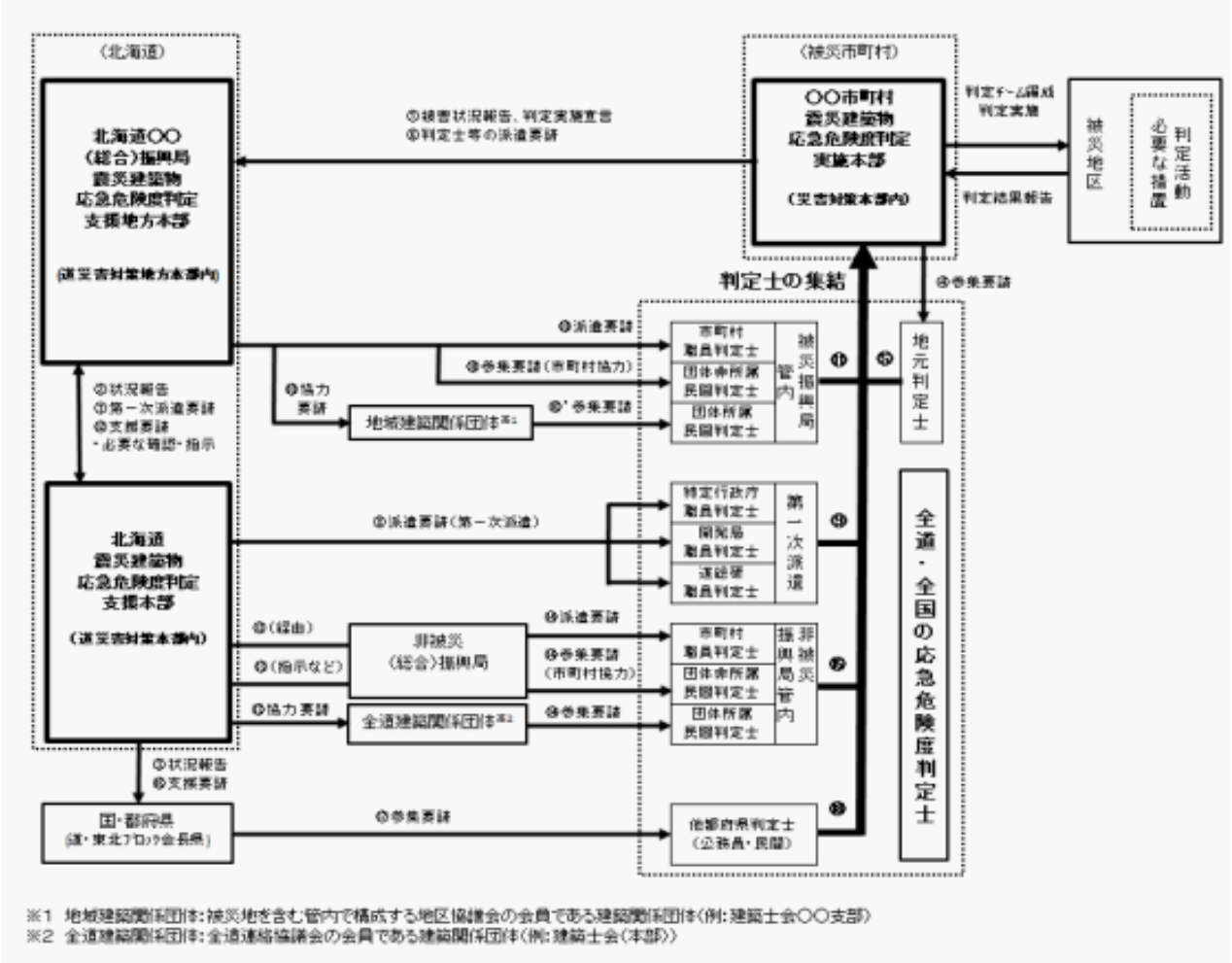

(2)　基本的事項

ア　判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ　判定開始時期、調査方法

地震発生後できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

ウ　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」の３色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすいところに貼付する。

なお、３段階の判定内容は、次のとおりである。

・危　険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

・要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

・調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

エ　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ　判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

２　石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防止するため、北海道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第２４　被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、第５章第２２節「被災宅地安全対策計画」の定めるところにより実施する。

第２５　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第２６　障害物除去計画

地震災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、第５章第２４節「障害物除去計画」の定めるところにより実施する。

第２７　広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところによる。なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第５章第４節「避難対策計画」による。

第２８　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊（指定部隊の長）の派遣要請を依頼する。

第２９　防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯとの連携に関する計画は、第５章第３０節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第３０　救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第５章第３３節「災害救助法の適用と実施」の定めるところによる。

第１０節　災害復旧・被災者援護計画

地震災害に対する災害復旧・被災者援護計画については、第９章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより実施するものとする。

第７章　火山噴火災害対策計画

第１節　計画の目的

この計画は、北海道駒ヶ岳が噴火し、又は噴火するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、北海道及び森町、鹿部町、七飯町（以下「設置町」という。）で設置する北海道駒ヶ岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）が作成した「北海道駒ヶ岳火山避難計画」（以下「避難計画」という。）に基づくが、ここでは、本町が実施する予防及び応急対策を明らかにし、噴火災害による人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　計画の基本方針

本計画は、次の基本方針に基づき定められたものである。

１　駒ヶ岳火山噴火災害による犠牲者を０とする。

２　駒ヶ岳の噴火の特性を正しく理解して対策に当たる。

３　各機関が災害対策における役割と責任分担を明確に把握するとともに、広域的な応援体制を確立して対策に当たる。

４　自助・共助・公助の連携を強化し、設置町、道、防災関係機関、地域住民、事業所、各種団体等が協力して対策に当たる。

第３節　北海道駒ヶ岳の概況

第１　位置

北海道駒ヶ岳は、北海道の玄関口函館駅の北約１６㎞の距離に有り、七飯町、森町、鹿部町にまたがる標高１，１３１ｍの活火山で、渡島半島南部のランドマークとなっている。

第２　北海道駒ヶ岳の活動概要

北海道駒ヶ岳は、１０万年前より以前に活動を開始した安山岩質の成層火山である。

約４万年前までに溶岩や火砕物を噴出し、円錐形の成層火山を形成した。その後３回の活動期が認められ、複数回の山体崩壊と爆発的噴火を繰り返している。現山頂部には西の剣ヶ峯、北の砂原岳、南の馬の背・隅田盛で囲まれた直径約２㎞の火口原がある。

この火口原には、数個の小火口があり、１９４２年噴火では、昭和４年火口を通って長さ約１．６㎞の割れ目を生じた。１９９６年の噴火では昭和４年火口の南側に長さ約２００ｍの火口列を生じた。

１　近年の噴火概況

１６４０年の大噴火以降、大小十数回の活発な噴火活動を繰り返している。

特に、１６４０、１６９４、１８５６、１９２９年の４回の噴火は、大規模噴火で火砕流を伴った。１６４０年の噴火では、山頂が崩壊し岩屑なだれとなって流下した。岩屑なだれの一部は噴火湾に流れ込み大津波を発生させたため、噴火湾の沿岸一帯で７００名余りが溺死した。また、川をせき止め大沼・小沼が現在の姿となった。

１８５６年の噴火では、噴煙柱を高く上げる噴火の後、火砕流が発生し、南東麓で湯治客２０名以上が犠牲となった。

１９２９年の噴火では、２名が犠牲となった。

１９４２年の噴火では、火口原に北北西～南南東方向の１．６㎞の大亀裂が形成され、小規模な火砕サージも発生した。

以後、噴火はしばらくなかったが、１９９６年３月、５４年ぶりに小噴火し、降灰によって山麓では土石流が発生した。その後も１９９８年１０月、及び２０００年９月～１１月にかけて小噴火が発生した。

２　前兆現象と噴火継続時間

１６４０年（寛永１７年）の噴火では、詳細な記録がないため、前兆現象があったかどうかは不明であるが、１８５６年（安政３年）、１９２９年（昭和４年）、１９４２年（昭和１７年）の大・中規模噴火では、いずれも前兆現象の証言があった。１９０５年（明治３８年）、１９１９年（大正８年）などの噴火でも前兆現象が指摘されている。

一方、１９９６年、１９９８年の小噴火では、いずれも前兆現象が認められず、噴火が始まった。前兆現象は、いずれも鳴動あるいは振動で、噴火の数時間前～数日前に起きている。小噴火発生後、数時間から数日のうちに大噴火に至る場合があり、大噴火の継続時間は１～３日間ぐらいである。

３　有史以降の火山噴火

資料編３　災害の概要参照

第４節　災害予防対策計画

町、道及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第１　観測及び調査研究

１　北海道駒ヶ岳の火山観測体制

札幌管区気象台（地域火山監視・警報センター）は、常時観測火山として北海道駒ヶ岳を指定し、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

また、これらの観測のため、監視カメラ、地震計、ＧＮＳＳ、空振計、傾斜計を設置している。

２　調査研究

北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和４５年以来、火山活動の現況（地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測）、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況（噴火の規模、形態）、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究

を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。

第２　災害発生範囲の把握等

町及び協議会は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、協議会が作成した「駒ヶ岳火山防災ハンドブック」及び町が作成した「七飯町防災ハザードマップ」により、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

第３　警戒体制の強化

町、道及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知ワイヤーセンサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図るものとする。

第４　警戒避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民や観光客等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

なお、具体的な警戒避難体制の整備については、協議会が作成した「避難計画」によるものとする。

また、火山災害では、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が拡大した場合を想定し、第４章第４節「相互応援（受援）体制整備計画」に定めるところにより、近隣市町と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図ることが望ましい。

第５　二次災害の予防対策

町、道及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第６　通信施設の整備

町、道及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第７　防災知識の普及啓発

町、道及び防災関係機関は、北海道駒ヶ岳の過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、火山の特性を考慮して、火山災害ハザードマップ（火山噴火危険区域予測図、噴火警報等の解説、避難場所及び避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等、防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、火山災害時の行動マニュアル）等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の啓発・普及に努めるものとする。

なお、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所について、掲示板等を設置するなど住民、登山

者等への周知を図るものとする。

また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届けや登山計画書の提出に関する啓発・普及を図るものとする。

登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届けの積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

札幌管区気象台及び函館地方気象台は、関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。

第８　実践的な防災訓練の実施と事後評価

町及び道は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、課題等を明らかにし、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

第９　火山防災対策の検討体制

１　北海道駒ヶ岳火山防災協議会

道及び設置町は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する北海道駒ヶ岳火山防災協議会を設置する。

また、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、協議会に町、道、気象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（コアグループ）を整備する。

協議会では警戒避難体制の整備に必要な事項について、統一的な防災体制を検討する観点から「噴火シナリオ」や「火山ハードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

協　議　会　名	設立年月日	構　成　市　町	解散年月日
駒ヶ岳火山防災会議協議会	S55.10.8	函館市、森町、 鹿部町、七飯町	H28.3.22
北海道駒ヶ岳火山防災協議会	H28.3.22	北海道、森町、 鹿部町、七飯町	

避難計画の承認

北海道駒ヶ岳火山避難計画	R1年8月20日承認	

２　道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会

道防災会議は、地震火山対策部会に専門委員で構成する火山専門委員会を設置し、道内の火山災害に特有な専門的事項を調査するとともに、道、市町村等が行う火山防災対策に関し、専門的知見に基づく必要な助言等を行うものとする。

なお、火山専門委員会の所掌事項は次のとおりである。

(1)　火山防災対策に関する調査
(2)　火山防災計画に関する事項
(3)　火山災害の予防及び応急対策に関する事項
(4)　火山防災協議会活動への参画
(5)　火山防災協議会等連絡会への参画
(6)　その他火山専門委員会が必要と認める事項

３　火山防災協議会等連絡会

道は、各火山防災協議会の取り組みや課題を共有するとともに、新たな課題等に対処するため各火山防災協議会の構成市町村、火山専門委員会からなる「火山防災協議会等連絡会」を設置するものとする。

第１０　避難促進施設の指定等

町は、活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）第６条第５項に基づき、火山災害警戒区域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた施設を避難促進施設に指定するものとする。

１　指定基準

避難促進施設の指定基準は、協議会が作成した「避難計画」によるものとする。

２　避難促進施設

避難促進施設は、資料編「活動火山対策特別措置法に基づく避難促進施設」のとおりとする。

３　避難確保計画の作成

避難促進施設に指定された施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成及び公表するとともに、七飯町長に報告するものとする。また、これに基づく避難訓練を実施し、その結果を七飯町長に報告するものとする。

第５節　災害応急対策計画

第１　防災組織

１　七飯町

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて第３章第１節「組織計画」の定めるところにより、応急活動体制を整え、町に係る災害応急対策を実施する。

２　道

知事は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、必要に応じて、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

３　防災関係機関

関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　災害対策現地合同本部

設置町は、北海道の災害対策現地合同本部、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部の設置が決定された場合、設置場所の提供等の準備に協力するものとし、設置後は連絡員を派遣し関係機関との連絡調整にあたる。

第２　火山情報等

１　火山情報の種類

札幌管区気象台（又は気象庁）が発表する火山情報は以下のとおり。

火山情報の種類	情　報　内　容	情報発信機関
噴火警報 （居住地域） 噴火警報 （火口周辺）	噴火に伴う生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。	札幌管区気象台
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される。	札幌管区気象台
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表される。	札幌管区気象台
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことをいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される。	札幌管区気象台
火山の情報に関する解説情報(臨時)	噴火警戒レベル引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に発表される。	札幌管区気象台
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される。	札幌管区気象台
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。詳細は、第２－２を参照	気象庁

火山情報の種類	情　報　内　容	情報発信機関
火山現象に関する情報等	１　火山活動解説資料 　写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表される。 ２　月間火山概況 　前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料で、毎月上旬に発表される。 ３　噴火に関する火山観測報 　噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。	札幌管区気象台
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を予報し発表される。	気象庁
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定して、付近を航行する船艇に対して警戒を呼びかける。	気象庁
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が発表される。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の防風ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報(VAA)の提供を行う航空路火山灰情報センター(VAAC)を世界９カ所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。	気象庁

２　北海道駒ヶ岳噴火警戒レベル　　出展：気象庁ホームページ

種別	名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避　難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	●大噴火が発生し、火砕流や積雪期は融雪型火山泥流が居住地域に到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積【5-3】。 ※昭和４年の大噴火（1929年）の事例 ●中噴火が発生し、火砕流や火砕サージが山腹から山麓（居住地域除く）に硫化するなど、大噴火の発生が切迫している【5-2】 ※1942年11月16日中噴火、火災サージ発生 ●地震活動の活発化、火山性微動の振幅増大および顕著な地殻変動が観測されるなど居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が切迫している【5-1】。 ※過去の観測事例なし
			レベル４（高齢者等避難）	居住区域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要	●小噴火が継続又は断続的に発生するなど、大噴火の発生が予想される。 ※昭和４年（1929年）大噴火の事例 1929年6月17日未明：小噴火が断続的に発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等	●小噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散【3-2】。 ※昭和４年（1929年）大噴火の事例 1929年6月17日00時30分頃：最初の小噴火 ※その他の過去事例 2000年9月～11月、1998年10月25日、1996年3月5日に小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 ●視界不良時に火山性微動が発生するなど、小噴火が発生した可能性がある【3-1】。 ※過去事例なし ●地震活動の活発化により、小噴火の発生が切迫している【3-1】。 ※過去事例 1929年：噴火前の地震活動の活発化
		火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	●地震活動や熱活動の活発化により、小噴火の発生が予想される。 ※過去事例 2000年8月：噴火活動の活発化 1996年3月：噴火前の火山性地震の増加 1990年4月3日、6日～7日：火山性地震多発、火山性微動発生 1983年6月13日：連発型の地震発生
予報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。 状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注１：ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注２：大噴火とは、噴煙が１万ｍ以上上がり、火砕流が居住地域にまで到達し、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積するような噴火である。
注３：小噴火とは、噴煙が数百ｍまで上がり、大きな噴石が山頂火口原内に飛散するような噴火である。

３　降灰予報

以下の３種類の降灰予報が気象庁から発表される。

(1)　降灰予報（定時）

ア　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表される。

イ　噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表される。

ウ　１８時間先（３時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

(2)　降灰予報（速報）

ア　噴火が発生した火山に対して、直ちに発表される。

イ　発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

(3)　降灰予報（詳細）

ア　噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表される。

イ　降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後２０～３０分程度で発表される。

降灰量階級と降灰の厚さ

降 灰 量 階 級	予想される降灰の厚さ
多　　量	１㎜以上
や や 多 量	０．１㎜以上１㎜未満
少　量	０．１㎜未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表　現　例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ ｷｰﾜｰﾄﾞ	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	１㎜以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある

名称	表　現　例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ ｷｰﾜｰﾄﾞ	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転をする 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある （およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は徐灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり(※)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少　量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みが伴う	フロントガラスの降灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(※)

(※)富士山ハザードマップ検討委員会（２００４）による設定

４　異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1)　北海道駒ヶ岳噴火に関する異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは消防職員に通報しなければならない。通報は最も迅速、確実な方法によるものとする。

(2)　異常現象発見者から通報を受けた警察官又は消防職員は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

(3)　異常現象の通報を受けた町長は、直ちに札幌管区気象台、函館地方気象台、渡島総合振興局、協議会及び防災関係機関に通報するものとする。なお、住民等に対する周知は防災行政無線、広報車、インターネット等により徹底を図る。

(4)　異常現象の種類

ア　噴火現象

爆発、溶岩流、泥流、火砕流及びそれに伴う降灰、降砂など。

イ　噴火以外の火山性異常現象

(ｱ)　火山地域での地震の群発

(ｲ)　火山地域での鳴動の発生

(ｳ)　火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈等）

(ｴ)　噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気口及び火口の新生、拡大、移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物の異常変化等）

(ｵ)　火山地域での温泉の顕著な異常変化（新生、枯渇、量、味、臭気、濁度異常変

化等）

(ｶ)　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ又は小動物の異常現象等

(ｷ)　火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等浮上及び発泡、温度の上昇等）

北海道駒ヶ岳異常現象発見通報系統図

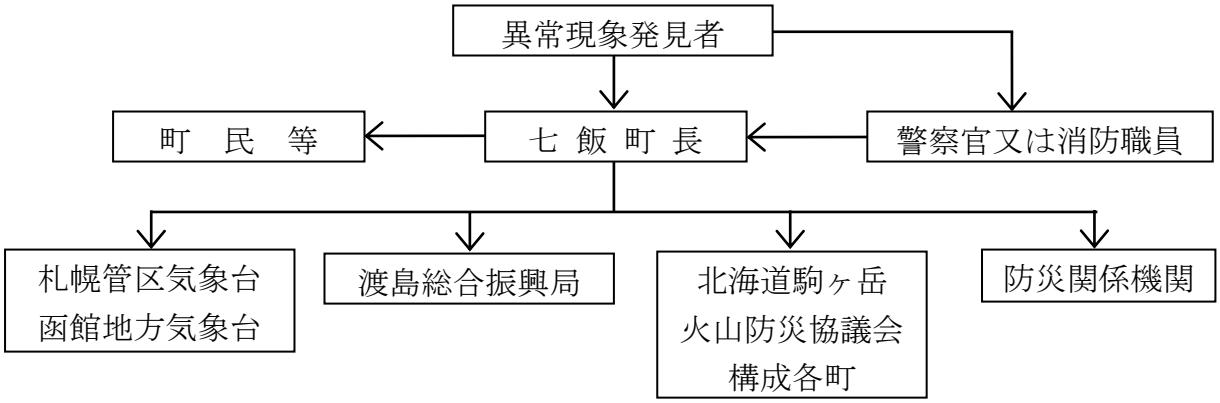

５　噴火警報等の伝達

(1)　噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2)　噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア　通報及び伝達の内容

(ｱ)　札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

(ｲ)　北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、町長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

(ｳ)　七飯町

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ　通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

（資料編　資料１８－３「噴火警報等伝達系統図」を参照）

北海道駒ヶ岳噴火警報等関係機関一覧表

発表担当官署	通知担当官署	警察機関	振　興　局	市町村
札幌管区気象台	函館地方気象台	函館方面本部	渡島総合振興局	森　町 鹿部町 七飯町
	室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振総合振興局	室蘭市 伊達市 洞爺湖町

第３　災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第５章第１節「災害情報収集・伝達計画」及び第２節「災害通信計画」に定めるところによる。なお、道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第４　災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

第５　応急措置

町、道及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第５章第５節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第６　避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、北海道駒ヶ岳火山防災協議会が定めた避難計画並びに第５章第４節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第７　警戒区域の設定

町、道及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第５章第４節「避難対策計画」の定めるところ及び気象庁（札幌管区気象台）が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当ってはあらかじめ関係機関と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果、通知される土砂災害緊急情報により、町は警戒避難体制をとるとともに住民周知に努めるものとする。

第８　救助救出及び医療救護活動等

町、道及び防災関係機関は、第５章第９節「救助救出計画」及び第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び防災関係機関は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第９　道路交通の規制

北海道警察及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

第１０　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

第１１　広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

第１２　家畜等の収容対策

泥流の発生あるいは降灰が著しく、家畜等の転飼を行う必要がある場合は、関係事業者と連携をとり次により収容するものとする。

１　被災農家は、それぞれ転飼農家を決定し、その管理を預託する。

２　家畜を収容した農家をもって管理班を組織して、給飼その他の管理にあたることとする。

３　被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、渡島総合振興局長を通じ道農政部長へ応急飼料のあっ旋を要請するものとする。

第６節　災害復旧計画

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第９章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第８章　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第１節　航空災害対策計画

第１　基本方針

本町の区域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　実施事項

(1)　東京航空局函館空港事務所

ア　航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置を講ずるものとする。

イ　迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

ウ　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

カ　災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

キ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2)　航空運送事業者

ア　航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第３　災害応急対策

１　情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1)　情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

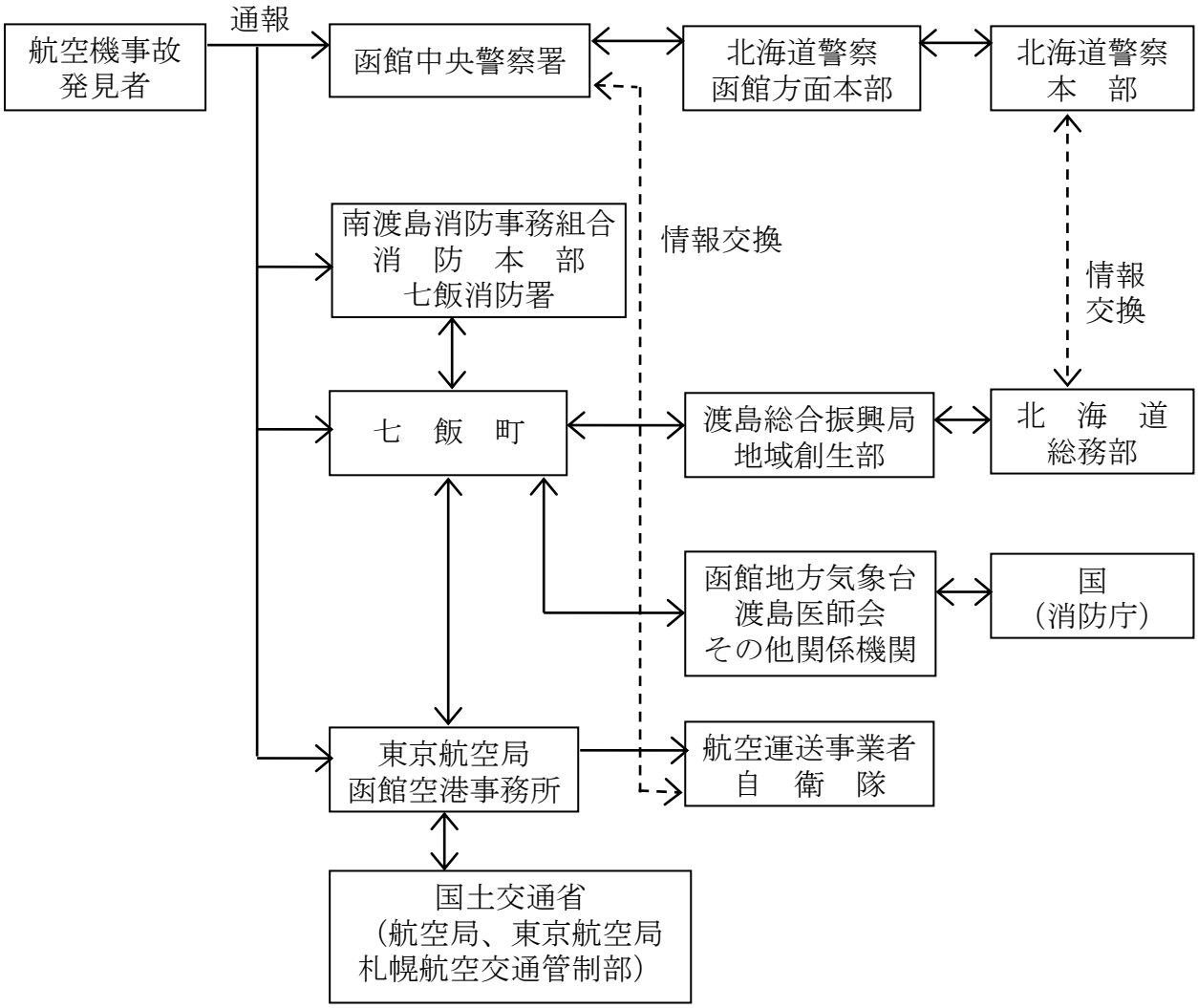

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　実施機関

東京航空局函館空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、北海道運輸局函館運輸支局、渡島総合振興局、北海道警察函館方面本部、函館中央警察署、七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

(2)　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ｱ)　航空災害の状況

(ｲ)　家族等の安否情報

(ｳ)　医療機関等の情報

(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(ｵ)　その他必要な事項

イ　旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　航空災害の状況

(ｲ)　旅客及び乗務員等の安否情報

(ｳ)　医療機関等の情報

(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(ｵ)　航空輸送復旧の見通し

(ｶ)　避難の必要性等、地域に与える影響

(ｷ)　その他必要な事項

3　応急活動体制

(1)　七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

町長及び消防機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　北海道

知事は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3)　防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4)　災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施をするため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

４　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関相互が密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

５　救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第５章第９節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

６　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

７　消防活動

航空災害時における消防活動については、第４章第１０節「消防計画」及び本章第６節「林野火災対策計画」に基づき速やかに火災の発生状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施するものとする。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図るものとする。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

９　交通規制

北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10　防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1)　実施機関

七飯町、北海道

(2)　実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第５章第１１節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。また、第５章第２９節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより廃棄物処

理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11　自衛隊派遣要請

町長は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

12　広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を要請するものとする。

第２節　鉄道災害対策計画

第１　基本方針

本町の区域において、鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模事故（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

第２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　実施要項

(1)　北海道運輸局

ア　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

イ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

ウ　踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。

(2)　鉄軌道事業者

ア　踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

イ　鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。

ウ　自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報などの収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整

備するものとする。

オ　災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ　災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させ、再発の防止に努めるものとする。

第３　災害応急対策

１　情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　関係機関は、防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　実施機関

鉄軌道事業者、渡島総合振興局、北海道警察函館方面本部、函館中央警察署、七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

(2)　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ｱ)　鉄道災害の状況

(ｲ)　家族等の安否情報

(ｳ)　医療機関等の情報

(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(ｵ)　その他必要な事項

イ　旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　鉄道災害の状況
(ｲ)　旅客及び乗務員等の安否情報
(ｳ)　医療機関等の情報
(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(ｵ)　施設等の復旧状況
(ｶ)　避難の必要性等地域に与える影響
(ｷ)　その他必要な事項

3　応急活動体制

(1)　七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

町長及び消防機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　北海道

知事は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3)　防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4)　災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施をするため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4　救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第５章第９節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

5　医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6　消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1)　鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

ア　消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ　消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するのもとする。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

８　交通規制

鉄道災害時における交通規制については、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

９　危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11　広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を要請するものとする。

12　災害復旧

鉄道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

（別記）

情報通信連絡系統図

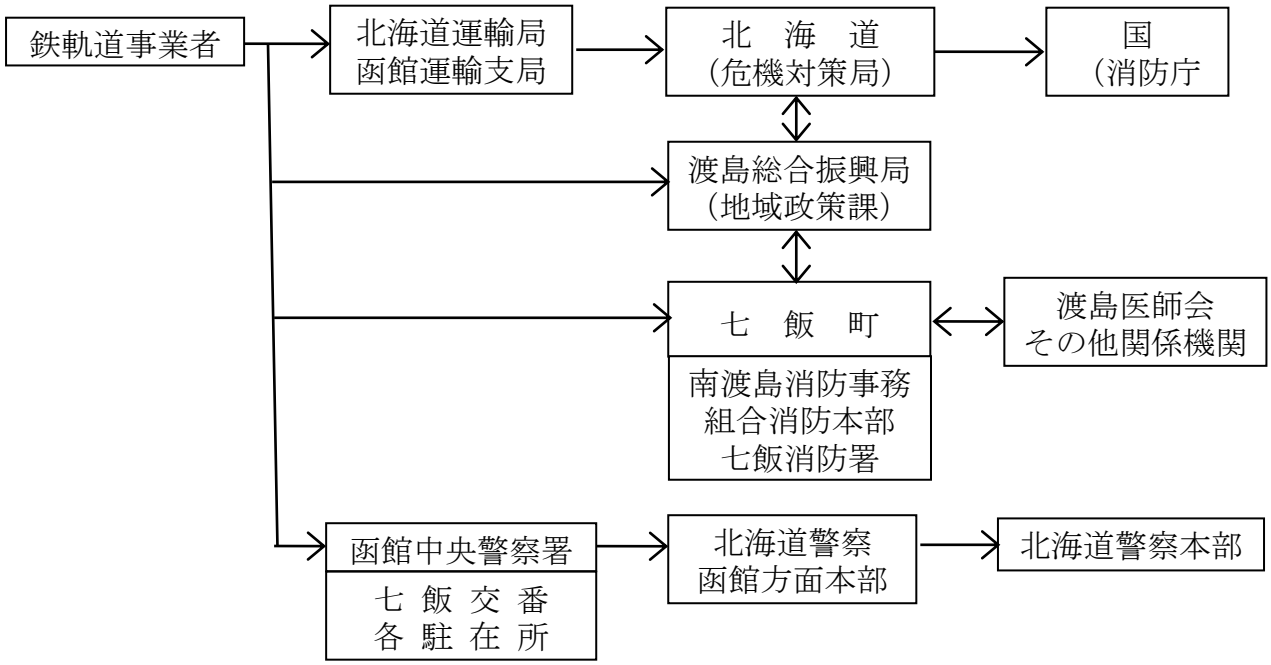

第３節　道路災害対策計画

第１　基本方針

本町の区域において、道路構造物の被災又は国道等及び地域高規格道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定めるものとする。

第２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　実施事項

(1)　道路管理者

ア　トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ　道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的、かつ、総合的に実施するものとする。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

カ　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材等を整備するものとする。

キ　道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

ク　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第３　災害応急対策

１　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1)　情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

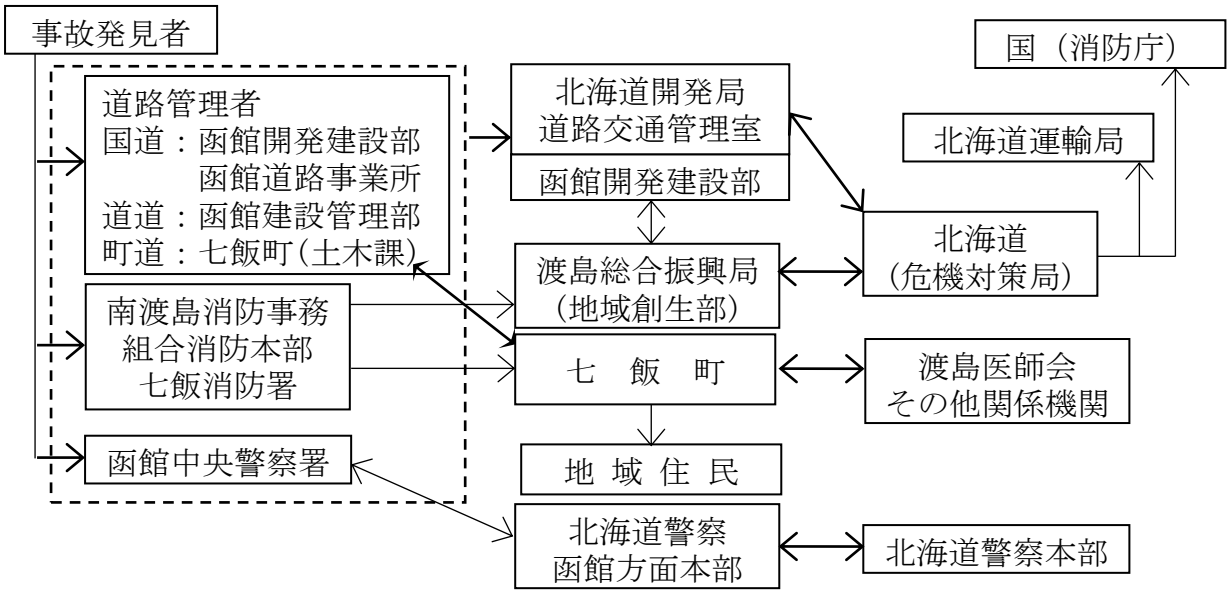

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　実施機関

函館開発建設部、渡島総合振興局、北海道警察函館方面本部、函館中央警察署、七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

(2)　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ｱ)　道路災害の状況
(ｲ)　家族等の安否情報
(ｳ)　医療機関等の情報
(ｴ)　関係機関等の災害応急対策に関する情報
(ｵ)　その他必要な事項

イ　道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　道路災害の状況
(ｲ)　被災者の安否情報
(ｳ)　医療機関等の情報
(ｴ)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(ｵ)　施設等の復旧状況
(ｶ)　避難の必要性等、地域に与える影響
(ｷ)　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

町長及び消防機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　北海道

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3)　防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4)　災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施をするため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

４　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第５章第９節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

５　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

６　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1)　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活

動が行われるよう協力するものとする。

(2)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

ア　消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ　消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

８　交通規制

道路災害時における交通規制については、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2)　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

９　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11　広域応援

町長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援要請を依頼するものとする。

12　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

(1)　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2)　関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

(3)　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(4)　災害復旧に当っては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第４節　危険物等災害対策計画

第１　基本方針

本町の区域において、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２　危険物等の定義

危険物等の定義については、次の各号に定めるものとする。

１　危険物

消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）第２条第７項に規定されているもの。

危険物施設の設置場所は資料編　資料２２「危険物保有事業所等一覧」

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

２　火薬類

火薬類取締法（昭和２５年５月４日法律第１４９号）第２条に規定されているもの。

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管等）など

３　高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和２６年６月７日法律第２０４号）第２条に規定されているもの。

〔例〕液化石油ガス、アセチレン、アンモニアなど

４　毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和２５年１２月２８日法律第３０３号）第２条に規定されているもの。

〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）

劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

５　放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年６月１０日法律第１６７号）」等により、それぞれ規定されているもの。

〔例〕放射性同位元素、核燃料物質、核原料物資など

第３　災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

１　危険物等災害予防

(1)　事業者

ア　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去、その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署、北海道

ア　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安責任者の選任等について指導するものとする。

(3)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

必要に応じ、危険物等の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

２　火薬類災害予防

(1)　事業者

ア　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届けるとともに道に報告するものとする。

(2)　北海道産業保安監督部

ア　火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ　事業者の予防対策について監督、指導するものとする。

(3)　北海道

ア　火薬取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造責任者の選任等について指導するものとする。

(4)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

ア　火薬取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るも

のとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ　火薬類運搬の届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法、又は火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ　火薬庫が近隣の火災その他事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防災管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

３　高圧ガス災害予防

(1)　事業者

ア　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2)　北海道産業保安監督部

ア　高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(3)　北海道

ア　高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安総括者の選任等について指導するものとする。

ウ　高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

ア　人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防災管理者等による自主保安体制の確立等、適切な指導を行う。

4　毒物・劇物災害予防

(1)　事業者

ア　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危険防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

(2)　北海道

ア　毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防災管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5　放射性物質災害予防

(1)　事業者

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射能取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防災管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3)　北海道警察函館方面本部、函館中央警察署

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ　放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとす

る。

第４　災害応急対策

１　情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

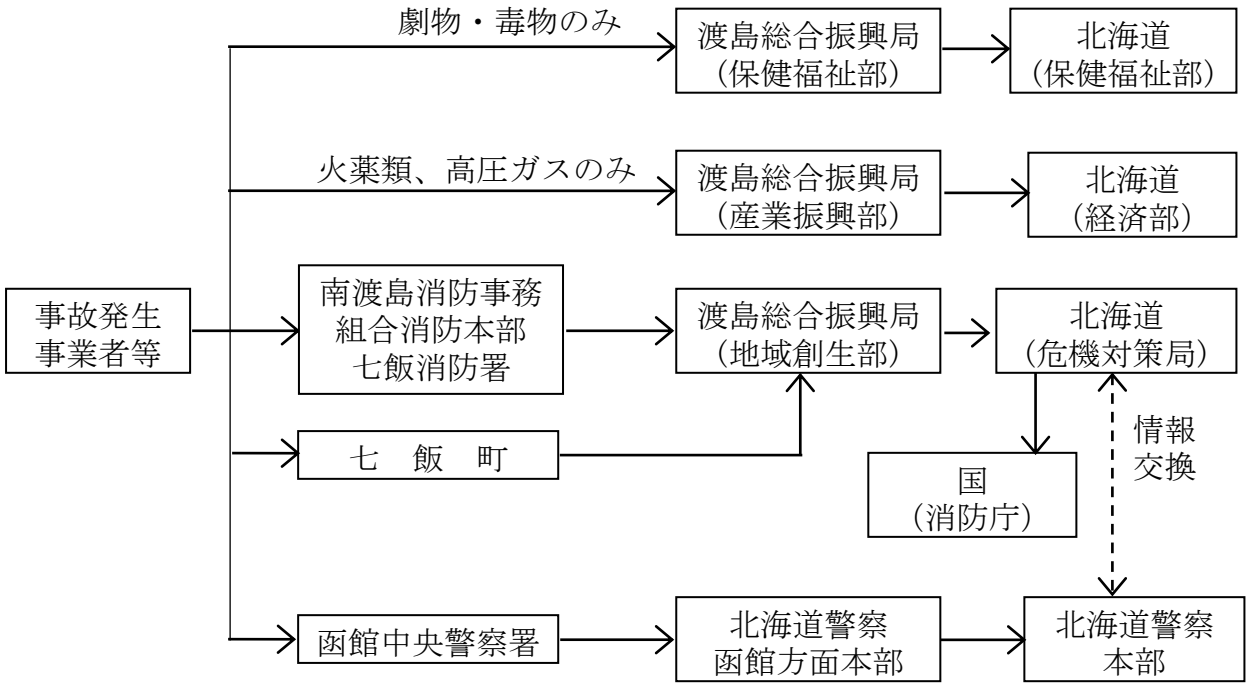

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2)　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ｱ)　災害の状況

(ｲ)　家族等の安否状況

(ｳ)　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(ｴ)　医療機関等の情報

(ｵ)　関係機関の実施する応急対策の概要

(ｶ)　その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ｱ)　災害の状況

(ｲ)　被災者の安否情報

(ｳ)　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(ｴ)　医療機関等の情報

(ｵ)　関係機関の実施する応急対策の概要

(ｶ)　避難の必要性等、地域に与える影響

(ｷ)　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

町長及び消防機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　北海道

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3)　防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4)　災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施をするため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

４　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発物・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1)　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2)　危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

5　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1)　事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2)　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

ア　事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ　消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6　避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第４節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7　救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第５章第９節「救助救出計画」及び第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等各関係機関は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8　交通規制

警察機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

10　広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国に対して応援を要請するものとする。

第５節　大規模な火事災害対策計画

第１　基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織をとおして相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

１　町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

(1)　大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置推進に努める。

(2)　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3)　予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和２３年７月２４日法律第１８６号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4)　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5)　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6)　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7)　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8)　消防体制の整備

消防職員・団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応

力を高めることとする。

(9)　防災訓練の実践

関係機関や地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(10)　火災警報

町長は、北海道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度６８％以下にして、最小湿度４２％を下回り、最大風速１３m/s 以上のとき。）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第２２条に基づく火災警報を発令することができる。

２　北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第３　災害応急対策

１　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1)　情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2)　実施事項

ア　町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡するものとする。

ウ　町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況

イ　家族等の安否状況

ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

3　応急活動体制

(1)　七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

町及び消防機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　北海道

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3)　防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4　消防活動

南渡島消防事務組合消防本部は、第４章第１０節「消防計画」の定めるところによるほか、次により消防活動を行うものとする。

(1)　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
(2)　避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
(3)　消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5　避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第５章第４節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6　救助救出及び医療救護活動等

町は、第５章第９節「救助救出計画」及び第５章第１０節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町は、第５章第２６節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7　交通規制

函館中央警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

８　自衛隊派遣要請

町長は、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

９　広域応援

町及び南渡島消防事務組合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請するものとする。

（別記）　　情報通信連絡系統図

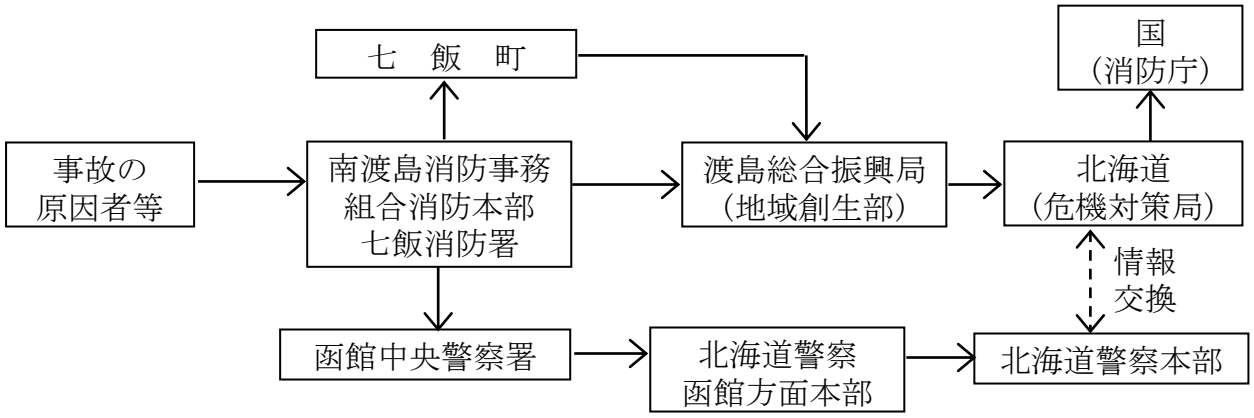

第４　災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第９章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第６節　林野火災対策計画

第１　基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２　予防対策

１　実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関は

次により対策を講ずるものとする。

(1)　実施機関

七飯町、渡島総合振興局、渡島森林管理署、渡島総合振興局東部森林室、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署、七飯消防団、七飯町森林組合

(2)　協力機関

函館中央警察署、七飯町教育委員会、鳥獣保護員、自然保護監視員、森林巡視指導員

２　林野火災予消防対策

(1)　火入れ対策

ア　火入れ許可

火入れは森林法及び七飯町火入れに関する条例に基づき対策を講ずるものとする。

イ　火入れ許可の手続き

(ｱ)　火入れをしようとするときは、火入れ許可申請書により指定事項を記載し許可を受けるほか、国有林に隣接している場合（周囲１キロメートル以内）は、渡島森林管理署の承認を受けなければならない。

(ｲ)　火入れ申請は、火入れを行おうとする期間の開始する日の７日前（国有林隣接地は１５日前）に町長に提出する。

(ｳ)　林野火災予消防強化期間中の火入許可申請には、必ず山火事予防巡視人の火入れ地の確認を受け確認書を添えるよう指導する。

ウ　火入れ方法の指導

(ｱ)　火入れをしようとするときは、必ず巡視人に連絡し、出来る限り共同火入れをする。また、警報発表時や気象状況の急変の際には、一切の火入れを中止する。

(ｲ)　火入れを実施するときは、その火入れ面積に応じ所要の人員を配置するほか、防火に必要な器具（くわ、スコップ、バケツ、かま等）を準備すること。

(ｳ)　火入れ責任者は、火入れ跡地の完全消火を図り、確認をすること。

(2)　入林、入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り等の入林、入山者及び林内作業者等による山火事発生対策として、次の事項を指導する。

ア　一般入林、入山者対策

山火事予消防思想の一層の普及啓発を図るとともに、入林、入山者に対しては、次の事項を指導する。

(ｱ)　国有林に入林、入山する際は、森林管理局の承諾を得て、入林許可証の交付を受ける。

(ｲ)　道有林に入林、入山する際は、渡島総合振興局東部森林室の承諾を得て、入林許可証の交付を受ける。

(ｳ)　町有林については、町の承諾を得て、入林許可証の交付を受ける。

(ｴ)　民有林に入林、入山する際は、所有者から承諾等を得る。

イ　入林作業者等に対する協力依頼

林野事業者は、現場における山火事発生を防ぐため、次のとおり自主防火体制を

確立する。

(ｱ)　現場における火気取扱責任者、巡視人を定め、緊急の場合の措置、連絡体制を確立すること。

(ｲ)　機械等の使用による失火防止のため、常にその点検整備をすること。

(ｳ)　火気、危険物の防火設備の完備及び失火対策として、現場に消火設備を備えること。

(ｴ)　喫煙の制限をすること。

(3)　森林組合、大規模森林所有者及び不在森林所有者の防火体制

森林組合、大規模森林所有者及び不在森林所有者は、それぞれ自己の所有管理事業関係等につき、予消防対策、防火設備、緊急の場合の連絡体制等適切な措置を講ずること。

３　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により特別警報、警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

なお、火災気象通報及び林野火災気象通報の基準、通報時刻、内容等は資料編「資料１０」のとおり。

(1)　伝達系統

林野火災予防に万全を期するため、気象情報を的確に把握し、町防災行政無線施設、広報車、電話等を利用し、各関係機関に通報するものとする。

火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。

火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）伝達系統図

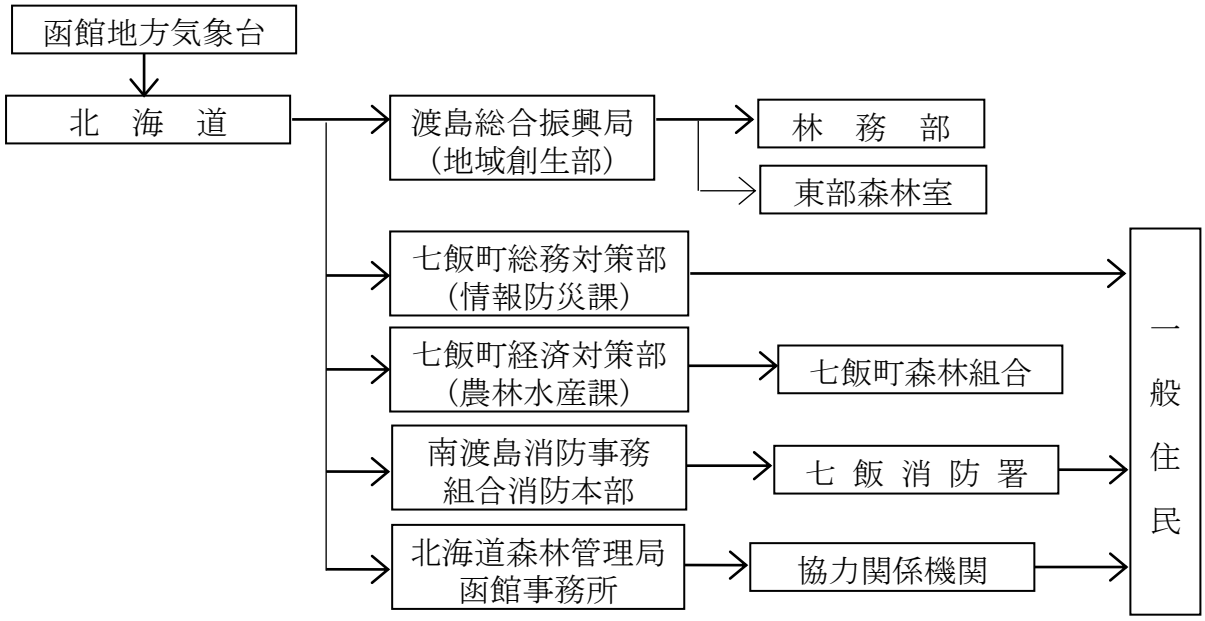

(2)　業務分担

気象通報の受領、伝達その他連絡及び林野火災予防業務の円滑な運営、計画の実施のための業務担当者は農林水産課長、業務代理者を農林施設整備係長とする。

４　林野火災強調期間の設定

気象条件から林野火災の最も発生しやすい期間を次のとおり定める。

毎年４月下旬から５月末までを「林野火災予防強調期間」とする。

※具体的な日は、渡島森林管理署の対策要領に合せて設定する。

５　林野火災予防思想の普及啓発

町民への林野火災予防思想の普及啓発は、次により行う。

(1)　町防災行政無線施設による普及啓発

(2)　広報紙等による普及啓発

(3)　ポスターの貼付、立看板の設置による普及啓発

(4)　チラシの配布による普及啓発

(5)　巡視人の協力による普及啓発

(6)　小中学校児童生徒の作品による普及啓発

第３　応急対策

１　情報通信

(1)　情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の、連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

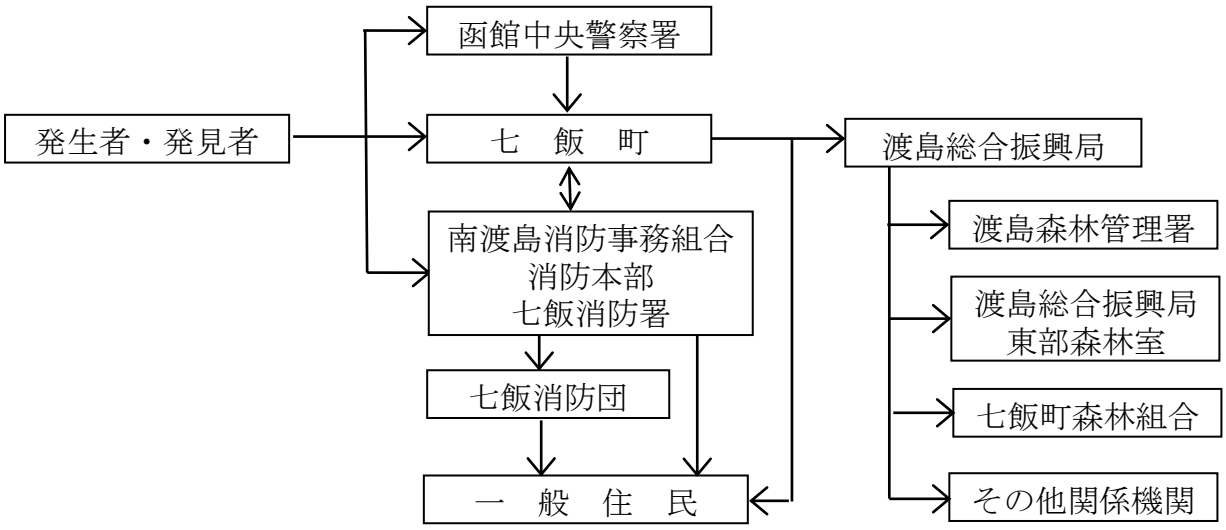

(2)　実施事項

ア　町長は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　町長は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　町長は、緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ　町及び渡島総合振興局は、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和５４年２

月２６日付林政第１１９号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の実施する応急対策の概要

オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の実施する応急対策の概要

オ　避難の必要性等、地域に与える影響

カ　その他必要な事項

３　応急活動体制

(1)　七飯町、南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署、七飯消防団

町長及び消防機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2)　北海道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3)　防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4)　災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施をするため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

４　消防活動

南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署、七飯消防団は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1)　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2)　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第５章第８節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により、空中消火を実施する。

５　避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第４節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

６　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第１３節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

７　自衛隊派遣要請

町長は、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（渡島総合振興局長）に対して、自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

８　広域応援

町長は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を要請するものとする。

第９章　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第１節　災害復旧計画

第１　実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が、実施するものとする。

第２　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画
(1)　河川
(2)　砂防設備
(3)　林地荒廃防止施設
(4)　地すべり防止施設
(5)　急傾斜地崩壊防止施設
(6)　道路
(7)　下水道
(8)　公園
２　農林水産施設災害復旧事業計画
３　都市施設災害復旧事業計画
４　上水道災害復旧事業計画

５　住宅災害復旧事業計画
６　社会福祉施設災害復旧事業計画
７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
８　学校教育施設災害復旧事業計画

第２節　被災者援護計画

第１　罹災証明書の交付

１　七飯町

(1)　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

(2)　町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

２　南渡島消防事務組合消防本部、七飯消防署

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

第２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

(1)　町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
カ　援護の実施の状況
キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
ク　電話番号その他の連絡先
ケ　世帯の構成
コ　罹災証明書の交付の状況
サ　町長が台帳情報を町以外の者に提供することに、被災者本人が同意している場合

には、その提供先

シ　サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(3)　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4)　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ　町が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に、提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に、申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ　その他台帳情報の提供に関し、町長が必要と認める事項

(3)　町長は、(2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節第２の(2) のス）を含めないものとする。

第３　融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行

う。

１　生活福祉資金
２　母子父子寡婦福祉資金
３　災害援護資金貸付金
４　災害弔慰金
５　災害障害見舞金
６　住家被害見舞金（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
７　災害復興住宅資金
８　農林漁業セーフティネット資金
９　天災融資法による融資
10　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
11　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
12　造林資金
13　樹苗養成施設資金
14　林道資金
15　主務大臣指定施設資金
16　共同利用施設資金
17　備荒資金直接融資資金
18　中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
19　勤労者福祉資金
20　「被災者生活再建支援法」に基づく支援

（資料編：資料３５　応急金融の大要）

第４　災害義援金の受付及び配分

１　実施責任者

義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社北海道支部・日赤七飯分区及び社会福祉法人・七飯町社会福祉協議会等と連携し、適切な受入れ配分等を行い、できる限り迅速な配分に努める。

２　運営方法等

委員会の運営方法等は別に定める（北海道災害義援金募集委員会会則及び要綱骨子並びに北海道災害義援金配分委員会会則及び要綱骨子の例による。）ところによる。

「七飯町地域防災計画」の沿革

昭和３７年１２月２４日　七飯町地域防災計画作成

昭和４２年　４月３０日　第１回修正

昭和６０年　３月１８日　第２回修正

平成１３年　３月１５日　第３回修正（全面改正）

平成２５年　９月３０日　第４回修正（全面改正）

令和　２年　２月　３日　第５回修正（全面改正）

令和　３年　２月２２日　第６回修正（一部修正）

令和　５年　３月１７日　第７回修正（一部修正）

七飯町地域防災計画

発　行　令和５年３月

発行人　七飯町防災会議

（事務局　七飯町情報防災課）